

参議院地方行政委員会會議録第六号

昭和三十七年八月三十日(木曜日)

午前十時三十五分開会

委員の異動

八月二十九日

兼任人君

松澤 兼人君

補欠選任

山本伊三郎君

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

小沢久太郎君

西田 信一君

秋山 長造君

市川 房枝君

小沢久太郎君

西郷吉之助君

國木 登君

館 哲二君

鍋島 直紹君

安井 謙君

湯澤三千男君

占部 秀男君

鈴木 壽君

林 虎雄君

松本 賢一君

山本伊三郎君

鈴木 一弘君

基 政七君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

文部大臣

自治大臣

政府委員

内閣総理大臣

官房審議室長

総理府総務長官

徳安 實蔵君

総理府総務次官

古屋 亨君

文部省管理局長

田中 啓一君

農林省農地局長

杉江 清君

自治省行政局長

庄野五一郎君

自治省財政局長

藤田 義光君

事務局長

佐久間 彌君

奥野 誠亮君

常任委員

鈴木 武君

警察庁警務局長

前田 利明君

大蔵省主計局長

高柳 忠夫君

大蔵省銀行局長

滝田 格司君

大蔵省第二課長

安川 七郎君

文部省管理局長

清水 成之君

利誤文部事務官

進藤聖太郎君

厚生省保険局長

河角 泰助君

自治省行政局長

松浦 功君

自治省行政局長

堀込惣次郎君

自治事務官

本日

の会議に付した案件

地方公務員共済組合法案(第四十回)

国会内閣提出、衆議院送付)

○地方税法中大規模償却資産に対する固定資産税課税定額引上げの請願(第六号)
○地方税法の一部改正に伴う市県民税減収補てんに関する請願(第七号)
○消防力増強に伴う助成基準引上げに関する請願(第八号)
○地方公務員共済組合法案早期成立に関する請願(第一九七号)
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案成立促進等に関する請願(第二四四号)
○旧樺太引揚市町村吏員の退職料等支給に関する請願(第三〇二号)
○地方公務員共済組合法案等の修正に関する請願(第三〇三号)(第三〇四号)(第三〇五号)(第三〇六号)(第三〇七号)(第三〇八号)(第三〇九号)(第三一〇号)(第三一一号)(第三一二号)(第三一三号)(第三一四号)(第三一五号)(第三一六号)(第三一七号)(第三一八号)(第三一九号)(第三二〇号)
○継続調査要求に関する件
○委員派遣に関する件

○委員長(石谷憲男君) たいだいまから地方行政委員会を開会いたします。
地方公務員共済組合法案及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案の両案を一括して議題といたします。
前回の要求資料が提出されておりますので、まずこれについて説明を願います。
○政府委員(佐久間彌君) 前回御要求のごさいました横須賀市外四市におきまます退職年金条例の改正状況を取り急ぎ照会をいたしまして、まとめたものがお手元にお配りしてございます。資料でございます。
横須賀市は条例の公布が昭和三十六年十月一日、適用が昭和三十七年一月一日、改正の内容は、そこに書いてございまして、雇用人につきまして最短期年金限を十七年を十五年に短縮をする、さらに雇用人の在職年限を更員としての在職年限に通算することとでございます。
鹿児島市は条例の公布が昭和三十一年三月二十日、適用が同じく三月二十日でございます。改正の内容は、昭和三十一年三月二十日以後に退職する職員につきまして、従来の雇用人、吏員、別々の制度でございまして、統一した制度に改めるとともに、雇用人につきまして、従来二十年でございました最短期年金限を十五年に短縮をする、さらに雇用人の在職期間を吏員の在職期間に通算するという措置を設けてございます。
熊本市は昭和三十一年三月三十一日に条例を公布し、同日から適用することといたしております。内容は、雇用人につきまして最短期年金限が二十年でございましたものを十七年に短縮をする、吏員の高額所得者制度を廃止をする、さらに常備消防士の期間を退職料の基礎在職年に通算することといたしております。
次に、関市は昭和三十一年三月十日に条例を公布し、四月一日から適用することといたしております。内容は、最短期年金限十七年でございましたものを十五年に短縮をするという内容でございます。

のを十五年に短縮をするという内容でございます。
次に、八幡市は条例の公布が昭和三十一年六月四日でございます。適用を同年四月一日にさかのぼるといふことといたしております。内容は、昭和三十一年七月一日以前の雇用人の在職期間は控除期間として従来計算されておりましたものを、その取り扱いをやめまして、その期間をさるる退職年金の基礎在職年に通算するという内容でございます。
○委員長(石谷憲男君) 前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑の御ありの方は、順次御発言を願います。
たいだいま衆議院議員額田彌三君、政府からは藤田政務次官、佐久間行政局長、松浦公務員課長、杉江文部省管理局長、前田警察庁厚生課長が出席しております。
○鈴木壽君 局長にちょっとお尋ねしますが、今御説明されました、この五市の条例制定の状況でございますけれども、このうち八幡市については、これは条例で公布の年月日が三十一年の六月四日、それから条例の適用年月日が三十一年の四月一日と、こういうふうになっておりますが、私の調べたものでは、八幡市の場合、議決が三十一年の一月十日、遡及して三十一年の一月一日から適用すると、こういうふうになっておりますが、これはあなたのほうはまあ正確な御調査だと思えますけれども、念のために、この私の調べたものとの食い違い、私にはちょっと

こう心配する点がありますから、この点一つ。

○政府委員(佐久間肇君) 私どもは、御要求がございましてから、八幡市の人事課長に公務員課から電話をいたしまして照会をいたしたところでござい

ます。

○鈴木壽君 まあ、この点は、あなたのほうはあなたのほうで、公務員課から直接電話でお調べになったと、こういうことでございします。私にはまた私の調べ方があるのではありませんが、こ

でいいとか悪いとか言っても、それはちよつとらちのあかない問題だと思

いますが、したがって、それはその程度にしますが、で、これに關係する施行

法案の二条三項でございしますが、次官にひとつお尋ねをしたいと思います、

執行をする場合、やはりその施行の日から将来に向かって効力を有するのと、

こういうことが建前になっておるのではないかと思ふのであります。特に必要のあります場合には、特別の理由があるという場合には、適及して適用さ

れるというようないふことがこれはあると思ふのであります、そういうことを

する場合には、しかし、それにはそれなりの相당한合理的な理由というものが存在しなければならぬと思ふので

あります。そこでまあこれは妙な一般論みたいな、原則論みたいなものを持

ち出して恐縮であります、私はこういうものをいろいろ審議をし、判断をしていく場合に必要なのであると思

いますから、今私が申し上げましたよ

うな、こういう一般的な原則と申しま

すか、通常とられておるこういう措置に

対してのそれについてはお認めにな

られると思ふのですが、この点はいか

がでございまいしょうか。

○政府委員(藤田義光君) 一般の立法技術としては、鈴木先生の御発言に賛成でございします。

○鈴木壽君 その場合に考えていかな

ければならぬことは、一つの既成の事実があるのだという場合、既成の事実が存在し、さらにそれがいわゆる既得権とか、あるいは将来に対する一つの期待権というふうなことで言われておる。そういうものにつながらざる場合に

するといふようなことは、これは慎重に行なわれなければならぬと思ふのであります。単に慎重といふよりも、さつ

きも申しましたように、私はだれもが

納得できるような合理的な理由というものがなければならぬと思ふのであります、この点はどうでしやう、政務次官。私はそういうふうな考えるのであります、それがどうかですか。

○政府委員(藤田義光君) 期待権、既

得権という法律上の権利に對しましては、これは立法に當たる者としては十分尊重しなくてはならないといふことが一般の法理論の大原則であるといふことは同感です。

○鈴木壽君 その場合に、特に今問題

な得権あるいは期待権であると思ふわけ

なんであります、だとしますと、私は

個人の場合にはどうでもいいという意味ではございせんが、特に私強調したいことは、合法的に許された現在の範圍において、しかも多数の意思によつて議會という形を通じて定められたこと

とから生ずる既得権、期待権というものであるわけなんであります、これに對して規制を加えるといふような場合には、繰り返して申し上げますが、

よほどの事情がない限り、そして明らかに、だれもが納得し得るところの合理的な理由といふものが明確にならな

い限り、私はそんなことをすべきぢやない、こゝろいふに思ふのであります、その点いかがですか。

○政府委員(藤田義光君) 私も、地方

自治といふものは民主主義の基礎でございまして、特に自治体の多数の意思によつて決定いたしました条例といふものを、一方的な都合で勝手に否認するといふような態度は、これは非常に慎みすべき事柄である、全く御同感です。ただ、本問題に關しましては、従

来乱立しておりましたばらばらの体系を一本化したしまして合理化したい。

しかも占部委員の御発言にもありまし

たとおり、従来の恩恵的な制度を改め

まして、何とかすっきりした雇用關係に立つた社会保険の一翼として新しい

制度を発見させる。その発足にあたりましては、法の前に公平でなくてはな

らぬ。何分にも全国に四千以上の自治体がありますので、みんなそれぞれ

りっぱな理事者あるいは職員が勤めてはおりますが、中には法の解釈なり、あるいはこの場合におきましては、法律案が固まつた當時において必ずしも

便乗的な気持がなきにしもあらず、そ

ういふ観点からしまして、真剣に、ま

じめに新制度を待ちあぐんでゐる圧倒的多数の自治体の立場を尊重いたしまして、どこかで一線を引かずんば公平の原則を破ることになる。特に自治省

といたしましては、交付税あるいは起債等の七千数百億の金を自治体に配分するといふ重責にありまします、この問題が直ちに地方財政にも一部関連いたします關係上、この点に關しましては、ただいま鈴木委員の御指摘になり

ました既得権、期待権といふものと、新しい制度の大目標と、このウエイトを考えまして、大体一月一日に線を引いて、この線以後は、作為がないにしろ、故意がないにしろ、一応ひとつ目

をつぶつていただくといふことを決定したわけでございます。

○鈴木壽君 今政務次官からお話しの

ありました後段の、たとえば公平の原則とか、そういうことについては、またあとで私もお尋ねしたいと思つておりましたから、あとにしたいと思ひます。

私お尋ねしたことにつきまして御異

議がないようでございますが、そこで

私申し上げましたことは、こゝろい、合法的に、そして多数の、いわば正規

の機關において制定をせられたこゝろのもの、それに伴つて生ずる既得権、

期待権に對して、よほどの理由がない限りは、私は制約をしたりすべきでは

ない。その理由といふのは、やはりだれもが納得ができ、合理的だと、こゝろいふことでなければならぬといふ建

前で物事を考えて参りたいと思ふのであります。そこで、あなたがお話しになりました地方自治体のこゝろいふ決

定、この場合は条例であります、私

ここでこの二条三項の規定で一つ疑問

に思ひますことは、条例を作る場合の、そしてその効果と申しますか、これはあくまでも法律に許された範圍内でやるべきだと、こゝろいふ原則はたしか地

方自治法の中にもはつきりたわれて

いると思ふのです。私はその限りにお

いてはそれは正しいし、お互い法律の範圍を逸脱するようない、あるいは精神にそむくような条例を作つていくとい

うことは、これは許されないと思ふのであります。しかし、この場合はそ

うでなしに、法律にはまださういふこと

ができておりませんし、それ以前に

きたさういふ条例といふものを、あ

とから出てくる法律で、いいとか悪いと

かと言つてはつきり切り捨ててしま

うといふやうな、こゝろいふことが私は根

本的に条例と法律の關係、あるいは地

方自治との關係、こゝろいふ問題から言つ

けていくというよりなことは、これは普通の今までの法令の中ではあまりないことだし、しかも、特にさつき私が申し上げましたように、地方自治体において多数の意思で作られたといういは、私はいまだ従来例がなかったのじゃないかと思うのでありますが、この点いかがでありますか。

○政府委員(藤田義光君) 鈴木委員の御発言の趣旨は私たちがよく承知できます。過去の実績、事例に關しましては今資料を持っておりませんので、何ともお答えできません。ただ私は、われわれが終戦直後に新しい地方自治法を作り出したとき立案に参画した一人でありましたが、新しい地方自治法の趣旨からしまして、これはきわめて常識的な措置でないことは、御指摘のとおりであります。法律があつて、条例制定にあつて、法律に違反する、あるいは妥当でない条例は阻止する指示はしばしばいたしておりますが、法律の制定前の問題に關する自治省の容喙という事例は、今はつきりいたしません。

○占部秀男君 今の、次官の鈴木委員に対する答弁の中で、特に僕は次官に断つてはつきりしておきたいと思うのですが、この経過規定、この三項の問題をやる場合に、作爲のいかんにかかわらず、こうした形でこの規定をしていかなければならないということを最初の答弁の中で言われたわけですが、これは僕は非常に大きな問題であると思ふ。というのは、この配られた資料にある五つの市の場合、これは単に一般的にこれをとめようということじゃなくて、やはり五つの市なら五つの市

が、具体的にこういう問題がある、そういうことを前提としてこれは行なわれておるということに結果的にはなつておる。つまり作爲、不作爲のいかにかわからずというそういう扱いでは、この問題自体は私は扱えないと思ふ。そういう点をもつと明確にして、悪いなら悪い、いいならいいという形でやつてもらふねと——これは私、関連ですから答弁は要りませんが、そういう点は明確にしてもらふねと困ると思ふのです。

○鈴木義君 私は、今お答えになつていただいたそのことのよしあしの前に、こういうものをきめる際に、私も結論を出す際に、やはり今私申し上げました条例と法律、この關係で、これはやはり私も慎重に取り扱わなければならぬと思ふのです。あとからできた、この規定にはずれるような、幾つかの団体で作つた条例が、内容がいいとか悪いとか、そういうことの内容について論議する前に、やはりあの法律を作る場合に、今言つたような一般的な原則というものを、それを踏まえて作るのか、内容的にどうもけしからぬものがあるやうだ、あるいは自治省の意図に反し作つたのだ、だからこういうものはだめなんだという建前に立つて、こういうある時点において区切りをつけて、しかも適及をしてやるというやうなことに對しては、私自身は議員としての態度としては慎重でなければならぬと、こう思ふのです。事地方自治に關する問題である限り、これは私は根本的な問題として考へていかなければならぬ問題だと思ふのであります。

それからもう一つ、内容的に申し上げますと、三十七年の一月一日以降にできましたこの五つの市の条例改正、これと同じやうなことが、この一月一日以前の期限においてなされているところがあると思ふのです。それは不問に付すと、そこでこれはあとから線の引き方、どこでというやうなことにいつて聞きたいと思ふが、そういうこともあるのですから、あなたが先ほどお答えになつた中の、必ずしも公平の原則とかあるいは平等の原則というこれの持つていき場というものは、やはり私は考えなければならぬと思ふわけなんです。この三十七年一月一日以前にどこでもこういうことをやつておられぬ、この五つの団体だけが、言葉は少し悪いのですが、明らかに便乗とか火事どろ式というのであれば、これは繰返し申し上げますが、公平の原則なり平等の建前を貫くというやはり法律が、そういうことが考えられなければいけませんから、私は、場合によつてはこれはやむを得ない一つの措置だとは、こう思ふのであります。去年の夏、秋にかけてこういう事例が私にあることを聞いておるのです。だとしますと、そういうことから言つても、私はこういう規定の仕方は問題があると思ふのであります。それは私後段に申し上げましたことはつけたりでございませう。根本的には、条例のあとから追つかけていつて法律でいろいろ規制をしていくという、そういうことについてやはり慎重でなければならぬ、まずそういう原則に立つてわれわれは物を考へ、さて内容はどうか、こういうことで私は物事を考へていくべき筋合いのものじゃないか。私自身はこういう場

合の審査にあたつては、検討にあたつては、そういうことでいくべきである、と、こういうふうに思ふのであります。この点回りくどいような一般論みたいなことばかり申し上げますが、私は大事だと思ひますから、ひとつ政務次官からお考えをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(藤田義光君) 先ほど来お答え申し上げておるところで大体は尽きておると思ひますが、立法の態度としては、鈴木委員の御指摘のとおりであるべきであることは、私も異議はございませぬ。ただ、実際法律を国会に出しまして実施に入るにあたりましては、いろいろな角度から検討して参りまして、公平の度合い、その他具体的に勘案していく必要があるかと存じます。特に、この法律案が現在提出しております姿に固まりましたのが最後的には大体去年の暮れでございましたので、暮れ直後の一月一日ということを一応常識的に考へたわけでございますが、それ以前にも、こういう制度ができるであらうということを見越して、類似の条例を作つた地方自治体もあるやに私も拝聴いたしております。

○鈴木義君 そこで私、今あなたのお答へで、昨年の暮れにこういう案が最終的に固まつた、そこでその直後に、三十七年の一月一日に一つの線を引くということが妥当であらうと思つた、こうおっしゃいます。それはあなたの方のお考えだと思ふ。これはしかしどうも私もいろいろ考へてみまして、一月一日に線を引かなければならぬという、これを基準にして取り扱ひをしなければならぬという、それこそ合理的な理由としては、ちょっと私は

弱いと思ふのですがね。法律の施行が、公布がすつとおくれまして、施行が當時は十月一日からの予定であつたと思ひますが、この法案の最初には七月一日というふうに、約十カ月のおくれがありますね。期間がありますね。ですから、そういう見通しの上に立つて考へた場合に、はたして一月一日でなければならぬのか、あるいは年度末の三月三十一日あるいは四月一日のあたりがいいのか、これはいろいろ考へ方があると思ふのです。あるいは場合によつては、十月一日から施行するならば、もつとその直前における期限においてある線を引いて切る、こういう考へ方も出てくると思ふのです。だから、必ずしもこれには合理的な私ははつきりした根拠なり、何なりというものはないと思ふのですが、この点、さつきおっしゃつた程度のことなんでしょうか。

○政府委員(藤田義光君) 前言を繰り返すやうであれませんが、先ほど申し上げたとおりであります。補足いたしまして佐久間局長から答弁させます。

○政府委員(佐久間義君) 政務次官から御答弁ございましたとおりでございますが、なお、一昨日も申し上げましたが、ちよと十月ごろにはこの施行法の法案の試案というものを作成をいたしまして、各方面に御批判をいただくやうに発表もいたしておりますし、それから年末にかけまして、法改正の前に条例を改正してもいいかというやうな照会も私どものほうに参つたりいたしておりますので、どうもそういう動きが相当あるやうに私も感じたりしたので、先ほど政務次官がおっしゃいましたやうな趣旨からいた

しまして、この時期に線を引きました。このように措置をいたすことが一番適当であらうというふうに考えたわけでございます。

○鈴木壽君 今局長のお話を聞いておきますと、あなたの方のこういうものを最終的に固める気持としては、少し言葉が過ぎるかもしれませんけれども、地方自治団体に対して信用はできぬ、便乗しようとしたら、火事どろ的なことをするものがたくさん出てくるだろう、出て来そうだと、そういうことが一つ根底に強く働いておるのじゃないかと私思うのですがね。それなしには、こういう規定の仕方というものはいかにもおかしい規定になっていると思うのです。どうもこのままほうっておくと、たくさんあちこちから便乗して今のうちに有利なものをどんどん作っておこうというふうなことをするだろう、こういう地方自治団体に対する一つの不信とか、こういう気持が強く働いておるのじゃないかと思うのです。これは私は想像ですから、それ以上この点については申し上げません。そこで、じゃ一体、三十七年一月一日のところをずらすことによって、この法律がねらうところの、法律の目的とするところの、あるいは趣旨を実現する上において著しく不都合な点があるかどうか。これははいかがですか。たとえば、もつとずらすことによって、この法律のねらうところがだめになってしまった、こういうようなことがあるかどうか、この点ひとつ。

○政府委員(佐久間彌君) この点につきましては、いろいろ五つの市がこういうことをやるであらうというのを具体的に念頭に置きましていたしたわけではございませんで、建前といたし

まして、施行法の規定に乗り移られまして、各地方公共団体の条例につきまして、このときの現状を前提としてたしましてこの施行法案はいろいろな経過措置を規定をいたしておるわけでございますから、その後、この法案の予定としていないような制度が地方公共団体にできるといふことになりまして、この法案を、またその部分とをそれに応じて改正をしなければならぬというふうなことも相なりますので、私どももいたしましては、建前といたしまして、この時期が最も適当であつたというふうに考えておるわけでございます。

○鈴木壽君 もしこの時点をずらして、かりに三月三十一日なり四月一日というふうなことになる場合に、あなたの方の法案について内容を変えていかなければならぬようなことが出てくるのじゃないか、こういうふうな心配をされた、こういうことなのです。ね。しかし、具体的に申してきこうという問題、私さっきも言つたように、事のよしあしについては申し上げませんが、これをあなたの方お調べになつた。これによって変えなきゃならぬという点ありますか。

○政府委員(佐久間彌君) この内容につきましては、取り急ぎ紹介をして調べたので、この詳細、条令の規定まで聴取いたしましたして検討しておりますので、はつきりとはお答え申しかねますが、一例をあげますと、雇用人の在職期間の控除期間というものを考えないという点、この施行法案との関係におきましては問題になる点ではなからうかと思つております。

○鈴木壽君 私はそういう場合に、これは特例としてそういうものをチェックしていく、こういうことがまず原則的には考えられなければならぬところが出てくるだろう。幾つかのうちの何箇所か何団体か、どうも法案から見てもおかしいものが出てきそうだと、かりに出てきた、こういう場合には特例をチェックしていく方法を私は考えるのが法律を作る建前じゃないだろうか、そういうことが正しい方向だと思ふのです。ね。幾つかの特例があるかもしれない、たくさん件数のうちには。特例のために全部オミットするといふ、こういう立法の仕方というものは、私は逆な立法の仕方じゃないかと思うのですが、その点。

○政府委員(佐久間彌君) おっしゃいます点も一応ごもっともと存じますが、何分にも、各地方公共団体につきまして非常に複雑多岐にわたる制度がございまして、統一した年金制度に切りかえておりますわけでございますから、それぞれの地方公共団体の現在ある制度に対応して既得権の保証というふうな点についても落ちのまないように施行法案の立案をいたしたいというところで、ごらんいただきましたように、この施行法案そのものも非常に大部な規定になっておるわけでございますが、そういうことで、一方技術上もたいへん努力をいたしたつもりでございます。そこで現状としてつかんでおられますその以外の制度が次々に出てくるということがありまして、それを追うていくということになりますと、法案そのものが固まらないし、また国会で御審議を願う時期もおくれる、このような事務的には事情を当時考えておつたわけでございます。

○鈴木壽君 あなたの方が長い間かつて三べんも四べんも案を作り、そうして最終的にはこういういわば膨大な本法ならびに施行法、こういうものにまとめ上げて、非常に複雑多岐と言つち言葉が過ぎるかもしれませんが、そういうものを一本にまとめてやつた、こういう努力や苦心、こういうことに私はあらためてここで敬意を表しておきたいと思ふのであります。ただ、その場合に考えなきゃならぬことは、たくさんいろいろな複雑な要素を持ったものがたくさんあればあるだけ、その取り扱いというものは、いずれも既得権、期待権につながるものだけに、取り扱いというものは慎重でなければならぬと思ふのです。そしてこの法案のねらう一つの考え方としては、既得権、期待権というものを尊重していくという建前があると思ふのです。これだけ否定できないと思ふ。百パーセントは生かされていませうけれども、これはこういうものを作る場合にやむを得ない一つのものだと思います。しかし考え方としては、できるだけ現行までの既得権なりあるいは将来に向かつての期待権なりというものを尊重していくという建前に私は一貫して流れていると思ふのです。そういう点についてあなたの方の今回の考え方は正しいと思ふ。しかし、それであればあるだけ、繰り返しますけれども、この取り扱ひについては慎重に慎重を重ねて、しかもだれもが納得できるような一だれもが言つても、百人のうち百人ということは、これはあり得ないかもしれないけれども、多数の人が納得できるような形においてこういうものが作られなければならぬ。これは

忘れてならない原則だと思ふ。したがつて、そういう建前に立つて考えていく場合に、どうも困るものが出てくる、この法から著しくはずれた条件の違ふようなもの、あるいは他との均衡を失するようなものが、公平や平等の原則から言つて著しく困るようなものが出てくるというふうな場合は、それをチェックすることを考えなければいけない。ですから、私は逆なところであなただ方は物事を考えていつているのじゃないか、最後になつてそういう点において私はミスをしたと思つておるのです。ですから、私は公平の原則あるいは平等の原則というものを、こういう法案を作る場合には確かに考えていただかなくちゃならない。あつちにはこうだ、こつちの団体はこうだ、あつちの人はこうだというふうなことは無制限に許さるべきじゃないと思ふ。そのためには、ある時点において線を引く、区切りをつけるということもあり得ると思ひますが、それは、今言つたように、区切りのつく線の引き方というものは、特別に他と異なるようなものをチェックする形においてなされなければならぬ、私はそう思う。そうでないとおかしなものになつてしまふ。何も私は、今出ておりますのはいづれもこれは内容を私ども調べたのも簡単なものだけですから、詳細には知りませんが、私はこれを全部拾ひ上げなければならぬとか、あれがあるいは逆に全部便乗的なものだといいことを前提にして言つておるのじゃないか、こういうものを作る場合の一般的な態度と申しますか、原則と申しますか、そういうものは、今言つたようなことでなければ誤りを犯す、

こういふことになるということから申し上げておるのであります。そこで私は、今申しましたように、著しく公平あるいは平等の原則を逸脱するもの、それをいかにして除外していくかといふ事か、チェックしていく、そういふことの方向に考えていくべきじゃないかと思ふ。その点ひとつとつゞいでございますか。私はこの場合には当然考えていかなければならぬ問題だと思ふ。

○政府委員(佐久間 謙吉) 先生のおっしゃいますようなことも当然考えていかなければならぬかと思ふますが、一方、技術的に申しまして、やはり一つの時点を押さえて、あとそれにひっかかりますもの内容がどうだ、あるいは主観的な意図がどうであつたといふようなことを一々ふり分けて参るという事は、実際問題としてこれは不可能ではなからうか、このように感ずるわけでございます。

○鈴木 壽君 私はめんどうなことはないと思ふ。かりにこの五つのものをとつてみても、私はそんなめんどうなことじゃないと思ふのですが、そういう原則を立てて、それによつて処理をしていくこととすれば、私はそうあまりめんどうなことではない。まあ、これは条例の制定された時日とか、あるいは適用される期日とか、こういう面から作爲だとか作爲でないとか、便乗とかないとかいふことを一応抜きにして、一応内容そのものから検討していけば、私はそんなめんどうでどうにもならぬと言つて手をあげてしまふような問題では私はないと思ふ。もうあなた方は一つの予防線を張つてしまつて、これでもう全部だめだ。これはやり方としてほかに簡単にやり方です。それ

だけまた、私はイージーな、安易なやり方だと思ふ。しかもそれは、私さつきからくどいようであります。私の言つておることからしますと、これははめられた態度ではないと思ふ。これはあれですか、私端的に言う、何か立法なりというものをまとめる際の原則と例外というものをこつちやにしたり、さかさにしたような格好でここに出てきてしまつたのだと思ふのです。ね。例外措置としてきめるべきことを原則でびしゃつとやつてしまつて、大多数と言つちや悪いけれども、多数のものをそれによつてしかけられてしまふ、こういうことになるということ、これは私繰り返して申し上げますが、私はどうしても納得できないところなんです。いかがでしょう。これをどうしてもやらなければならぬという合理的な理由なり根拠なりというものは、私まだお示ししたいでないと思ふのですが、いかがでしょう。

○政府委員(藤田 義光君) 鈴木委員の御発言の趣旨はまあよくわかります。ただ、例外と原則の解釈等は多少われわれと食い違ふ点もあろうかと存じますが、実は表面には出ておりませんが、その後大体この法案が固まりましたあとにおきまして、一々記憶はいたしておられますが、多数の自治体から類似の条例改正の計画を相談に來まして、そのつど一々自治省といつても全部自重を願つておるといふようなこともございます。ただ行政法の常識からしまして、鈴木先生の理論が正しい、ただ、現実に立法技術の面からしまして、このような形式をとらざるを得なかつた、こういうことで御了解願ひたいと思ひます。

○鈴木 壽君 そうしますと、次官、あれですか、これらの一月一日以降条例を制定した五団体は、あなたのほうと何か相談といふ事か、あるいは内容というよりなことで相談でもありましたか。

○政府委員(佐久間 謙吉) この五つの団体が個々に相談がございましたかどうかは、今はつきり記憶はいたしておりませんが、この法案の経過措置がどういふことになるのだといふことにつきましては、先ほど申しましたように、昨年の十月にはこの内容の法案が、一つの試案といつたしまして各方面の御批判をいただくように発表もいたしておりましたし、それからまた一昨日も申し上げましたような幾つかの会合の機会等にも、法改正前に現在の条例の改正といふことは慎んでもらいたといふ指導もいたしておりましたので、おそろくそうしたこと承知であつたところも相当多いのではなからうかと一応推察はいたしておりましたが、正確にどういふことかは記憶いたしておりません。

○鈴木 壽君 さつきも局長にちよつとお尋ねしましたのですが、この時点をお尋ねしましたので、この時点をお尋ねしたところ、目的とするところがうねらうところ、内容等においてもまた変えていかなければならぬ、こういうものが、まあまあお互い検討が詳細になされておらない段階で、私も決定的なことは申し上げられませんが、かりに先ほどあなたが指摘しましたような問題があるとして、それは別の点では、平等、公平の原則から、そういうことがあつてもこれは万やむを得ないと思ふのです。そういうことで

考えていくわけには参りませんか。これは私何へんも申し上げますが、何も私この五団体に頼まれたわけでもなければ、突き上げられたわけでもない。現実にはこういうものを作る場合の態度として大事なものであると思ふから、申し上げておるのであります。

○政府委員(佐久間 謙吉) まあ繰り返し申し上げるようになりますが、当時具体的にどういふ団体においてどういふことがあるといふことを承知の上で立案をいたしましたわけではございませんで、一般的にそのような団体が出てきては困るというところの建前からいたしまして、筋道からいたしまして、こういう一つの立案をいたしましたわけでございます。

それから、いま一つ、この条例の効力の問題につきましては、先ほど御質問もございましたが、条例の効力は否認をいたすわけではございませんで、この条例は条例といたしまして、そのまゝ効力は認めておる。ただこの施行法におきまして、この新法におきまして、こういう取り扱ひをするのはこの時点までの条例であると、こういう行き方をいたしておりますので、まあ条例と法律との関係につきましては法律上は問題はない、かように考へておるわけでありまして。

○鈴木 壽君 私は、だから、この施行法でこういう建前をとることが全然条例の効力と無関係でないでしよう。全然無関係で、条例は条例で生きておるのだと、この施行法ができて、こういう規定があつても関係なしにこれがちゃんと生きてやつていくのだと、こういうことじゃないでしよう。そうだとすれば、何も私はひとつ問題にする必

要はないので、そうでないから、それは条例は条例としてあると、これは私もわかります。しかし、こういうことによつて、そういうものを「条例の改正に係るものを含まないものとする。」といふことで一つの規制がされるのですから、私それを問題にしているのです。これはあなたのおっしゃる通りに、条例との関係には何のかんのかこれはいろいろ考え方はあるとしても、この規定そのものを私だから問題にしているのであつて、そこで、じゃあもう一つ聞きますが、この中で「自治省令で定める場合を除き、」とありますが、この「三十七年一月一日以後になされた」云々、その前に「自治省令で定める場合を除き、」とあります。この自治省令では一体どういふことをあなた方が予想しておられるのか。それはおそろく長い間かかつて、しかもこれは継続審議になつた案件でございますから、大体内容等については仕上がりおるのじゃないかと思ふのでありますが、まあ最終決定とかんとかの言葉を取つて聞くのじゃありませんけれども、どういふことを考へておるのか。

○政府委員(佐久間 謙吉) 一つは恩給法の改正がございまして、恩給のベースが改訂になっておりますが、そういうような場合におきましては、それに準じて地方の年金条例におきましても改正をするように自治省令いたしました。これは従来から指導をいたしてきておりますが、そういうような指導に基づいて改訂がなされる場合、これはまあ一つと考へております。それから通算退職年金制度がございまして、これも地方におきましてはそれになつて条例改

正をするように指導をいたしておりますが、これがまだその趣旨の改正がなされていないところもあるようでございます。そういうものが一月一日以後になされた場合に、これは自治省令でやる、そのようなものと考えております。

○鈴木壽君 この自治省令を、あなた方今予想しておられるような一、二のことをお話しになりましたが、もっと広げて、現在問題になっているやつ、言葉は悪いけれども、一つの解釈のもとに適用できるような項目をこの中に入れることはできませんか。

○政府委員(佐久間彌君) これは法文の解釈、読み方でございますが、ここで「自治省令で定める場合を除き」、「定める場合」といたしておりますのは、何月何日に行なわれたものはいないというふうな除き方を予定いたしておりますので、先ほど申しましたような、その上に書いておられますような算定方法の改訂であるとかいうような事柄によって除くのがこの法の趣旨であるわけでございますので、今御指摘になりましたような場合もここで除くということではできないのじゃないか、かように解釈をいたしておるわけではあります。

○鈴木壽君 前にお答えになったことで私趣旨もわかりましたが、さらに今度全体の問題として、原則的にあなた方も、お前の言うこともなるほどだというところであるならば、何とかこれを削るとか何とか、あなた方、今、はいと言ふことは簡単にできないと思ふので、原則に立ち返って何とか救済——という言葉は悪いけれども、既得権を尊重するという建前に立つて、何か

これを幅を広げてどこかぶち込めないかと、私はきわめて便宜主義的な考えで、今ちょっと思つたのです。

○政府委員(藤田義光君) なかなか期待されるような答弁が出ないで恐縮に存じておりますが、御存じのとおり、本制度をいよいよやろうという閣議決定いたしましたのが昨年の暮れ迫つてからでございます。そのときに一月一日ということをはつきり閣議で定めまして、それで強制的に加入することを法律で認めるような新しい社会保険制度をやるんだという一つの線を一月一日ということに引いておられます関係もありますので、五市の理事者あるいは職員組合の諸君の作爲とかそういう問題を全然度外視いたしまして、条例の形式に現れたところによりまして一律にこれは認めないというふうな結論が出てきたわけでございますので、その辺のところもひとつ御了承願ひまして、もし五市条例を認めるというふうなことになるかと、反面、言葉が過ぎるかもしれませんが、ほかの四千近い地方公共団体はあるいは間接的に下利益をこうむる、こういう解釈も出てくるんじゃないか、まじめにばやつとしておつたところは損をするというふうな解釈も出てくるんじゃないかと思ひます。見解によつてはそういう見方も出てくるんじゃないかと思ひますので、われわれとしましては一月一日ということとを非常に固執するわけであり

○鈴木壽君 この法律を作つて、最終案を作つて閣議決定した場合に、そういうことになるのであると、これは一つのあなた方としては規制される問題だろうと思ひます。しかし、こういう

ものは一度、しかも半年以上も前にきめられた閣議決定が、どこまでもこれは金科玉条として守つていかなければならぬということでも私はないと思ひます。しかもこの法律は、四十国会におきまして御承知のような経過をたどり、今臨時国会でやられていてという事実の経過があるんですよ。情勢の変化もある。しかも、その間に新しい事態が出てきている、こういうことな

んでありますから、その扱いを原則に立ち返つて扱われるかどうかというのと、これは十月一日の施行を衆議院では十二月一日から施行するというふうになつてきておられます。参議院においてもそうならざるを得ない。もう一年も前の時限においてこういう区切りのつけ方をしなければというの、これも私は常識的に言つておかしいと思ひます。今になつてみると、ですから、何べんも申し上げますように、五団体のやつが今いいとか悪いとかいうその内容的なことではなしに、そういうことではなしに、こういうものを作る場合の根本的な態度としての考え方によつて作つていられるべきものであると思ひます。その面において、作つたものがどうしてもこれではだめだというものが出てきている場合もあると思ひます。そういうものは例外として、あなたがたがおっしゃるような、他の正直にばやつとしていた団体が損するとか何とかいうような、著しくそういうふうになるようなものがあつたら、これは何かの方法でチェックしていく、こういうことを私はもう一度この時点でも考へてしるべきだと思ひます。幾ら言つても、委員長、これはど

うも今のところはすぐんと言われないようでありますが、私ここで何かお答えを、できれば、いただきたいと思ひますが、ここでひとまず質問を打ち切つておきます。

○政府委員(藤田義光君) 御趣旨は十分承知いたしました。政策的には傾聴すべき御発言と思ひます。

○山本伊三郎君 先ほどからの政務次官の話を聞いてうすうすしているのですが、政務次官はこの問題について、今回衆議院でやられたと思ひますが、初めてだと思ふのです。先ほどから言われるのは、なかなかいいことも言われるときがあるんですよ。しかし、本質はつかんでおりません。問題は、この二条三項がこれの本質的な問題じゃないのです。その全般から見ると主管省は自治省になつていますが、自治省が出してきた案自体が、もう根本的にわれわれは不満なんです。不満というのは、給付が低いとかそういうものじゃない。全然、先ほどあなたが言われた恩給のような自然保険料方式じゃなくて、平準保険料方式でやるんだ、そのよになつていないでしょ、実際は。そういうものが完備して、われわれが何を言つてもするする答弁ができておれば、こういう問題はさきの国会でも早く通過していただろうんです。まあ性格として、政務次官御存じだと思ひますが、今鈴木委員が尋ねられたこの問題については、自治省としては、私はおそろしくこの法案が流れるのを犠牲にしてまでこれを固執しないと思ひます。ただ、国会運営上の問題として自民党、与党諸君も誠意を持ってやられたけれども、会期その他の関係でこれはどうかというところ

に私はあると思ひます。それを何とか合理的に鈴木委員の言われることを答弁しようとするから、最後に言われたように行き詰つてくると思ひます。だから、私は率直にこういうものは打ちあけてやるべきだと思ひます。こんなものをわれわれは認めるはずは毛頭前の国会からなかったのですが、もつと本質的な問題は、われわれは承知できないからがらばつてきた。この国会になつて、すでに終末に近づいたから二条三項というものが大きくクローズ・アップいたしました。決してそういう問題でないということを冒頭に私は言つておきた。これは答弁要りません。そこで、きょうは大体いろいろとお尋ねしたいのです。しかし選挙で新議員の方もたくさん見えられました。資料は全部行き届いておられます。○政府委員(佐久間彌君) 前国会に御提出いたしました資料は、新しい先生方にもお渡ししたと思ひます。

○山本伊三郎君 全部渡つておりますね。

○政府委員(佐久間彌君) はい。

○山本伊三郎君 それじゃ、この前の国会であまり触れなかつたところをまづ若干伺つて、それからひとつ具体的な問題に入つていきたいと思います。そこでまず最初に、この前の国会ではほとんど触れなかつた、本法に規定しておる地方議会議員の共済制度の年金制度について立法の趣旨は私わかりません。わかるが、それについて平準保険料方式でやるのか、あるいは自然保険料方式でやるのか、何らそういう資料は全然出ておらない。私は立法精神がわかるから、そのものについて私は反対とは言われないのですが、一体その年

金経済はどういう工合にしてやるので
すか、そういう資料ありますか。

○政府委員(佐久間重君) この議員の
年金制度は、議員の年金制度と違いま
して、保険掛金に基づいての年金経済
はとっておりません。議員の掛金を原
則といたしまして、その掛金でまかな
われるものはまかなって、掛金
で不足した分につぎまして、将来地方公共団体が負担する建前
にいたしておるわけでありす。

○山本伊三郎君 それじゃ同じこの地
方公務員共済組合法の中に入れておる
が、地方議員については無制限に地方
公共団体が不足した分は全部負担す
るということですか。

○政府委員(佐久間重君) 議員の掛金
でまかなうことが建前でございますが、
不足をいたした場合には、つぎまして
は、地方公共団体が負担する、こうい
う考え方になっておりました、それな
らば掛金はいつまでも固定をいたして
おいて、不足をするものが出来れば
無制限に地方公共団体が負担をする
か、こういうような御趣旨のお尋ねか
と存じますが、そのようなことは予想
をいたしておるわけではございませ
んが、とりあえず現在の掛金で実施は
いたしませんけれども、その掛金でと
まかなえない多額の地方公共団体の負
担を期待しなければならぬというよう
なことになるならば、もう一度
掛金率も再検討をいたすというよう
な考え方で参りたい。参考といたしま
すのは、国会議員の年金のやり方を参
考として参りたい、かような考え方を
いたしております。

○山本伊三郎君 そこで、あなたはそ
ういうことでやるのだと言う。そ

うことだからといって、本法律案で合
わせて規定してあるやつを、どれだけ
の金が要つてどれだけの地方公共団
体の負担になるか、そういう試算書
何ら出さないで、これは無条件で承認
せよ、こういうのですか。

○説明員(松浦功君) お尋ねでござ
いですが、この分につぎましては、議員
の退職状況その他というものは必ずし
も明白になっておりませんので、正確
な保険数理的な資料というものは用意
しかねますので、御了承いただきたい
と思ひます。

○山本伊三郎君 全然ないのですか。
○説明員(松浦功君) 過去におきま
する地方団体の議員の退職状況とい
うものにつぎましての調査が十分でき
ておりません。したがって、内容的に、
常に数理に明るい方々にお見せする
ような資料は、私も持ち合わせませ
ん。

○山本伊三郎君 少なくとも自治省が
主管省として法律案を国会に提出す
る場合、これは佐久間局長、あまり資
料は要らぬだろう、こういうことです。
それとわれわれは予定しております。
おそれども、すべては地方公共団
体の負担になるでしょう、もし不足を
すれば、そういうものを、地方議員の
負担が明白でないからやらないとい
うことで法律案を国会に出して、それ
で政府は国会でそれを無理に審議を
通して、こういふことですか。

○政府委員(佐久間重君) 現在の法律
に規定をいたしておりますその規定を
改正いたしませんければ、お話しし
るに百分の五の掛金で不足をいたし
た際には、地方公共団体が負担をす
る。ただ、ごくラフな推算でござい

ますが、大体ここ四、五年は現在の掛金
でまかなつていけるであらうという
うに予測をいたしております。

○山本伊三郎君 そういうことが、こ
ういう平準保険方式でやるという、
先ほど政務次官言われたように、今
までの恩給とか給与の性格ではないの
で、平準保険方式で社会保険、年
金保険のような形でやるんだという
法律の趣旨はこでございまして、占
部委員に対する答弁だと思ひますが、
得々として立法の精神を言われたん
だ、事実はそうじゃない。そういう基
礎的な資料というものを十分準備せ
ずして出してきておられることは前
で申した通りです。それを忍
んで私は待つておたんですが、今
度は全然そういう試算書もない。一般
の場合にはわれわれ不満であつたけ
れども、何とか形をつけておるから
それでいいと思つたのですが、今度の
場合はどういふ支出になるか、しか
も地方公共団体の負担がどれだけの
か、そういう試算書も全然出さず
に、これでいふと、地方公務員の問
題でないから、地方議会の議員の問
題だから、あまり国会でも問題にな
らぬか、ということを出されたと思
ひますが、われわれ地方議員のこ
ういふ年金制度をやるといふこと
については別に反対して
おらない。これはひいては地方自治
団体の財政に大きく響くと思ひま
す。特にやはり議員となれば、地方
公共団体の負担については非常に上
もやましから、そういう点について
の配慮が法律作成の上においては十分
考慮しなければならぬと思ひます。

が、その点でできてないということに
なれば、ちょっとメモ的などんぶり勘
定でもいいですが、ないのですか。全
然ないのですか。

○説明員(松浦功君) 先ほど申し上
げましたように、いわゆる保険数理
的な感覚からの数字は、先ほど申し
上げましたような理由から、持ち合
わらないのであります。まあおし
よその、まあおしよその地方公共
団体の議員の退職率といふものを推
測をいたしまして計算をいたしました
場合には、大体かりに平準保険方式
をとすれば、百分の十二ないし十三
程度といふくらいのものでござい
ます。

○山本伊三郎君 百分の十二ないし
三といふのは、それは全体の財源率
ですか。議員の掛金率ですか。

○説明員(松浦功君) これは先ほど申
し上げておきますように、正確な数
理的な計算をいたしておるわけでは
ございせんので、その点御了承をい
たしたいと思ひますが、全体をや
つていける上についてというのでござ
いますので、かりに保険計算の例に
当てはめて申し上げますと、財源率
といふものではないかと思ひます。

○山本伊三郎君 そうすると、財源率
を一〇〇として、支出額を一〇〇と
して保険料率が一二となると、ちょ
っと感じが合ふように思ふのですが、
これも私の勘ですが、一般の財源率
から見ると、合ふように思ふのです
が、それで地方公共団体の負担がな
くつていけますか。それを聞いてお
きたい。

○説明員(松浦功君) 法律の中では、
掛金率は百分の五と書いてございま
す。したがって、いわゆる平準保険
方式という格好を、先生の御指摘の
ように頭の中で描いて、それによつ
て運営していくという考え方をとり
ますれば、百分の五が掛金であり、
百分の七が地方公共団体の負担だ
という格好に、一応保険数理的な考
え方に置き直せば、なるのであり
ます。

○山本伊三郎君 これは議員のやつは
私も試算をしておりますが、一般
の地方公務員の場合には百分の四・
四です。議員の場合には百分の五、
そうすると百分の〇・六の差で最
短年限が十二年、しかも、それ以
外にいろいろの要素を見るとき、私
はそれ以外を地方公共団体が負担
すると思ひます。相当私は地方公
共団体の負担がかさんでいくと思
ひます。それを先ほど佐久間局長
は四、五年は大体この保険料、い
わゆる掛金だけであるのじゃないか
と、こゝろを言われておるのだが、
それなら、一般のほうの百分の四・
四といふことは、逆に言うると、高
く取つておるといふことになる。そ
うなると、最短年限十二年です。こ
ちらは二十年です。その点どうで
すか。

○説明員(松浦功君) 最短年限は、
議員の場合には十二年でございま
す。それから一般は、今御審議をい
たしております法案に基づきますと、
二十年といふこととございするが、
十二年の場合の年金率は百分の三
十五でございするから、それが低い
といふことと、もう一つ、一時金が
全然これに支給されないことになり
ます。したがって、十二年未満、す
なわち県會議

が、その点でできてないということに
なれば、ちょっとメモ的などんぶり勘
定でもいいですが、ないのですか。全
然ないのですか。

○説明員(松浦功君) 先ほど申し上
げましたように、いわゆる保険数理
的な感覚からの数字は、先ほど申し
上げましたような理由から、持ち合
わらないのであります。まあおし
よその、まあおしよその地方公共
団体の議員の退職率といふものを推
測をいたしまして計算をいたしました
場合には、大体かりに平準保険方式
をとすれば、百分の十二ないし十三
程度といふくらいのものでござい
ます。

○山本伊三郎君 百分の十二ないし
三といふのは、それは全体の財源率
ですか。議員の掛金率ですか。

○説明員(松浦功君) これは先ほど申
し上げておきますように、正確な数
理的な計算をいたしておるわけでは
ございせんので、その点御了承をい
たしたいと思ひますが、全体をや
つていける上についてというのでござ
いますので、かりに保険計算の例に
当てはめて申し上げますと、財源率
といふものではないかと思ひます。

○山本伊三郎君 そうすると、財源率
を一〇〇として、支出額を一〇〇と
して保険料率が一二となると、ちょ
っと感じが合ふように思ふのですが、
これも私の勘ですが、一般の財源率
から見ると、合ふように思ふのです
が、それで地方公共団体の負担がな
くつていけますか。それを聞いてお
きたい。

○説明員(松浦功君) 法律の中では、
掛金率は百分の五と書いてございま
す。したがって、いわゆる平準保険
方式という格好を、先生の御指摘の
ように頭の中で描いて、それによつ
て運営していくという考え方をとり
ますれば、百分の五が掛金であり、
百分の七が地方公共団体の負担だ
という格好に、一応保険数理的な考
え方に置き直せば、なるのであり
ます。

○山本伊三郎君 これは議員のやつは
私も試算をしておりますが、一般
の地方公務員の場合には百分の四・
四です。議員の場合には百分の五、
そうすると百分の〇・六の差で最
短年限が十二年、しかも、それ以
外にいろいろの要素を見るとき、私
はそれ以外を地方公共団体が負担
すると思ひます。相当私は地方公
共団体の負担がかさんでいくと思
ひます。それを先ほど佐久間局長
は四、五年は大体この保険料、い
わゆる掛金だけであるのじゃないか
と、こゝろを言われておるのだが、
それなら、一般のほうの百分の四・
四といふことは、逆に言うると、高
く取つておるといふことになる。そ
うなると、最短年限十二年です。こ
ちらは二十年です。その点どうで
すか。

○説明員(松浦功君) 最短年限は、
議員の場合には十二年でございま
す。それから一般は、今御審議をい
たしております法案に基づきますと、
二十年といふこととございするが、
十二年の場合の年金率は百分の三
十五でございするから、それが低い
といふことと、もう一つ、一時金が
全然これに支給されないことになり
ます。したがって、十二年未満、す
なわち県會議

が、その点でできてないということに
なれば、ちょっとメモ的などんぶり勘
定でもいいですが、ないのですか。全
然ないのですか。

員、市会議員さんは二期おやりになってやめる方は掛金はかけっぱなしで一銭ももらえないという格好でございます。そういう格好から見ますと、大体私の予測では、私ども正確な資料を全部データを整えて保険数理計算をいたしているわけではございませんので、私どもの見通しでは、大体百分の十二程度でやれるであろうというふうに見ているわけでございます。

○山本伊三郎君 十二年で三五%の給付率、しかし、それをずっと保険数理で考えると、二十年になれば、どのくらいの率になりますか。

○説明員(松浦功君) 大体百分の三十七ちよつと弱であろうかと思ひます。ちよつと切れるところであろうかと思ひます。

○山本伊三郎君 十年以降の増加率は幾らになっていますか。

○説明員(松浦功君) 十二年以上一年ごとの加算率は百五十分の一ということになっております。

○山本伊三郎君 今言われた数字は、冒頭で断っておられるが、きわめて基礎のないものである。直観を勘で言っているということですが、専門家がやれば、大体そこまでのことがわかつておれば、ある程度出てくると思うのですが、午後再開以後のときに試算書を出してもらえませんか。

○説明員(松浦功君) 先ほども申し上げましたように、議員の退職のデータ等持ち合わせておりませんので、試算は、申しわけございませんが、提出するわけに参りません。御了承を……。

○山本伊三郎君 これは案外、議員のことですから、地方自治団体の長の方々も遠慮をされていると思うのです。

が、私はそれはそれで政治的な問題として別といたしまして、少なくとも今後年金という形で制度を作る場合には、そういう皆さんの考え方で作ってはほしくないのです。そういうことになると、これはつけたしの法律になつていくのです。最後のほうに、地方議会議員の共済制度ということでやつているけれども、これは一つの法律になつていく。それをここで全然触れ得ずにこれを成立させようということ、将来問題になつたときに、国会の威信にかかわると思つて発言しているのです。それを自治省のほうでは、そういう年金経済の試算書もないのだということをわれわれに認めてこれをやれということ、ちよつと無理だと思ひますがね。先ほど第二第三項であらうと、自治省は頑強にやられるが、そんなものは問題ないんですよ。一般国民の立場からすれば、そんなものは問題でないんですよ。もつとやはり大きいところに着眼して、自治省が考へて法律案を提出すべきだと思ひます。こまかい、弱い地方自治団体の五つや六つをぎゅうぎゅうと引き締めていって、それが何か法律の全体を通じていわれる正当な正義を貫いた法律だと私は言えないと思ひます。出せなというものを無理に出せと言つて、国会も終わりに近づいているのですが、この点政務次官はどう思ひますか。

○政府委員(藤田義光君) お説の点、一応私も賛成する点も多々ござい……。

○山本伊三郎君 賛成する点もあると言ひますが、賛成しない点もありますか。それはどういうことですか。

○政府委員(藤田義光君) 二条三項の規定、非常に小さいという解釈でございますが、われわれは非常に重大に見ておりますので、そういう点は見解の相違があるかと思ひます。

○山本伊三郎君 いや、僕の言つて……。

○政府委員(藤田義光君) 御指摘のとおり、これは地方議員の制度でございます。自治省当局でも少し安易に考へ過ぎた点は率直に認めます。それで、こういう重大法律を審議するにあたりましては、疎漏のあつた点を十分反省したいと思ひます。

○鈴木壽君 ちよつと関連して、松浦さん、この前地方議会の議員のものを作つた際に、これは相当いろいろな試算をやつて、地方自治団体に与える財政的な影響等、これは問題があつたところでありまして、何かさういふ、あなたは最近ですけれども、当時あつたのじゃないですか、ないですか、それは……。

○説明員(松浦功君) これは保険数理という考へ方に立つた計算は、いつも、この前の国会でも山本先生の御指摘をいただきましたように、いわゆるずさんなやり方で大よそのめどをつけておるといふ実態でございますので、保険的な計算に基づいた計算書を出せと言ひながら、私のほうには手持ちがないのでござい……。

○山本伊三郎君 この法律案がたまたま再び参議院に返つてきたからこころいふこともただせただけですが、これは衆議院で通つておれば、これははやむや

になつて、地方公共団体がこれによつて相当負担が重くなつていく。もちろん自治省はほうっておかないと思ひますが、立法の精神からいくと、さうでなかつたと思ひます。したがつて、私は少なくとももういろいろ法律案を出すときは、条文をいろいろとやるのは皆さん方々でございますから、なかなか上手にできております。しろうとではなかなか解釈がむずかしいような条文をうまく作つておることは敬意を表します。しかし、本筋の問題において

は全くなつておらないということだけ私を私は言つておきたい。これは国家公務員の共済組合法が三十四年に出来たときに、佐藤大蔵大臣がこれについて

はもうはつきり認めて、その前提で答弁をされておるのです。ところが、自治省の場合は、何かこじつけていこうという態度が私はいやなんです。あの佐藤さんもなかなか強引な人であり

ますが、とにかく今度の法律改正については相当が国においては資料が非常に不備である、したがつて一応これをやるけれども、これについては一般公務員諸君にもある程度の犠牲を払つてもらわなくちゃいけない、しかし

時代がこうなつたので恩給というより制度はいけないので、せめてはこれだけでやろうというので、既得権はできるだけ守るようになつてしまふよう、こころいふこと、国会、これは内閣委員会です。言ひましたところ、私が法律案の審議に参加して、自治省の態度というのは、第二第三項が問題に出ておるからそれに例をとるの

いいじゃないか。国家公務員の場合には、御存じのように、恩給を受ける人

とそれから長期共済組合制度の二種類しかない。最短期限にする十七年と二十年というところで二種類しかない。地方公務員の場合は、御存じのように四千に余る地方自治体がおの別個の条例を持つておる。したがつて、最短期限十年のところもあれば、十二年、十三年、十五年、十七年とまちまちです。そういうものをすてに予見してわかつておるならば、三十七年一月一日にこころいふ線を引くのだといふことになれば、僕はもつと逆な指導といふものがあつてしかるべきだと思ひます。出たものがいかぬのだというのなら、もうすでにその時期において不公平な条例が――あなたがさつき言われたような不公平な条例がずっと全国にあるでしよう。一日前にやつたところはそれで通つて、一日おくれたらだめだといふことに、極端に言へば、なるのですよ。私はそれでも、あなたの先ほど言われたように、一月一日といふものを閣議決定後これはきりきり

の線できめたと言ひられるなら、それでいいのですが、それならばそれで、この案がすでに考へられたときにこころいふ指導というものが必要だと思ひます。けれども、自治省としては、これによつてだれが一番不利益をこうむるかという、その自治体に勤めている一般職員が非常に不利益をこうむるので

す。ところが、それまでにすでにさういふ不利益をこうむつていく。いいところ悪いところというのがまちまちであるのです。これを統一するときはどういう工合にすれば公平になるかといふことをまず考へなければならぬ。こころいふ立法をするときに、それでこそ公平の原則というか、自治省が

とそれから長期共済組合制度の二種類しかない。最短期限にする十七年と二十年というところで二種類しかない。地方公務員の場合は、御存じのように四千に余る地方自治体がおの別個の条例を持つておる。したがつて、最短期限十年のところもあれば、十二年、十三年、十五年、十七年とまちまちです。そういうものをすてに予見してわかつておるならば、三十七年一月一日にこころいふ線を引くのだといふことになれば、僕はもつと逆な指導といふものがあつてしかるべきだと思ひます。出たものがいかぬのだというのなら、もうすでにその時期において不公平な条例が――あなたがさつき言われたような不公平な条例がずっと全国にあるでしよう。一日前にやつたところはそれで通つて、一日おくれたらだめだといふことに、極端に言へば、なるのですよ。私はそれでも、あなたの先ほど言われたように、一月一日といふものを閣議決定後これはきりきり

非常に熱意を持って地方公務員のためになり、あるいは時代の傾向に沿った法律を作るのだということが言えるけれども、こういう措置をとってやらぬ。こういうことをしておいて、そうして善意で、私はすべてこういうものは善意でやられたらと思っていますが、善意でやられたものについてこういう大きな被害をこうむらせることは、私は自治省の大きな失態だと断ずるのです。失態だということについては、どういう考えかどうか、これについてひとつ。

○政府委員(藤田義光君) 見解の相違かと思いますが、失態とは考えておりませんので、ただ、山本委員の御発言の中にもありましたとおり、何分にも対象団体が四千をこすという種々雑多な団体であります。また、その内容が複雑雑多でございまして、立法にあたりまして、なかなか原案の作成にあたりまして、まんべんなく理想的に運営されたとは考えておりません。ただ、皆さん方の御賛同によりまして法案が通過いたしました実施の際におきましては、運営上十分親切にひとつめんどろを見ていきまして、法案作成の道程における至らなかつた点は、運営上ひとつ正して参りたい、こういうふうに考えております。

○山本伊三郎君 政務次官はまあ今でこそ政務次官として国会でそういう答弁をされるのですが、実際運営するのはあなたではないのです。議事録に残る言葉は非常にいい言葉が残されるのですが、実際運営されるときは、これを担当する係官が指導すると思ふのです。随処に問題がありますよ。これは昼から、午後ゆつくりとひ

とつお話しをいたしますが、今言ったのは、前段のこれはまづ言葉のつもりで……。 (笑) 具体的に言いますよ。そういう抽象的な言葉で逃げるようなことのできないよう具体的に昼からやりましますから、今のことはそのまゝネットで受け取っておきましょう。

○説明員(松浦功君) 先ほど、議員の年金率につきまして十二年で百分の三十五と申し上げましたが、ちよつと勘違いをしておりました、百五十分の五十、三分の一ということでございますので、訂正をさせていただきます。

○山本伊三郎君 それでは、午後の具体的問題に入る前に、ちよつと警察の人に来ていただきたい。この前の国会で、警察の特別職員についてはあまり触れなかつたのですが、今度衆議院で三党共同修正されまして出て参りましたこの修正によつて、あの国会に出された脱退残存表が正しいという見解に立つてみると、警察の特別職員は非常に影響があると思ふ。最短期間が特例で十五年になっておりますから、一番あの脱退残存表が正しいとすれば、非常に影響が多いと思うのですが、その点どう警察当局関係者は見ておられるか、まずそれをお尋ねいたします。

○説明員(前田利明君) お答えいたします。私も国会に出しました脱退残存表は実は多少古くございまして、特別職員の分につきましては、昭和三十一年度並びに昭和三十一年度と連合会に委託して調査してもらつたものでございまして、それで、前国会から今日まで引き続いて調査をいたしておりますけれども、多少脱退残存表に変化があるんじゃないかというふうな気が今のところいたしております。ただ資料

の全体の整備は、手数もございませんで、まだ終結いたしておりません。

○山本伊三郎君 これは古いというところでだけでは問題はないんです。この前の国会で警察の關係者が比較的率直に言われたもので追及しなかつたのですが、それは国家公務員に属する警察職員、特別職員の資料であつて、一般都道府県警察、いわゆる俗に言う地方警察職員のデータでないと私は思つておるのですが、その点どうですか。

○説明員(前田利明君) 先生の御指摘のとおりでございます。

○山本伊三郎君 はつきり言う、あまり追及はしにくいのですけれども、それでは全然数字が出てこないんですよ。したがって、どれほどの財源がどうなるかというところは、非常に問題はあります。御存じのよう、今度の三党修正案の若年停止の三〇%の特例は、更新組合のみの適用であるから、すべてこれが追加費用として出されるかと私は見ておる。その点どうですか。

○政府委員(佐久間重君) 三〇%は、御指摘のように、追加費用として扱うことにいたしましたと考えております。

○山本伊三郎君 そうすると、これはすべて所屬地方自治団体の負担になるのです。警察官といへども、地方警察官は都道府県のいわゆる財政でまかなうようになっておるのです。一体都道府県の財源、追加費用をどれぐらに見積つたらいかがというところは暗中模索で全然わからないのですが、その点どうですか。

○説明員(松浦功君) 三〇%の改正部分を除きまして、先国会でも御答弁申し上げましたが、追加費用というものは、非常に前歴を正確に全員について調査をいたさないと、出て参らないわけでございますが、ほんとうの推算をいたしました場合に、大体総額で八千三百億程度であらうか、もちろん今回のベアス・アップの問題を抜きにして八千三百億程度であらうというところを御答申し上げておつたわけでありまして、そのうち地方職員の部分が大体一千四百億、警察部分が五百九十億というふうに推算をいたしておりました。

○山本伊三郎君 それは僕の質問の答弁になっておらぬ。追加費用の総額はそうなるだろうという推算であつて、今度の三党修正によつて認められたその財源が幾ら要るか。これは先ほど申し上げましたように、施行法關係のいわゆる追加費用、更新組合に対する適用ですから、直ちにこの施行された翌年からそれが追加費用として、負担として具体的に出てくるんですよ。一般の財源率になれば、あるいは二十年の間の余裕があるから、その間にいろいろとまた融通できるけれども、この修正についてはその簡単に片づけるわけにはいかないでしょう。

○説明員(松浦功君) 質問の御趣旨を間違えまして申しわけございません。地方公務員共済組合、すなわち都道府県の一般職員分について一応の推算をいたしてみようと思つて、追加費用という格好で支出がふえて参るだろうと予想されるのは十年目で、支出の増—これは追加費用という格好でなく、支出の増という格好で、十年目で大體一千万程度、初年度はこれは御承知のように新法部分でございまして、分を、人数も積み重なりませし、額も

少なうございまして、大體三十五万円程度というふうに推算をいたしております。

○山本伊三郎君 そういう一般の年金經濟のいわゆる費用の額については、あとで昼から尋ねます。私が今尋ねてゐるのは、そうじゃない。警察のほうで出された脱退残存表がそういうことで全くこれは資料にならない。しかも、今度修正されたものの大體の推算すらこれから出てこない。それによつて幾ら費用が要るかということを見たい。それがまた包括して千四百億とか五百億とかなんとかいう追加費用の問題は、また昼からやりますが、そういうことを私尋ねてゐるのじゃない。一体それは幾らにかんだらいいか、これは警察だけじゃない。一般のほうも、それから文部省の關係のほうも、公立学校のほうもどれぐらいの費用が要るか、保険数理に基づいて出した場合にどれぐら要るか、これを一つ出して下さい。

○説明員(前田利明君) 先生のお願いいたしました保険数理の問題につきましまして、遺憾ながら私もそのほうで計算ができておりませんけれども、警察に關しまして昨年一カ年の調査をいたしたたので、それだけ御報告させていただきます。本年の三月三十一日までの一カ年に退職いたしました警察職員は、全部で四千四百二十名でございまして、そのうち勤続二十年以上、しかも四十五才以上で五十五才未満、しかも退職にあたりまして整理退職、勧奨退職によつて退職いたしました者が四百五十四名でございます。分を一カ年として、新法分を一カ年

といたしまして計算いたしましたして、初年度に要ります費用は大体八十万でございます。それ以上の調査は今のところできておりませんので、申しわけないと思っております。

○山本伊三郎君 自治省の管轄は、自治省の管轄、文部省の管轄、統けて言つて下さい。

○説明員(松浦功君) 先ほどお話しを申し上げましたように、三〇〇の若年の停止の追加支給という修正案を、かりにお認めを願いました場合の支出の増は、先ほど申し上げましたように、初年度三十四万、次年度九十六万、三年度百八十万、四年度二百八十万、五年度三百九十万、六年度五百五十万、七年度六百二十万、八年度七百五十万、九年度八百八十万、十年度一千一十萬、この程度の数字にならうと推測をいたしております。

○説明員(清水成之君) ただいまの山本先生の御質問でございますが、三〇〇分に対します計算方法につきましては、先ほど警察庁の課長からお話しがございましたように、昨年一年間におきます退職の状況、それに伴います衆議院修正におきます趣旨をパーセントで見まして、それを前国会お配りしました脱退残存表とからみ合わせて計算いたしました結果、初年度で三百三十七万、それから五年目あたりで約五千万、それから十年目で約二億五千万、こういう試算が出ておる次第でございます。

○山本伊三郎君 おのおの出された数字が出ておるんですがね。それから、それだけ出れば、保険数理の計算方式は出てくるでしょう。

○説明員(堀込惣次郎君) ただいまの

山本先生の御質問にお答えいたしますが、追加費用の額ということを出しますには、責任準備金を計算しない――先生御承知のとおり、責任準備金を計算いたします。その場合に、修正の部分を除いては、一応責任準備金を計算しまして、先ほど概略の数字でございますが、八千億という数字が出ておるわけでございます。これを修正の部分を入れまして、責任準備金率を出し直すには相当の期間がかりますので、目下のところはそういう計算はできておりませんので、御了承を願いたいと思ひます。

○山本伊三郎君 僕が尋ねるのは、そういう意地悪いことを言つておるんじやないのです。この修正のときには条件がついておるのです。本人の事由によらないという条件がついておる。その条件が運用上どうされるかということとは、保険数理による計算方式によつて出された財源率が必要と云ふことを出された財源率のなから、それをどういう運用をしようかというところは、数字の上で現われてくるんです。それを知らなければ私には尋ねておるんです。三百五十億とかあるいは幾らと言われども、それはこの私の質問に対しては答弁にならないのです。どういう工合にそれを運用して、どういう工合に実際あなたが適用をしてやつていくのかということとは、保険数理に基づいて出さなければ出てこない。

○説明員(松浦功君) 修正案によります若年退職者に対します付加の問題につきましては、昭和三十六年五月一日から昭和三十一年四月一日までの間に、おきまする地方職員の問題につきまして、すべての県に照会をいたしまして、それによる調査を基礎といたしまして、いわゆる自己便益と自己便益でない者との区分けをいたしまして、自己便益でない者とは、すなわち勸奨、整理というところでございます。それをもとにいたしまして、一応ただいま申し上げたような数字の試算をいたしたわけでございます。

○山本伊三郎君 それじゃ、そういう統計数字が出ておるならば、これを出すのに、全部抽出的にやられておるのだから、もともと出されておるやつはそんな正確な統計数字じゃないのですから、気の毒だけれども、すぐ――まあ昼だけやつておれば三日ぐらいかかるが、徹夜でやれば一日でできますよ、この財源を出すのに、そういう統計数字があるとするならば、統計数字を出すのには一カ月も二カ月もかかりませんが、こういうものがあればできましよう。

○説明員(堀込惣次郎君) ただいまの追加費用の額の計算ということになりまします。先ほど申し上げましたように、責任準備金を出さなければならぬで、御猶予いたされたかと思ひます。

○山本伊三郎君 あなたが出てくると情がからむのですが、責任準備金は出さなくても、財源率は出るはずですよ。今言われた国家公務員は、退職手当法の二項、三項、四項と分けて、四項に該当した者がこういう数字が出たということになるれば、それを基礎にこの計算表に当てはめていきますと、出てきますよ。そんなに長い時間からならなくてもできる。堀込専門家はもう非常に気の毒なのですが、そんなことをなぜ自治省はやらないのですか、政務

次官には気の毒だが、行政局長どうですか、そんなことされるはずですよ。

○政府委員(佐久間重君) 衆議院で前国会で修正案を承つたわけでございますが、その当時、退職の最近の状況、特に修正案に該当いたします者がどれだけあるかというところは、私も承知をいたしてはいたつたわけでございます。

○山本伊三郎君 文部省はどうですか。

○説明員(清水成之君) ただいま自治省の行政局長その他の課長からお答え申し上げましたと同様の状態でございます。お許しくださいと思ひます。

○山本伊三郎君 同様だなんて、そんな勝手なことを言つてもだめですよ。公立学校の場合は、特殊な関係の人々だから。自治省のほうは各地方自治体で、しかも府県、市町村といろいろあつてまちまちですが、公立学校の場合は、そういう数字は私はあると思ひます。自治省と同様というのはどういうことですか。そういう無責任な答弁でのがれようと思つてもだめですよ。しかも、若年停止については一番問題がある層をかかえている公立学校の共済組合を運営しようといふところなので

すよ。修正案は議員立法で通つたので、ある程度私も遠慮しているのですが、施行する責任はやはり行政府にあるのですから、担当する局、課では直ちにそういう点はやはり作業に私は着手すべきだと思ひます。それを全然統計数字もつていないのですか。

○説明員(清水成之君) 冒頭に申し上げましたように、三十六年からことしの一年間に対します退職者の総数、それから年令別、それからその事由別、そういうものはとつてございまして、そしてそれに基づきまして、前回お出ししました脱退残存表とからみ合わせて、その内訳の事由に該当する者が何パーセントあるかということを見まして、そして計算をいたしました数字は、ただいま申し上げました状況でございます。

○山本伊三郎君 それなら財源率の計算はできておるでしょう。そういう数字が、答へが出ておるのだから、そういう算術計算的じゃなくて、すぐこれは当てはめたら出るようになっておるのではありませんか。なぜそれをあなたは言わないのですか。

○説明員(清水成之君) 山本先生の財源率の計算という正確な意味にとりまして申し上げました。追加費用という点で試算した計算は、ただいま申し上げましたような数字を出す過程におきまして出しておる次第でございます。なお、詳しくは専門家からお答えいたしたいと思ひます。

○説明員(進藤聖太郎君) いわゆる経過的な表でございますので、すつきりした保険数理の上には上つて参りませんが、三十五年の十二月三十一日現在で年令別、勤続別に、抽出調査で

さいますけれども、調べた資料がございまして、その後これらの人間がどういふ状況で脱退して参り、しかも該当する年金者がどういふ死亡率で消滅していくかというところを、十年間の組合の動態の傾向を見まして、それから先ほど課長から御説明いたしました整理退職あるいは勧奨による退職というものの割合がどの程度あるかというところを、加味いたしまして、それぞれの年度におきます該当者の発生数、消滅数というものを、新法施行以後の——十二月一日以後と仮定いたしました、新法施行以後の給付標準と申しますか、給付率をかけたて出しましたのが、先ほど御説明いたしました初年度三百三十七万八千、五年目で五千八十三万、十年目で二億五千八百萬円という所要額として御説明申し上げました資料でございます。

○山本伊三郎君 あなたは専門家だからわかっておられるのですが、それだけの統計数字が出ておれば、財源率は出ますよ。僕は時間がないので相当あわててやったら正確な計算が合っておるかどうかわかりませんが、そういう資料は、統計数字は私は持つておりませんが、国家公務員の場合、第四項適用、いわゆる整理退職の者だけを国家公務員の実態というの比でみて、計算方式に当てはめてみると出ておりますよ。自治省なり文部省なり、すでにそれだけの統計数字を持つておれば、出ないはずはないんじゃないですか、財源率は。

○説明員(松浦功君) 保険数理の問題は、堀込説明員から説明していただきますが、私どもは今回の修正部分は更新組合員に対してのみ適用のあるものというところでございますので、それを追加費用というふうに考えておりますので、財源率に置き直すと、格好の考え方とは違っておられないわけでございます。

○山本伊三郎君 あなた方が、そういうことで知らぬものなら、ああそうかなというふうな答弁じゃ、それは済ませませんよ。あとで追加費用について、それは正確に一ぺん質問をいたしますが、何回も追加費用にほり込んでしまえば、もう保険の経済というものはそれで全部救済されると思つたら大間違いですよ。追加費用にほり込んだから財源率を出さぬでもいいというふうなことは、いづれこれは明らかにしますか、そういう考え方であれば、きわめて無責任な態度ですよ。費用が保険経済に影響するかどうか、少なくとも追加費用も保険経済、年金経済には影響してくるのですよ。昼からいろいろとやりますけれども、その追加費用は、どう負担するかという追加費用自体でも大問題なんです。追加費用だから、その分はそれだけのものをやっておけばいいかといえ、それだけじゃ相済まないですよ。追加費用全般から見て、それとも追加費用ですか、そういう保険数理の關係は要らないのだ、こういう考え方であるということを確認していいですか。財源率は全然そんなことは問題ないのだ、こういうことではないんですか。

○説明員(松浦功君) その点になります、私も保険数理というところはあまりよく存じませんので、お答えをしかねますが、追加費用だから何でもいんだ、追加費用に全部はほり込んでしまえば財源率に何も關係ないのだという考え方は、私も持つておりません。それから、そのあとをどういふふうに考えるべきかというところになりますと、保険数理というものを理解いたしておりませんので、正確にお答え申し上げられない点御了承下さい。

○山本伊三郎君 それでは、そういう正確な数字はこれはまた地方議会のあれと同じように出せない、こういうことですか。

○説明員(松浦功君) お説に従ひまして、今後十分勉強したいと思ひますが、さしあたりすぐ提出するだけのものは、持ち合わせておりませんので、御了承を願ひます。

○山本伊三郎君 文部省もそのとおりですか。

○説明員(進藤聖太郎君) 文部省のほうも自治省同様、その点、計算につきましてはまた具体的な作業をいたしております。

○山本伊三郎君 警察はどうですか。

○山本伊三郎君 警察はどうか。

○説明員(前田利明君) 警察のほうも、遺憾ながら資料をまだ整えておりません。

○山本伊三郎君 それじゃあ、午前中は大体これで私は終わって、昼から続けたいと思ひますが、警察は冒頭に、遺憾でありますという言葉をつけ加えておるのでかわいらしいですが、これでいいんだという考え方では、自治省なり文部省が法律案を出されるということについては、僕は異議があるのです。私は自分もやつてわかります。なかなかそれは専門家の人は御苦労だと思ひますが、しかし冒頭に、この前の

国会で大臣と総理まで来ていろいろ説明されたのですよ。今度のこの制度は今までの恩給とは違ひます、いわゆる社会保険の一種として平準保険料方式でやるから掛金の上がると、これもこれで御了解してもらいたい、いろいろ言われておるのですよ。その掛金をきめる基礎になるという資料というものが、今言われたように十分でないというところだけは明らかにしておるんですよ。しかも、それを追ひ詰めていくと、これは追加費用でやるから掛金に影響ないと言われますけれども、昼からこれは明らかにいたしますが、決してそうでない。年金経済の経営全般からいって、追加費用も運用の上から見ると、利子その他から考えると、大きな影響が出てくる。これは昼から明らかにいたします。そういうことで僕はやる態度そのものについて非常に不満だ。二条三項くらいにこだわって、何とかこれは功利的に答弁しようというの、私はきわめて不満です。午前中の私の質問はこれで終わります。

○委員長(石谷憲男君) 午前中の質疑はこの程度にいたしました。午後は一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(石谷憲男君) 休憩前に引き続き委員会を開いたします。

地方公務員共済組合関係二法案についての質疑を続行いたします。御質疑の方は御発言を願ひます。

○山本伊三郎君 あまりすみのこと、長くやつておると各位に飽かれてもいけませんし、だいたいこの前の国会では深く追及しておるのですが、今まで尋ねたことは相当今後に影響する点もある、関係各省は十分その点は今後には用意してもらいたい。その点いいますか。大臣おられますが、責任者を代表して政務次官にひとつ御答弁を願ひます。

○政府委員(藤田義光君) 午前中の御質問に対しましては、ちよつと触れたと思ひますが、幸いに通過しました際におきましては、これが運用には十分ひとつ留意して参りたいと思ひます。

○山本伊三郎君 それじゃ、次にもう一つ大きな問題として考えておかなければならぬのは、午前中ちよつと触れましたが、追加費用の問題です。本法によると、また施行法によりまして、追加費用はすべて地方自治団体、すなわち都道府県、市町村の負担ということを書いておりますが、それに間違いはないですか。

○政府委員(佐久間謙君) 国または地方公共団体が負担するということにはしてあります。国が負担する分は、国家公務員の身分を持った者でございまして、地方公務員の身分を持った者については地方公共団体が負担をするというところでございます。

○山本伊三郎君 午前中に答弁のあった八千三百億という追加費用総額は、もちろん概算ですが、どういふところ、その数字を出されたのか、どうも八、三のつく言葉は、うその三八というところもありまして、おそろしく間違ひがないと思ひますが、どういふ基礎で出されたか。これはもう正確に出ませんことはわかっておりますが、どういふ方法で概算されたか、その点ひとつ。

○説明員(松浦功君) 詳細な算定の方

法につきましては、後刻説明員から説明していただくことにいたします。

○説明員(堀込惣次郎君) ただいまの追加費用の計算でございますが、財源計算に使用いたしました三十二年の調査によりまして、十分の一の抽出調査の過去の在職年数と恩給期間、旧長期間等の在職期間別の統計を使用しまして、全県職員の出出調査の数字を基礎にして、一応府県の地方職員共済組合の分として追加費を計算いたしました。それを給料の比で全公務員に一応按分比例で概算を出したものでございます。

○山本伊三郎君 これは警察、公立学校の地方自治体の負担するものも入れてあるのですか。国のほうが負担するやつを除くとして、全部含めて八千三百億、こういうことですか。

○説明員(堀込惣次郎君) 地方公務員の分だけでございます。

○山本伊三郎君 地方公務員の分というのは、一応公立学校の、小中学校の先生、あるいは、先生も地方公務員になつておるのですね。今先ほどの答弁では、公立学校の先生については国庫の半額負担があるから、それを引いたものというふうに解釈していいのですか。

○説明員(堀込惣次郎君) これは地方公共団体が負担する額でございますから、このうちの義務教育分の半額について国が持つてくれる、こういう建前でございます。含めておるといふふうにお考え願いたいと思います。

○山本伊三郎君 そこで今後問題になるのですが、国家公務員のとときも相当大蔵省等問題にしますが、施行法の規定によつて、いわゆる通算措置がされておりますから、あの計算式で見ると、十

九年までは一時金で支払うということになっておる。ところが、施行法によつて各々が更新組合に通算をいたしたから、たとえば本年十二月一日にされた場合に、それで切つて、その以後の人については十九年まで一時金、それから二十年から年金、こういうことではなくして、更新組合については十月一日から一年、二年、三年というところで、各々新法施行期間に入つた分でも年金で出すというところになっております。その場合、一時金と年金とが原価が違ひますから、その差額も八千三百億の中に入つておるかどうか、専門家の人はすぐわかると思ひますので。

○説明員(堀込惣次郎君) 恩給公務員期間が一年以上あります者は十七年でつく。五年以上十一年未満の場合では十八年でつく。それから少しでも、四年未満でありますれば、十九年でつく。こういう計算を繰り込んでございまして、ただいまの御質問の、一時金として受ける者につきましては、一時金の原価で計算しております。十七年未満で年金がつく場合には年金原価で一応出してあります。

○山本伊三郎君 これは記録にとつてもらふねといかないのですか、僕の言つてゐるのは、旧共済条例なり退職条例によつて完全に年金がついてゐる人は、これも問題がありまして、一応別にして、新法期間に入つて年金がつくという場合ですね。新法の期間だけ計算すればこれは年金がつかない。一時金ですね、通算するから、新法期間に、かりに三年であつても、五年であつても、年金のつくというところは当然考えられますが、その場合に、新法

だけでは一時金しか出ないのでですね。ところが、施行法によつてこれは年金が出るということになってゐるので、その場合、五年であれば五年の一時金の原価で計算して出せばそれでいいのだが、施行法によつて更新組合が通算措置をしておるから、年金になると、それだけの原価が上がるでしょう。この差額が追加費用でやるかどうか、こういうことを聞いておる。わかりますか。

○説明員(堀込惣次郎君) 先生のおっしゃるとおりでございます。

○山本伊三郎君 これも局長もおられますから将来問題になるといけません。そういう場合も追加費用として見ると、そういうことを専門家の方は言われまして、それに間違ひないか、責任者にひとつ答えていただきたい。

○政府委員(佐久間重君) そのとおりと考えております。

○山本伊三郎君 わかりました。それが総額大体これは八千三百億であらうと何だろうといひます。その計算の基礎についていろいろ言われまして、七千五、六百億になるので、大体この数字はある程度いいと思ひますが、あとで申しましたものも含んでおるとなるので、相当数字が動いてきますから、なお検討しておくほうがいいと思ひます。

○山本伊三郎君 それでは、その追加費用を、この前の国会では、施行法が来年度になるか本年度になるか、そのときには三十億程度この地方公共団体に下さす、こういう答弁があつたのですが、それはどういふ基礎に基づいていのかどうか、この点ちよつと。

○説明員(松浦功君) 国家公務員共済組合法の施行に伴ひましては、法律成立の次年度において約十億の追加費用を組合に納付しておられます。十億というものは、大体その当時の給料年額に對しましてはおおむね七割程度に該當いたしておりました。したがつて、国の追加費用の入れ方に準じてこの制度が発足をしたことができませんならば計算をして参りたい。したがつて、三十八年度におきますこの法律の適用を受けます者の給料年額に對して大体七割程度の数字をかけたものでありますが、その程度の数字になります。これだけものを追加費用として入れたら、言いかえしますならば、国のテンポに合せて追加費用を入れて参りたいといふふうに当座考えておるわけでありまして。

○山本伊三郎君 国の場合にも、基本的にまだ問題が解決しておらないのですが、追加費用のいゝゆる支払方法には大体三つほどあります。全額一時支払い負担ということ、利子だけを負担する方式と、現実に発生した額の立てかえ払いとあるんですが、この地方公務員の場合はどういふ方法で考えておるか、それをまず聞いておきたい。

○説明員(松浦功君) この問題につきましては、非常に多額の金の処理の問題でもございまして、地方財政からの支出とはいひながら、国の財政措置と大きな関連を持ちますので、国家公務員共済組合におきましてどのような追加費用の措置をなさるか、それとにらみ合わせた上で決定をして参りたい、それまでは国もまだ決定しておら

ないわけでございますので、決定をするまでに国のほうでとりました施策に合せて措置をして参りたいといふことを考えておるわけでございます。

○山本伊三郎君 先ほど言われた七割、概算三十五億の初年度の追加費用ですが、これと現実に経過措置といたしまして、施行法によつた更新組合員が現実に追加費用として支払わなくなつたため金額はどうなりますか。これで全額を満たしておりますか。

○説明員(松浦功君) 全額満たすることにはなつていないと申し、総体の額から比べればまことに微々たるもので、利子にも足りない状況でございます。先ほど七割と申し上げましたのは誤りでございまして、千分の七でございますので、ちよつと訂正を申し上げておきます。

○山本伊三郎君 現実にそういうことはわかつておるんですが、その場合に、追加費用はもろに足らない。三十五億どころの問題じゃないのです。それがつかつていゝゆる今後掛金として出す組合員と地方公共団体の負担に肩がわつてこれが処理されるわけですね。それでなければ金の出所がありません。そういうことが七つの組合の経営上うまくいふと思ひますか。

準じた追加費用の処理方式を決定したい、それまでの暫定措置というふうにお考えをいただきたいと思うのでございます。

○山本伊三郎君 国家公務員の場合も、作つたときには、多分佐藤大蔵大臣だつたと思うのですが、われわれに対する答弁では、しばらくの間だからというのですが、国家公務員に対する追加費用の支出もすでに三年になるけれども、一向考慮が払われておられない。若干年々増額されておりますけれども、問題にならぬ程度のものであります。このやり方では、組合経済はもちろん問題はありませんし、将来長きにわたつてあとで問題が起ると思うのですが、この点について今言われたのは、担当の課長としてですが、大臣として地方財政上非常に大きい問題ですが、地方財政の立場からこれをどう処置するといふ基本的な考えを持つておられるか、それをまず第一にお伺いしておきたい。

○国務大臣(藤田弘作君) 詳しい計算は私にはよくわかりません。しかしながら、今あなたのおっしゃるような問題が将来起り得る可能性があつたり、あるいはまた御意見のようなことがあるとすれば、できるだけ近い将来において、将来の問題も含めて再検討したいと考えております。

○山本伊三郎君 この法律が成立して施行されて最初の年度における長期給付の総支払額、先ほどちよつと言われたと思いますが、総額幾らになっておりますか。

○政府委員(佐久間重君) ベース・アップ前の計算でございますが、約百三十六億にならうかと思ひます。

○山本伊三郎君 そうすると、追加費用として次の年度で三十五億、〇・七％追加費用として負担する、しかし実際要するのは百三十六億ですから、百億というのは、言いかえれば、それだけの資金を食つていっていることになるのです。それは本人の、組合員の支払う百分の四・四と、地方公共団体が負担する百分の五・五の負担金で食つておるといふことですが、こういうことは、われわれとしては考えられないのですが、全部ということには若干問題がありますが、せめて半額くらいは国のほうが措置をして、地方公共団体の負担として追加費用として出せないかどうか、この点どうですか。

○政府委員(佐久間重君) この点は地方財政全般にわたつて大きな問題でございますので、将来慎重に検討したいと存じます。

○山本伊三郎君 簡単に、将来検討すると言ひけれども、これは来年の問題です。あなた方は年金経営の大体そういう知識はあると思うのですが、年金の経営というものは、利子収入といふものが大きなウェイトを持つています。長期給付の積立金は、地方公共団体と本人の血の出るような金をためたものです。それがこの法律が施行されるために、当然地方公共団体なり国が負担するものを、その組合の資金から流用して使つていふといふこととす。そうすると、それだけの利子といふものは消えてしまふ。したがつて、これに対する答弁を求めると同時に、一体この資金構成は、むしろかきいことには避けられけれども、二十年後のこの資金構成はどういう比率になつていくかといふことを、まず一度聞かせてい

ただきたい。それから、現在一年間で負担金と掛金が五百億になります。それが二十年後に幾らになるか。そのうちの本人負担分と地方公共団体の負担分はどうなるか、それによる利子収入の構成はどうなるか。それがわかると、今の問題はひとりでに解決してくる。

○説明員(松浦功君) 追加費用の問題につきましても、どのような数字になるか未確定でございますので、追加費用を全然入れない場合の計算の数字でお許し願ひたいと思ひます。初年度の掛金、負担金で大体五百四十五億といふことを前提に置きまして、二十年目で掛金が六百十億程度になります。それに対して利子収入が四百億、合計いたしまして収入が一千十億という計算を立てております。

○山本伊三郎君 二十年後にどうなりますか。

○説明員(松浦功君) 施行後二十年目の数字が、ただいま申し上げました数字でございます。

○山本伊三郎君 年々五百億、廃疾年金など若干出ることがあるが、そんなものが全部ためられていふと思ふ。掛金と負担金合わせて概算五百億といふのです。それが十年間、二十年間に一兆でしよ。二十年間にそうならぬですか。

と予想されます積立金は大体七千四百億という数字を出しております。

○山本伊三郎君 その場合に資金構成を見ると、これは僕が計算したのでありますが、大体二十年で、そういう若干の支払いがかりにないものとして、二十年後には一兆八千三百九十三億。これを掛金と負担金と利子の構成に分けると、地方公共団体の負担の割合が三〇％程度、厳格に言つて二九％と少しです。それから本人の掛金が二四％、それから利子の構成部分が四六％になつておるのです。そうすると、二十年後には利子の占めるウェイトといふものは圧倒的に多いのです。したがつて、そういうことから見ると、せつかく積み立て方式をとつておるといふのは、利子運用といふことが非常にこの年金では重要な要素になつておる。そういう場合に、せつかく利子をためていこうと資金をかけておるのに、当然追加費用として地方公共団体が負担すべきものが掛金の中から百億もすつと抜かれるといふことは、私は年金経営上相当問題があると思ふのですが、その点についての考え方はどうですか。

○政府委員(佐久間重君) 御指摘の点は、確かに問題の点だらうと思ひます。できるだけ早く追加費用の整理方法を定めていかなければならぬと、かように考えております。

○山本伊三郎君 それが、そういうことを言つて時間が長くなるから言ひませんが、財源率計算のときに、そういう年予定率五分五厘といふものを計算して、こゝろいふことになつておるのだが、その要素は半分以上ここで消費されてしまふ。そうなる

と、今はいいですが、あとにはこれは全く運用も何もできない。そのときにそういう利子までも追加費用としては考へておらないのです。計算上は、ところが、その利子の受け持つウェイトといふのはきつめて高い。そういう考慮をされずに、漫然としてこゝろいう年金経営のいわゆる数字をはじいておられることについては、私はどうも納得できないのだが、こゝろいふことを言う、また蒸し返しになりますから、これでおきますが、追加費用については、その立てかえ支払い方式によつて、少なくともその年度に追加費用として責任を持つ額は負担すべきだと思ふのです。そういう考え方があるかどうか、それをもう一べん聞いておきます。

○政府委員(佐久間重君) 先生のおっしゃいますのも一つの考え方かと存じますが、これは国の公務員の場合の措置の仕方を参考にいたしまして、よく検討をいたさなければなりません。現在の段階では、国家公務員の場合の方式とかね合はせて検討をいたしたいと、かように思つておるわけでございます。

○山本伊三郎君 まあ問題はあつけれども、次に進みましょ。しからば、一つのわれわれの当然な考え方として、更新組合員、いわゆる当然地方公共団体が負担しなくてはならぬといふ分、それに対して二％今まで納めております。それだけでも本人はすでに納めておるのですから、その納めた金からやめた年金を出すといふ追加費用でも、今度の組合費とか掛金とか、そういうもので食つていこうといふのです。当然本人が過去に納めた分ぐら

は返す。返すと言うとおかしいが、新しい組合員に渡すということぐらい、これは常識だと思うのですが、その点はどうですか。

○説明員(松浦功君) ごもつともなお説でございますが、この制度の上におきましては、こちらに引き継がれた更新組合についての支払いはこの組合でいたしますが、すでにやめました方々の年金というのは、それぞれの団体において支払うように義務づけられています。したがって、それまでの費用の返還は受けないという考え方の上に立っておりますので、御了承を願います。

○山本伊三郎君 僕の質問をよく聞いてもらわなければだめです。そんなことを言つたって、違ふのです。更新組合員ですよ。新法が施行せられまじょう。まだやめない人ですよ。更新組合に引き継いでいく人が過去に二割ずつ納めておる自分の持ち分、それをそれだけでもせめても新しい組合に返してやれぬか、掛金の移譲はできぬか、こういうことを言つておるんですよ。

○説明員(松浦功君) 御承知のように、現在の恩給条例あるいは共済条例等とつております考え方は、積み立て方式をとっております。したがって、その年度限りで歳出に対する歳入という格好で、雑収入という格好で掛金、負担金を処理をいたしておりますので、引き継ぎという格好をこの制度では考えておらないのでございます。

○山本伊三郎君 現在までの措置がどうであらうとも、実際はそれだけ年々取つて預かつておるんでしょう。本人がやめなければその資金はあるでしょう。そのくらいは返してやれば、今

言っているような新たな組合員の掛金とか負担金を食つていかなくていいけるのじゃないか、こういうことを言つておるんですよ。今の制度が積み立てでないから金がないということは、それは答弁にならぬですよ。そういうことは、当然返してくれと言われれば返してやらなければならぬ、別の組合になるから。もしそういうことをやったら幾ら要するというのを計算されたか。幾ら足りない要りますか。もし本人が、過去二割かけたものは新組合にかわるのだからその金だけは私はよそに行くのだから返してくれと言つて持つていった場合に、総額幾ら足りないになりますか。

○説明員(松浦功君) 引き継ぐということをお考えしておりますので、申しわけございませぬが、数字は計算いたしておりません。

○山本伊三郎君 まああなたはそういうことで、私から極言させれば、こういう年金経営の任について私は熱意がないと思うのですよ。あらゆる場合を想定して、こうなればこうなるのだというところの計算は、むしろかしい保険数理であつても、算術計算的にも出して、やはり検討しておく必要が私は自治省としてあるのじゃないかと思つて、それでこそ初めて、私は誠意ある一つの地方公共団体に対する私は指導もできると思うのですよ。自分の言いたいだけと言つたつて、そういう大きな経営上の方針に資するような計算もしておらないと思つて、私は非常に遺憾にたえないと思つて、時間の関係もありますから、そういう点もひとつ考えておいてもらいたいと思つておる。

次にもう一つ、先ほどはからずもあなたが言われましたが、現在十二月一日から実施になる、それまでのものは旧共済条例なりの条例によつて受給権者に支払いますね。これの大体総額、全市町村、都道府県がどのくらい負担しますか。三十六年度、三十五年度でもいいし、データがなければ三十四年度でもいいから、言つてみて下さい。

○説明員(松浦功君) ちょっと手元に資料を持っておりますので、すぐ調べてお答えいたします。

○山本伊三郎君 そこで、この問題について私は結論的に申し上げますが、今申しましたのは組合員、新組合員についての立場から言つたのですが、今度は地方公共団体の立場から追加費用なり、いろいろの本法律ができたための地方財政に及ぼす影響についてひとつ質問しておきたいと思つておる。先ほど申しましたように、かりに自治省が出すように、本年三十五億の追加費用を出すのだ。それから今申しました資料を調べておられますが、地方公共団体では従前の人々に対する年金の支払いはしなればならぬ。それから新たに追加費用に、これは当然本法によつて五・五の掛金負担をしなければならぬ。この場合に、地方財政上影響はないのですか。

○政府委員(佐久間君) 地方財政上当然影響はございます。

○山本伊三郎君 現在の地方交付税の計算のあの状態のままでいけるかどうか。

それともう一つ、もう時間がないから合せて聞いておきますが、本法が施行されるために、地方税法の改正で、この年金、いわゆる地方公務員

共済組合法の財源に充てるために〇・一%の増額をされる、それが十五億だという安井自治大臣の説明でありました。追加費用だけでも三十五億円出すという。地方交付税の上がつた額は十五億だと聞いておるのです。それ以外に、申しましたように、新たに掛金を百分の五・五かけなければならぬ。相当大きい都道府県、市町村に対する負担の増加だと思つておるのですが、それはわれわれとして考えられないが、どういふ措置をとられるのですか。

○説明員(松浦功君) 今度の新制度の実施に伴ないまして、従来の交付税に算入しておりました恩給あるいは退職料等の財源に要します交付税の基準財政需要の計算より、さらに相当額の交付税計算上の需要を伸ばさなければ、地方公共団体が財政負担に苦しむという結果になることは、御指摘のとおりであらうかと思つておる。さらに、明年度においては追加費用も考慮していかなければならぬと思つておる。したがつて、先般の国会で大臣から御答弁を申し上げましたように、〇・一%の交付税率の増額と、さらに不安定になつております、いわゆる恒久化されておりませんでした交付税の〇・三%を恒久化することによつて、翌年度等におきます一般財源の伸び、あるいは国税三税に伴ないまして伸び等を加えまして、全般的に地方財政計画の中に織り込んでいくように努力したい。その上で、財政計画の基礎をいたしまして交付税計算に算入をされて、交付税の配分を考へておるわけでありまして、

○山本伊三郎君 抽象的なことを言われまして、それでまことしやかに聞かれますが、それは簡単にいけないと思つておる。具体的に聞きますが、千分の七の追加費用は具体的にどういう工合に市町村が負担するのか、それに対して財政措置として自治省はどう考えておるか、一、二の例をあげてちよつと答弁して下さい。

○説明員(松浦功君) 追加費用が個人についてどういふ格好で出てくるかは、先生御承知のように、相当調査しなければ、各団体ごとに出て参らないわけでありまして。したがつて、それまでは千分の七という格好で各人の給料年額というのにかけたものをもつて追加費用として取り扱うという以外に方法はなからうかと考えております。そういうことになりましたれば、財政計画におきましては、各人件費を算定するに際しましては、給料額の千分の七を財政計画上追加費用ということでお算入をし、交付税においてもそれに応じた積算をして財政措置を講ずるという格好をとらざるを得ないのではなからうかというのを考へておる次第でございます。

○山本伊三郎君 これは当面、来年度から市町村の問題になりますから、明らかにしておきたいのですが、給料総額の千分の七をかけてこれを一律に一応負担をさす。しかし、それは各地方公共団体、地方自治団体によつては非常に不公平になる場合もありますね。そういうことがどうしてもやらざるを得なければ、一つの例として、そういうことになる苦しい市町村と、案外案にやる市町村が出てくるかと思つておる。同じ一律でやるのだから、これは国のほうで、別財源だとして、しばらく出してやるという方法はないので

すか。困りますよ、市町村自体が。

○政府委員(佐久間彌君) この追加費用につきましては、先刻御質問がございまして御答弁申し上げましたように、それぞれの公務員の身分に応じまして、国または地方公共団体が負担をするという建前を法律で規定をいたしております。そこで、地方公共団体が第一次的に負担をいたすわけでございまして、その地方公共団体の負担する分は、一般財源で財源措置をするというふうに考えておるわけでござい

す。その結果、一般財源が非常に膨張をいたすような場合におきましては、これは地方財政全体の立場から、さらに国において地方財政に対する必要な措置をする、そのような考え方をいたしておるわけでござい

○山本伊三郎君 この市町村の負担については一律に千分の七、これは私は地方公共団体によつては相当大きい負担になると思ふのです。特に交通とか、それから水道のような企業経営をされているところについては、これは

○山本伊三郎君 今のは何ですか、そういうところには起債かそういうもので認めるということですか。

○政府委員(佐久間彌君) これはその起債でもって年金の関係の需要を見るというのではなくて、その地方公共団体が公営企業をやつて参ります上に、この年金の関係の需要があります結果、本来の事業をやつて参りますほうにそれだけ益金が回らないというふうなことを考えまして、事業のために起債その他の面でも何らかの配慮をいたして参りたい、かような意味で申し上げたわけでござい

○山本伊三郎君 もうこれは十二月一日から実施されるという予定なんです。何らかの方法を考えるについて、当然問題になると思う。私はだれとは言いませんが、そういう関係で、自治省に陳情した場合は、それは電車賃を上げるよりしようがないじゃないかというふうなことを言われたとも聞いています。だれから聞いたかは言いませんけれども、そういうことが許されるのですか。現在私鉄運賃の値上げが問題となり、都市交通でも相当値上げの問題が過去に問題になったのです。この問題を国のはうは全然考えない。国家公務員でも一〇%の国庫負担を認めておる。地方公務員には何も認めておらない。そういうことから来る財源の困難な問題から、都市交通の運賃値上げを政府は許しますか。

○政府委員(佐久間彌君) 料金を値上げするかどうかということは、一応別個の問題と考えます。

○山本伊三郎君 現在の都市交通の経営状態を御存じですか。そんな黒字でやつておるといふより都市にはありませんよ。何らかの方法で考えると言ふけれども、それは今何もないのだ。それとしておいて、それではどこからそういう財源を取ってくるのですか。それを教えてやつて下さい、親切に。

○政府委員(佐久間彌君) これは国の公共企業体の場合においても同様だと思いますが、やはりその公営企業全体の経営の上でできるだけ検討していただくよりしようがないのではないかと、かように考えております。

○山本伊三郎君 国鉄を含めた公企体等の共済組合の問題も、私はよく知っております。国鉄のような経営なら

ば、これは国鉄も財政的にいい経営だとは言えないのだけれども、あれほど大きな規模になれば、こういう組合に対する負担金の若干の転嫁にも耐え得られるのですが、今の都市の事業、地方公営企業なんかを見ますと、そういう余裕が実はないのです。あります。そういう場合に、何らかの措置を考えると、言ひけれども、具体的に考えずにそのまま実施をして、それで自治省にその問題を言つていくと、そんなに親切な扱いをしておられないように聞いておるのです。この法律を作った責任はやはり政府にあるのだから、そのよつて来るところの財源の心配といふものを、やはり親身になつて考えてやる必要があるのではないですか。私の言うことは無理ですか。何らかの措置をやるというのには、具体的にどういふことをやろうという考えであると言ひの責任を持つた答弁じゃないか。こういうことを考えているから、まあいけるのじゃないかということがあるれば、ひとつ示してもらいたい、この問題について。

○政府委員(藤田義光君) 御指摘のとおり、地方公共団体の公営企業が経営面で相当苦しい立場にあることは、われわれ十分了解いたしております。現在も運輸省、経済企画庁方面に運賃値上げの問題で強力に折衝中でございます。この共済制度の実施いかんを問はず、この問題は、財政局を中心に、来年の予算編成にも相当重要な関連がありますので、慎重に検討して参りたいと考えております。

○山本伊三郎君 せっかくの政務次官の答弁ですが、現在、各運賃値上げの問題をやつておられることも聞いておるが、それは現在における経営が行き詰まつておるから、どうしてもこうしてやらなければならないかというものでやつておることであつて、こういうものが出ておるものまで含んでやつておられません。

そこでひとつ、一番地元で困つてい

ることは、こういう従業員の待遇を変えるために運賃の値上げをするのだということは、非常に問題をかゝります。市民の感情から言つても、しかも、先ほど僕は昌頭に言つたように、国庫の負担は一応別として、組合に集まつた掛金すらもいふゆる追加費用に出して、現地の支払いに立てかえてやろうという措置までとつておるので

す。国は何も考えておられない。そういうことをやつておいて、いかにもこの法律が――完璧だとは言つておられないけれども、国のほうが非常に誠意を

持った立法であるというふうな言ひ方をされておられますが、われわれとしては、この問題だけでも、この立法に対して政府は全く誤算をしておる、こ

う言わざるを得ないのです。そこでそういうことを言つておつても仕方がないから、もうこうなれば具体的な問題を

すから、現地にどういふものをやるか。運賃というものを具体的に言われ

たが、それは当然ではない。これがために運賃を引き上げるということを認め

なら別です。おそろく認めないでし

やう。どういふ措置をとつてやられますか。もう現実の問題ですよ、自治省と

しては。

○政府委員(佐久間彌君) 御指摘のよ

うに、公営企業の経営の状況によりま

しては、非常に大きな問題になるであ

らうとも思ふのでござい

ますが、これ

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

市町村に対してはどう考えるか、地方交付税では何もできないと思うが、どうするか。

○政府委員(佐久間彌君) 地方公営企業につきましては、先生の御指摘のよ

うに、交付税で措置することはできな

いわけでござい

ます。そこで、た

とえば、組合の資金運用

等の面でもその地方公共団体にだけ

還元をするというふうな方法で考慮を

いたすというこ

とに考えておるわけでござい

ます。

○山本伊三郎君 あとの資金運用でど

うするのですか、あとのほう……。

○政府委員(佐久間彌君) その地方公

営企業を持つ地方公共団体に對しまし

て、地方公営企業の職員に對しては

まして、直接交付税の算定によつて見

るというわけには参りませんが、間接

的にその地方公共団体に對して公営企

業の關係の起債等において考慮をす

る、配慮をするというふうな方法で善

処をして参りたいと考えておるわけで

ござい

ます。

○山本伊三郎君 今のは何ですか、そ

ういうところには起債かそういうもの

で認めるということですか。

○政府委員(佐久間彌君) これはその

起債でもって年金の関係の需要を見る

というのではなくて、その地方公共団

体が公営企業をやつて参ります上に、

この年金の関係の需要があります結

果、本来の事業をやつて参りますほう

にそれだけ益金が回らないというよう

なことを考えまして、事業のために

起債その他の面でも何らかの配慮をいた

して参りたい、かような意味で申し上げ

たわけでござい

ます。

○山本伊三郎君 もうこれは十二月一

日

から

日

から

実施

される

という

予定

なんです

。何

らか

の

方

法

を

考

え

る

に

つ

い

て

い

は

だ

れ

ど

う

も

は

私

は

だ

れ

ど

う

も

は

言

い

ま

せ

ん

が

、

は、これは国鉄も財政的にいい経営だ

とは言えないのだけれども、あれほど

大きな規模になれば、こういう組合に

対する負担金の若干の転嫁にも耐え得

られるのですが、今の都市の事業、地

方公営企業なんかを見ますと、そう

いう余裕が実はないのです。ありま

すか。そういう場合に、何らかの措置

を考えると、言ひけれども、具体的に考

えずにそのまま実施をして、それで自

治省にその問題を言つていくと、そん

なに親切な扱いをしておられないよう

に聞いておるのです。この法律を作

った責任はやはり政府にあるのだから

、そのよつて来るところの財源の心配

といふものを、やはり親身になつて考

えてやる必要があるのではないですか

。私の言うことは無理ですか。何らか

の措置をやるというのには、具体的に

どういふことをやろうという考えであ

ると言ひの責任を持つた答弁じゃない

か。こういうことを考えているから、

まあいけるのじゃないかというこ

があるれば、ひとつ示してもらいたい

、この問題について。

○政府委員(藤田義光君) 御指摘のと

おり、地方公共団体の公営企業が経営

面で相当苦しい立場にあることは、わ

れわれ十分了解いたしております。現

在も運輸省、経済企画庁方面に運賃値

上げの問題で強力に折衝中ございま

す。この共済制度の実施いかんを問

はず、この問題は、財政局を中心に、

来年の予算編成にも相当重要な関連

がありますので、慎重に検討して参

りたいと考えております。

○山本伊三郎君 せっかくの政務次官

の答弁ですが、現在、各運賃値上げの

問題をやつておられることも聞いてお

るが、それは現在における経営が行

き詰まつておるから、どうしてもこう

してやらなければならないかというこ

とでやつておることであつて、こうい

うものが出ておるものまで含んでやつ

ておられません。

そこでひとつ、一番地元で困つてい

ることは、こういう従業員の待遇を変

えるために運賃の値上げをするのだ

ということは、非常に問題をかゝります

です。市民の感情から言つても、しか

も、先ほど僕は昌頭に言つたように、

国庫の負担は一応別として、組合に

集まつた掛金すらもいふゆる追加費用

に出して、現地の支払いに立てかえて

やろうという措置までとつておるので

す。国は何も考えておられない。そう

いうことをやつておいて、いかにもこ

の法律が――完璧だとは言つておられ

ないけれども、国のほうが非常に誠意

を持った立法であるというふうな言ひ

方をされておられますが、われわれと

しては、この問題だけでも、この立法

に対して政府は全く誤算をしておる、

こ

う言わざるを得ないのです。そこでそ

ういうことを言つておつても仕方が

ないから、もうこうなれば具体的な

問題を

すから、現地にどういふものをやる

か。運賃というものを具体的に言われ

たが、それは当然ではない。これがた

めに運賃を引き上げるということを認

めなら別です。おそろく認めないでし

やう。どういふ措置をとつてやられ

ますか。もう現実の問題ですよ、自治

省と

しては。

○政府委員(佐久間彌君) 御指摘のよ

うに、公営企業の経営の状況によりま

しては、非常に大きな問題になるであ

らうとも思ふのでござい

ますが、これ

は、

は、

は、

は、

は企業の経営全体の問題といたしまして、私どものほうでもよく財政局のほうと相談をいたして参りたいと思っておりますのでございます。

○山本伊三郎君 内部で相談されるなら、されてもいいのですよ。この法律が実施されたら、いやでもおうでもこ

これは実施されても、取捨選択されて、
實際困るところはちよつとしばらく待
とうというわけにはいかないでしょ
う。今、自治省内でいろいろ相談してお

ると言ひけれども、僕としては、国のほうで何かの措置をとらない限り、できないと見ておるのです。何かの措置を考へてやらないと……。先ほどあな

たは起債だと言われたから、若干の、ある程度の望みを持ったのです。望みというのは、起債というものは返さなくちゃいけませんけれども、長期の起債で利子補給をして何とかしてやろうという気持ちがあったのじゃないかと思う

○政府委員(佐久間彊君)　そういう意

味の起債ではございません。
○山本伊三郎君 実際どう言っているかと、ますますこの問題については言わざるを得ぬことがたくさん出てくるの

ですがね。そうすると、今のところでは何ら処置なしということですか、そういう問題について。

○政府委員(佐久間 彌君) 具体的にこ
うするところまでは、まだ相談
ができておりません。

らないけれども、そういう措置をしな
けりやならぬということは考えておら
れますか。

○政府委員(佐久間彊君) これは先ほども申し上げましたように、何らかの対策を当然講じなければいけないと思っております。その点につきましては、財政局のほうともいろいろ相談をいたすことにいたしておるわけでございます。

○山本伊三郎君　これはどうしてもや
はり、いよいよこの法律が施行される
ということがわかつてくれば――まあ
現実の問題を言っておるのですよ、政
務次官、どうですか。

○政府委員(藤田義光君) いろいろ御心配いただいて、われわれも非常に参考になります。前国会でも政府委員から答弁したと思いますが、御存じの

とおり、追加費用は膨大な金額になります。この追加費用の処分に關しましては、毎年の予算策定にあたりまして、地方財政計画に計上いたしましたので、どうしても地方交付税だけではま

想像いたしてあります。その際においては、当然国庫負担という問題が論議されてくると思いますが、まだこれは少し先のことでありますので、そのときの事態がどういうふうに具体的に進展するのか見通しがつきません。これは一設論でございますが、公営企業法

の問題に關しまして、結局特別会計であります、一般会計の責任において処分するような事態も来るのではないかと、

いかと想像いたしております。

○山本伊三郎君 この問題で押し問答しておられないが、自治省としてもそういう点は考えられておられると思ふ。

が、ほんとうに自治省として地方公共団体、地方自治団体に対する指導官庁として、こういう法律を作るときに、

やはりそういう親心というか、財源の問題がどうなるかという心配ぐらいはしてやっていいじゃないかという気がしますね。単に取り締まり的な法規を考へ出すというのでなく、実際地方公共団体、自治団体が困っているがどうしてやるかということくらい考えてこ

ういう法律を作るのが、私は建前だろ
うと思うのですよ。そういういろいろ
大きい問題を残したまま強引にこれを
作っていくというやり方について
は、割り切れないのです。最後に――

大臣は来られますか。
○政府委員（藤田義光君） あとで来る
と思います。
○山本伊三郎君 大臣この点最後

に、ある程度の言質といえますが、取
りたいと思いますが、その点はこの程
度においておきましよう。追加費用に
ついては、いろいろありますが、一応
その程度においておきます。もう質疑
の中で用いたことになったと思、

の中で明らかに「な」と思っていますから。自治省のとおつておる態度については、きわめてわれわれとしては納得がけないというところだけつけ加えておきたいと思っています。

そこで、まあいよいよこれから本論と申しますが、具体的に入っていくのですが、これに入つてみると、自治省

の役人の方々は自分の得手だと思いま
すから、安心して答弁をしていただき
たいと思います。

まず第一に、新法からいきますと、それも法律全部を言うに相当長いから、そんな私はいやがらせをいたしまし。重要な点だけを、今後監督二回

せん。重要な点だけを、今後通常上問題になる点だけをひとつ指摘をして、明快なる方針を自治省、文部省あるいは警察庁のほうの御答弁を願いたい。

新法の第二条の第一項の、組合員の前提条件である職員の定義をしておりますね。この職員という「常時勤務に服することを要する地方公務員」、いろいろありまするが、法律にうたうところであるが、どういふ意味であるか、これをちよつとどういふ人をさすので

あるか、「常時勤務に服すること」という要件はどういうものであるかということ、政令事項だと思いますが、お答え願いたいと思います。

○説明員(松浦功君) 「常時勤務に服

「することを要する地方公務員」というのは、地方公務員法の適用を受けます。地方公務員のうちで、常時勤務に服することを要する者でござい、ます。具本

的に申しますならば、一般論としてでございすが、一般的には定数内の職員というところになろうかと思ひます。ただ、御指摘をいただきました法にも書いてございますように、政令で定め

合、常時勤務に服する者を要する者と同じような勤務形態の者はこの組合の中に含めるということが書いてあります。これは国家公務員共済組合法で規定しているものと合わせて、引き続いて十二カ月をこえる期間を常時勤務

すべき職員について定められている勤務時間以上勤務した職員を含ませる政令の規定をいたしたいと考えておるわけでございます。

○山本伊三郎君 新法を作成される場合には、あなた国家公務員、国家公務員と言っておられますが、国家公務員

の実態とやはり地方公務員の実態と違うことは自治省当局も御存じだと思ひます。十二カ月以上と国家公務員法できめておるからといって、この法律は

御承知のように、組合員になれば掛金をかけなくちやいかぬ、勤続を長くするということを予期して組合員になるのですね。したがって、一般的な臨時職員の規定じゃなくて、こういう立法の精神から言えば、もっと最短期限で、六カ月ということで規定するのが

私は正しい行き方であり、そういう方法が公務員に対する親切な考え方だと思ふ。そういう方法でわれわれはやつてもらはなくちやいかぬと思うのです。が、その点どうですか。

○説明員（松浦功君） ただいま御審議を願っております法律は、御承知のよう
に、国家公務員と地方公務員との通

身即ち命を規定してやるものではないです。つまり、やはり国家公務員と同じ条件に職員の範囲というものを合わせていくのが適当であらうかと思えます。もちろん十二カ月というきめ方がいいか悪いかに問題はあります。

だきたいと思ひます。

○山本伊三郎君 通算が考えられるから、職員概念規定というものも、定議義も、そうしなくちやならぬということはない。通算のことを考えれば、公

的通算法によっておのおの条件の通り労働者がいわゆる公的通算法によって通算されるのですから、何も組合員の資格を取る職員の規定を、国家公務員

が十二カ月だから、地方公務員もそれでいかなくちやならぬという、そういう説明は私はこの法律に関してはない

○説明員（松浦功君） お言葉を返すようでございますが、地方公務員で六カ月という格好でございます。ここ

に勤務時間以上勤務した人がずっと引き続いているということが要件になつておりますので、国のほうは十二月かということになりまして、地方のほうが大六月というところで、組合員になつておつた者が国のほうに行くと組合員からはずされるという事態が出て参るおそれがあるわけでございます。そういうものでございますから、やはり同一のワタシにしておくことが適当であらうということをお願いいたします。

○山本伊三郎君 それはこじつけな言い方であつて、地方公務員においてこの資格によつて組合員となれば、組合員となつた者が国家公務員の共済組合に行こうとも、どこへ行こうとも、組合員の資格については問題ないでしょう。それを、また組合員の資格が地方公務員になつたときに、それが職員の規定に該当しないからどうこうという、そんなことまで言つて国家公務員共済組合に入れないということはないでしょう。

○説明員(松浦功君) この法律で言つておりますのは、地方公務員が国家公務員に転職いたしました場合は、地方公務員でこの法律の適用を受けた組合員であつた者が国家公務員になりまして向この組合員にならないという場合もあり得るわけでございます。こちらで組合員であつた場合には、向このへ行けば必ず組合員になるということ、この法律では保証はございません。

○山本伊三郎君 こういふ規定はわれわれとして考へておらないのです。そうすれば、今度のこの法律ができて、国家公務員に変わったときには、地方公務員では組合員の資格があつた

けれども、国家公務員になつたら、それは公務員の通算はできない、こういうことになるのですか。

○説明員(松浦功君) そういう事態が出ないようには、職員の範囲を国家公務員と合わせておきたい、合わせておきさえすれば、組合員になつておる者は、こつちに参りましようとも、地方から国に参りましようとも、通算がでると考えられるわけでございます。

○山本伊三郎君 僕の言つてゐるのは、地方公務員において、その条件がそろつていゝゆる組合員になつた場合には、それが大六月で組合員になろうと、十二月で組合員になろうと、もろその組合員という資格は各共済組合で共通して認めるべきである。もしそうでなければ、国家公務員と地方公務員と、あなたを言うけれども、厚生年金との通算措置もあるし、いろいろな通算措置がある場合に、厚生年金にあれば、これは各企業別によつておのの労働条件は違ひでしょう。要するに、厚生年金の被保険者であるという条件によつて通算することになつておると違ひののですか。

○政府委員(佐久間彌君) これは通算の關係の便宜の点といふことは、公務員課長から申し上げておるうちに、もちろんだらうございますが、やはり基本的に、この共済組合法が、国家公務員の共済組合と、同じ公務員であるから、国も地方も同様な性格の手続でいくべきだ、そういう基本の考え方に立ちまゝして、職員の範囲も同じという考え方に立つておるわけでございます。

○山本伊三郎君 行政局長の言い方であれば、われわれはそれで納得できないのだけれども、それならそれで筋

が通つておる。だけれども、地方公務員であつて資格を取つたけれども、その資格を取つた条件が悪いから、国家公務員の共済組合に行つたときにだめだといふ、そういうものをわれわれは予期しておらないのです。国家公務員になるのでも、私は成規の手続でこうなりましたといふことを一々調べられ、それからいふことを一々調べられれば、国家公務員、地方公務員の場合には同じだからいふようなもの、一般の厚生年金になれば、あらゆる労働者の企業団体があつるのだから、そういうものを一々、資格をどうして取つたかといふことを調べるはずないですよ。そういうことをこじつけで何か弁解しようとするから、私は異議があるのですよ。国家公務員の場合にはこうしておるから、一年以上となつてゐるから、地方公務員の場合も今のところはそうやらざるを得ない。もちろんこれについて、国家公務員のほうも変えていけば地方公務員もやるのだといふことであれば、われわれとしては一応の答弁として成り立つと思つてゐるのですが、どうなんですか。

○政府委員(佐久間彌君) 私が先ほど申し上げましたような考え方でございませう。

○山本伊三郎君 政令事項として、われわれとしてはやはり国家公務員と地方公務員との事情が違ふので、できるだけ法律の適用によつて、有利と申しませうか。有利になるか、不利になるかわからないのですよ、たとえば大六月に入つてゐる、そうしてすぐやめてしまへば、掛金は一年以上でなければ一時金はもらえないでしよ、この法律では、本人が掛金をかけるといふ義

務を果たすのだから、私はそんなに嚴格に、国家公務員はこうだから地方公務員も絶対にそうしなくちゃいかんといふようなきめ方をしないでもいけるのじゃないかと思つてゐるのですが、もう一回、この点について行政局長どう思ひますか。

○政府委員(佐久間彌君) いろいろ職務の内容が国家公務員と違つたものも地方公務員にはあろうかと思ひますが、ただ、制度の基本の立て方が、先刻申しましたように、国と地方公務員と同じ公務員であるから、同じ基本的な考え方で制度を作つていこう、こういうことでございませうから、職員の範囲につきましても同様な要件で考へて参りたい、さういふ考え方をいたしておるわけでございます。

○山本伊三郎君 これは政令事項ですから、長くなるからこれは省きますが、十二月以上というものは、俗に言う臨時と申しますか、常時勤務することの希望といふことが期待の少ない人に限定されておるのです。全部が十二月以上なければ組合員にならないといふことではないですか。これはどうなんですか。

○説明員(松浦功君) 御指摘のとおりでございます。

○山本伊三郎君 じゃ、この点については今後の問題として、そういう大六月以上といふことについては十分考慮をしていただきたいと思います。

うとか、特にこの場合「組合員の収入により生計を維持する」ということがあります。問題は第二項です。「政令で定める」といふ。特に配偶者の場合に問題のあることは、国家公務員の場合も出てゐるのですが、そういう点のお氣づきがあるかどうか、これを先に聞いておきたい。知つておられたら、それでいいのです。

○説明員(松浦功君) 存じております。

○山本伊三郎君 それはどういふ点ですか。

○説明員(松浦功君) 生計を維持しておつたものといふことが要件になつておられますけれども、夫婦共働きをしておられたような場合に、片一方なくなつた場合に、道義になるかならぬかといふことが非常に微妙な問題になつてくる事例があるといふのではないかと申す。山本伊三郎君 非常に矛盾があるといふこともそれは御存じだからいいのですが、夫婦共働きでなくとも、政令事項ですが、国家公務員の例を見ますと、別に同じ職場で働いてなくても、配偶者が、本人が死亡するとき現在において本人の給与よりも越えるという表現ですから、極端には一円でも上であればそういう者には支給されない。しかもその当時であつて、それから一月あつたときに給与が上がつてきてもそれは年金を出す。こういうことは全くこつけない話ですが、これはぜひ變えてもらわなくちゃいかぬと思ひますが、また国家公務員がこうだからさうやるのだと言われるのです、この政令はそのとおりやられるのですか。

○説明員(松浦功君) やはり遺族の範圍というものが国家公務員共済組合法と違ふことになることはいかにかと思ひますので、準じてやりたいと思ひます。問題があることについては、運用にあたりまして十分注意をすると同時に、なお検討させていただきたいと思ひます。

○山本伊三郎君 これは国家公務員の組合もすでに問題になっておられますので、この政令を作る前に大蔵省のほうと話をされて、これは大蔵省所管になつておるのじゃないかと思うのですが、そういうきつめて矛盾した政令を、矛盾しておるといふのを知りながら、国家公務員はこうだからやるといふのじゃなくて、これを改正するのは政令だから、政令でできると思ひますが、そういう努力をやる気がまきがあるかどうか、これをちょっと聞いておきたい。

○政府委員(佐久間肇君) 政令を相談いたします段階において検討をしてみたいと思ひます。

○山本伊三郎君 それでは、そのことに關しては誠意がある答弁だと私は考へます。

次に、たくさんあるのですが、若干飛ばしまして、時間に制限はないと思ひますが、それで新法の第十三条をちょっと見てもらいたいのですが、これはまあ総論的な討論で本委員会ですらに同僚議員が相当言われましたので、この点は強く触れませんが、「地方職員共済組合等」、これは三共済のことを言ひますが、これについて政府では、衆議院のほうでは、非常に御好意があつて、委員については任命制はどうしてもはずすことはできないけれ

ども半数は組合員代表ということにいたします、こういうことに法律が変わりましたですね。附帯決議を衆議院でつけておるんですが、委員が半数原則をとられたならば、第二項ですか、理事もやはり半数ということが常識でないかと思ひますが、この点について、相当あなたの方では考慮されておるといふ大臣の発言もあつたと思ひますが、最終でありますので、この点をひとつ、半数やはりやるべきであるということについての御意見を聞きたいと思ひます。

○政府委員(佐久間肇君) この組合の運営につきまして、民主的な運営を考慮すべきであるという御趣旨で衆議院で御修正なされたわけでございますが、組合の運営を民主的にいたしますためには、運営審議会の構成を御修正案どおりにいたしますことがより適当であらうと私も考へておるわけでございます。この理事は、これは執行に当たるものでございしまするので、やはり執行の能率ということも考へまして、必ずしも運営審議会のような構成でいくのがいいのかわかりませんが、いろいろな問題のあるところではなからうかと思ひますので、場合によりましては、学識経験を持つている第三者で十分適当な人があればそれを加えるということも、理事というものの性質上、考へてもいいんじゃないかろうか。いずれにいたしましても、理事の中に組合を代表する者を加えたほうがいいという附帯決議もございしますので、この趣旨をくんで検討をいたしたいと存じておるわけでございます。

○山本伊三郎君 地方職員共済組合等のいわゆる共済組合では、理事につい

ての定数規定はちよつと本法にはないんですが、どつかにありますか。

○説明員(松浦功君) 定数の規定はございません。若干名というところで規定をいたしておりますので、定数に定めることになるかと思ひます。

○山本伊三郎君 これはまあ組合の定数ですから、それでいいんですが、自治省としては、これに対して何名ぐらいという指導をしますか、どうですか。

○政府委員(佐久間肇君) これはまあ法律が成立をいたしましたならば、国会の御審議の過程におきまして承りましていろいろの御意見を十分しんしゃいたしまして、検討して参りたいと思ひます。

○山本伊三郎君 そうすると、そういう理事の数までも自治省では指導するということ、自治省の考へ方では数をきめることになるんですか。現実にはどうなんですか。

○政府委員(佐久間肇君) それは三共済それぞれ主務大臣が別々でございまして、また組合の運営にあまり干渉がましいこともいかがかと思ひますが、自治省といたしましては、自治省の關係の組合につきましては、一応このあたりが適當ではなからうかという意味の指導はいたすつもりでおります。

○山本伊三郎君 その場合、どれぐらいの人数を今予定しておりますか。

○政府委員(佐久間肇君) ただいまのところ、まだ検討中でございます。

○山本伊三郎君 検討中というのには、何でしよ。ここだから言えないだけで、法律が通らうというときに、理事が幾人ぐらい要るかということ考へておらないということはないでしよ。

う。ここでは言えないということですか。

○政府委員(佐久間肇君) 一応の案は内々相談はいたしておりますが、まだここで申し上げる段階まで固まつておりません。

○山本伊三郎君 文部当局に聞きますが、公立学校の共済組合についてはどう考へておりますか、本件については。

○政府委員(杉江清君) ただいま自治省からの答へのように、検討をしておるところであります。

○山本伊三郎君 文部当局は何でまた自治省を——自治省に聞くと国家公務員と言つて——そんな考へ方、どうも自主性がなと思ひますがね、これは皆さん方だれも考へておるとおり、今後の共済組合運営については相當大きな問題です。われわれが半数を得る、何とか得るといふのは根拠があるんですが、もうお聞きになったかもしませんが、国家公務員連合会の運営の中の一つの問題がある。もうこれは政務次官御存じだと思ひますが、私はここでそういうことは言わない。莫大な金を扱いますから、その特別利子の問題だけでも大きな問題を起こすんですが、したがって、先ほど言われましたが、学識経験者もなつたらどうかと言われるけれども、それもよろしいでしょう。しかし、私は少なくとも理事の中には相當数組合員を代表する者があつたときに、一般組合員が掛金をしやるのに非常に業務運営に對して不信が起こつてくる。これが問題であるから私は聞いておる。どういふ方法で選ばれるか。この法律が通つてしまつたら幾ら言つたところで国会は無効なんです。通る前からこういふことを言えるけれども、通つてしまつたら、自治省なり文部省の一人舞臺です。それから、そういうことのないように特に御配慮願ひたい。先ほど佐久間局長言われたように、われわれは少なくとも幾人にされるかわからないけれども、そういうことから考へて、半数は少なくとも理事に加えるべきであるということだけを強く述べてこの項は終ります。

それから飛びまして、第二十四条、責任準備金の積み立てについて、これも政令事項ですが、これについてちよつとただしておきたいと思ひます。先ほど来いろいろ数字をあげて申し上げましたが、その責任準備金積み立てについては相當問題があると思ひます。問題というより、重要であると思ひます。これはもちろんまた国家公務員に準じてやるといふ答弁は先にわかつておるんですが、どういふ方法でどういふ規定になるのか。この点は政令事項だから、これはまだ考へていないというところは言えないと思ひます。これはどうなんですか。

○政府委員(佐久間肇君) 大体の考へ方は、国家公務員の場合に準じてやりたいと思ひますが、ただ、この規定を設けました趣旨からいたしまして、「組合員に国家公務員と違ひまして、」の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならぬ。」「こういうことをうたつておられますので、この法律が成立いたしましたならば、この条文の趣旨をくんで政令の規定をいたしたいと考へております。

○政府委員(佐久間肇君) 大体の考へ方は、国家公務員の場合に準じてやりたいと思ひますが、ただ、この規定を設けました趣旨からいたしまして、「組合員に国家公務員と違ひまして、」の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならぬ。」「こういうことをうたつておられますので、この法律が成立いたしましたならば、この条文の趣旨をくんで政令の規定をいたしたいと考へております。

○政府委員(佐久間肇君) 大体の考へ方は、国家公務員の場合に準じてやりたいと思ひますが、ただ、この規定を設けました趣旨からいたしまして、「組合員に国家公務員と違ひまして、」の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならぬ。」「こういうことをうたつておられますので、この法律が成立いたしましたならば、この条文の趣旨をくんで政令の規定をいたしたいと考へております。

○政府委員(佐久間肇君) 大体の考へ方は、国家公務員の場合に準じてやりたいと思ひますが、ただ、この規定を設けました趣旨からいたしまして、「組合員に国家公務員と違ひまして、」の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならぬ。」「こういうことをうたつておられますので、この法律が成立いたしましたならば、この条文の趣旨をくんで政令の規定をいたしたいと考へております。

○山本伊三郎君 もっと具体的に、私は深くは追及しないが、責任準備金の積み立て、使用方法についてわれわれの了解するところでは、三分の一はこれは厳格な方法で積み立てる、三分の一のほうは組合員の福利に使う、残り三分の一はある程度運用資金として運用するといふように理解しておるんですが、その点を私はお聞きしたいのです。

○政府委員(佐久間) 御指摘の点につきましては、公立学校関係の分につきましては、国庫負担もございまして、点にもかんがみまして、資金運用部に大体四分の一程度のものを預託をする。それ以外の地方関係のものにつきましては、先ほど申しました条文の趣旨からいたしまして、資金運用部への預託はやめまして、その地方公共団体のために地方債あるいは公営企業金融の公庫の債券の取得に大体三分の一程度は運用するように努めなければならぬ、そのような趣旨の規定を入れるつもりでおります。

○山本伊三郎君 ここまで来れば、これは重要な運用上の問題になるのです。私は国鉄も調べておりますし、聞いておりますし、それから国家公務員の状態も調べておるんですが、この場合に、地方公務員の場合は七つの組合ができるんですが、政令事項として定められるならば、資金の三分の一なら三分の一はこうだ、三分の一はこうだ、こういうことであるのかどうか。それとも、今言われた趣旨に沿って、公務員の福祉のために半額もこれが使いうことが出来るようになるのかどうか。この点が重要な問題ですから、具体的に方針ぐらいいはこの委員会では

明されなくちや困ると思うのです。

○政府委員(佐久間) 一般の地方関係におきましては、ただいま申し上げましたように、三分の一は地方債等の運用に努めるようにしなければならぬ、あとは職員福祉の増進に運用し得るような考え方をいたしております。

○山本伊三郎君 そうすると、三分の一はまあ地方財政といいますが、地方債といいますが、そういう方向に使ってもいい。三分の一は福祉と、残り三分の一はこれは運用資金という形なんですか、どういふことですか。

○説明員(松浦) 全体の積立金のうち三分の一は、ただいま御指摘をいただきましたように、地方債の取得または公営企業金融公庫債の取得に努めなければならぬという趣旨を政令に書きたいと存じておりますが、そのほかのものにつきましては、当座の支払準備金以外を除いては、職員の福祉のために使えるような格好にしたいと考えております。

具体的に申し上げますならば、大体二割程度が短期運用、それから四割が長期運用、そして残りの二割が不動産関係という格好にしたいと考えております。したがって、四割のうち、三分の一でありますから三三%、大部分は地方債等で長期運用をし、あとの短期の資金、それから職員の住宅あるいは保養施設の取得というふうなことで、不動産取得で運用するということ、格好で、同時に、必要な短期資金以外は職員の福祉に還元できるように配慮を払っておるつもりでございます。

○山本伊三郎君 この政令を作って、それが各組合で資金の管理をするのですが、運営をするのですが、地方債に回される分については予定利率はどういう配慮をされておるのですか。

○説明員(松浦) 現在の政府債が六分三厘ものと六分五厘ものがございまして、これらを基準に念頭に置きまして、それと利率をきめていただいたらどうかと考えております。

○山本伊三郎君 組合運営の問題として、利子運営が非常に問題になってくると思うのです。国家公務員の場合もそれが問題になっておるのですが、地方債というところになると、これは痛しかゆしで、地方自治体の事業発展のために起債を出す資金をここからやるのだ、だから、あまり大きな利子を取ることが、これはまた避けなくちゃいけない。という、組合運営から言いますと、これは利子は一厘でも高くやりたいというのが組合当事者の考え方だと思ふ。この点は私相当問題になると思うんですが、まあ、これは地方公共団体も半分ぐらいは負担しておるのだから、これぐらいのやつは見えてやってもいいじゃないか、こういう趣旨だと思ふが、これは相当考えぬと、地方債の利率を上げてやるということとは、地方公共団体に対する政府の方針だと思ふんですが、この金を使ふときにはそれはいいか、この金を利子には一つの制限があります。いわゆるコストを割った利子で貸すわけにいかないのです。その運営について政令で定めた場合において、この三分の一になるか、あるいは二割になるか、四割になるかは別として、これはもうずばり地方債に使用しなければいけない

ということにその財源はなるのですか、どうなんですか。

○説明員(松浦) これは大蔵省といろいろ法律準備の過程において議論のあったところでございますが、国としては、預金部へただいま政令で問題になっております金額を預託をしていくというお話があったわけでございます。これは本来、地方団体が支出をし、同時に地方公務員が負担をしておる金だから、地方公共団体の事業目的の推進と職員の福祉と、これを主体に置かれるべきであって、国の預金部に預託することは適当でないのではなかろうかという経過をたどりまして、ただいま申し上げたような格好で政令を規定したいと思つておるわけでございます。したがって、「努めなければならぬ」という格好で義務を課することになるのではないかと考えております。

○山本伊三郎君 これは知っておるかどうかわかりませんが、地方公共団体では掛金も上がる、負担も多くなるけれども、これに相当魅力を感じておる市町村があることは事実です。また事実直に言つて、自治省も腹を割って言え、ここに一つの魅力を持つておるのじゃないかと思ふ。これは腹を割った話になると思ふのです。こういうことがなければ、自治省が山本ごとき議員にボロクソに言われてこんなものを出さうとは思わなかったと思ふのだ。これはやはり大きい問題です。したがって、私の言いたいのは、それは私はいとも悪いともここでは表現しないが、地方公共団体の発展のために、そういう資金を出すという方がいいが、

これがために大蔵省は一般の財政投融資のあの起債のワクを引き締めてくると思ふのです。お前のところはそういう金があるじゃないか、そんなものはお前のところにやれぬということを必ず言うてくる。したがって、どこかにしわ寄せが来て、国庫負担金も出さない、地方財政を考へるための財政投融資の資金を減らしてくるという私は考えを起こしてくると思ふのですが、この点について、これは政務次官、大臣おらぬから、あなたひとつ答えて下さい、そういうことがないかどうか。せつかくこれができて、地方公共団体もある程度資金が別にできるといふときに、一方で減らされてしまつたら、何にもならぬのだから、その点どうですか。

○政府委員(藤田) あとで事務局から答へると思ひますが、そういうことはなにより責任を持ってやりたいと思つております。そういう申し合わせもできておるやに聞いております。

○山本伊三郎君 ここまで聞いておけばいいです。大蔵省がそこまで譲つておるのなら私はいいんですが、これが資金が三千億も、五千億、六千億と出てくると、むしろ大蔵省がその資金をこつちへくれと言ふのじゃないかという心配を持つ。これがあつて、なおかつ財政投融資から地方起債の財源をやろうといふことまで申し合わせができておるならば、それは大蔵省もいぶん譲つたと思ひますので、その点は私は了としたします。

それから次に、第五十四条ですが、問題点だけ一つ確実にする上においてやっています。

この附加給付のこれは短期給付の問題ですが、短期給付じゃなしに五十四条をちよつと間違えました、附加給付の規定が今度できておるのですが、附加給付をやる場合に、どういふ制限で、目標で附加給付をするか。附加給付というのとはわかつていますね、そういう政令でも作られるのかどうか、この点ひとつ。

○政府委員(佐久間彌君) これにつきましても、この法律に基づきまして地方公務員共済組合審議会というものができますので、その審議会の御意見を伺いまして、一つの基準を定めて、それに合致したものを認めて参るといふふうにいたしたいと思ひます。

○山本伊三郎君 附加給付は法律から地方の条例に委譲されておると思うのですが、その場合この附加給付に合せて他の事業のできるような団体が作れるのかどうか。具体的に言へば、現在の長期給付の率よりも下がるところには附加給付はできる。その場合に、市の条例でやるというよりも、別に互助会なりという団体を作つて、それでやつたほうがうまくいくという場合に、そういうものが認められるのかどうか、こういうことです。

○政府委員(佐久間彌君) 先生の御質問、私は先ほど短期給付の附加給付の意味かと思ひましてお答え申し上げましたが、長期給付の問題でございまして、長期給付の附加給付につきましても、これはこの法律でも認めない考え方をとつております。もちろん長期給付じゃなくて、職員共済のためにそのほか短期給付の附加給付のものを互助会等の福祉施設を作つてやるということは、これは別に法の禁止してお

るところではございませぬけれども、年金的なものを互助会で作るといふことは、これは認めないという趣旨と考へております。

○山本伊三郎君 それはだいたい話が違つておると思ひます。現在の法律が制定されて永久に——永久というのじゃなくて、どこまで行つてもその差額が生ずるという場合において附加給付ができるということでは、これは認めないという事になったのですか。

○政府委員(佐久間彌君) 先生の御質問の意味を取り違へましたが、ただいま御指摘になりましたような、現在非常に有利な額を受けておる地方公共団体に、この法律ができたときに、経過措置をいたしましてその差額を給付する。これは施行法の第百四十五条で地方自治法を改正をいたしまして、その趣旨の附加給付はこれは法律でできるといふことになつてお

○山本伊三郎君 それは法律の制定趣旨解釈として参りますが、実際の運用になると、差額だといふときわめてわずかなものにならざるを得ないですね。そういう場合に一つの条例を作るとしたとて、今までの互助会とかそういうものによつて運営されてもいふじやないかという考え方をとつておるのです。市町村あるいは公共団体がやるので

○政府委員(佐久間彌君) これは地方自治法におきまして、法律の定めた給付以外の給付はできないという規定に對する特例をいたしまして、自治法の附則に一条を加えたわけでございまして、あくまでも地方公共団体の職員に對して支給する給付と考へておられますので、その給付をほかの団体がかわつてやるという事は認められない考へでございまして。

○山本伊三郎君 實際問題で、こういう法律ができた過渡期においては、なるほどそういう団体を認めないと言ひますが、現実にやはりこの法律に、本法によつて定められた共済組合以外の活動をしなくちゃならぬといふものが出てくると思ひます。しかも短期給付に至つては、いろいろと給付事項も画一的になつてゐるから、やはり別なものをやらなくちゃならぬという事情のこともあつてゐるのです。したがつて、この附加給付の義務は市町村の条例でやつても、それ以外の事情も合

○政府委員(佐久間彌君) 先ほど申し上げましたように、地方公共団体は法律に定めた給付以外の給付は職員に對しての特例をいたしまして規定をい

○山本伊三郎君 僕はそういうことを言つてゐるのではないのです。法律で定める以外のものは地方公共団体はできないといふことは規定できても、そういう別の団体を作るといふことまでも否定しておらないと私は解釈してゐるのです。それはどうなんですか。そんな窮屈なものになるのですか。

○政府委員(佐久間彌君) 御指摘のございました施行法の百四十五条に規定いたしました給付は、これは法律上の年金に對するいわゆる實質的には附加給付になるものでございまして、これはやはり地方公共団体が直接責任を持つてやらなければいけないわけでございます。しかし、短期給付の附加給付的なものにつ

○山本伊三郎君 そうすると、あとで聞かうと思つたのだが、ついでにその話が出ましたから伺ひますが、そうすると、たとえばこういうことがありま

○山本伊三郎君 それはそれで明らかになつてしまつたが、そうすると、年金といふものはそれは本法で規定するのだから、それ以上にはそういうものをやつてはいかぬ。これには問題があるのです

○政府委員(佐久間彌君) お話しのようなものは、これは禁止してゐないといふわけでございます。

○山本伊三郎君 そうすると、あとで聞かうと思つたのだが、ついでにその話が出ましたから伺ひますが、そうすると、たとえばこういうことがありま

○山本伊三郎君 これはこの点は相當問題があるやに聞いておつたのですが、これは全くできるということをやつても、しつこいようですが、いいんです。

○説明員(松浦功君) いけないという規定はどこにもないと思ひます。

○山本伊三郎君 私がお申し上げておりますのは、この法律に基づきます災害の見舞金とは全然無関係のこと

○占部秀男君 関連。この法律に關係のないといふのは、これは議長が言わ

こういうような行政指導であるとか、そういうようなものもやるかどうかと、いうことを山本さんは尋ねておるのだ。その点を明確にしていただきたい。

○説明員(松浦功君) 私どもの気持としては、せっかくこういう

法律を作るのでございますから、健康保険のほうからこちらのほうに入っていただいて統一がとれることが望ましいと考えておりますけれども、法律でも健保のままで存続することを認めて

ことは当然のことといひまして、花
害見舞金という名前をあまり使つてい
ただくことが適當かどうか、これは御
判断を願ひたいと思いますが、これに
類する制度を独自におやりになるとい

○山本伊三郎君 案外あつさり認められたんですが、これは自治省の、あなたでであつたかだれか知りませんけれども、その除外団体から相当そういう訴があつても、地方公務員公済組合法の

建前からいくとそういうものは否定定的である、こういうことを言われたということを言われて、むしろこの法律にそういうものができるようにしてもらいたいということの要請も私受けた。

ですが、そういうことはないのですか
あとでそれがいかぬと譯われると、ま
た責任問題になりますからね、もう一
ぺんひとつ行政局長から。

○政府委員(佐久間彌君) ただいま公

おきまして、その穴を埋めますために
互助会等でこれに類似したものを行な
いますことは、そう望ましいかどうか
は別といたしまして、この法の禁止を
するところではないと考えておりま
す。

○山本伊三郎君 厚生省にお尋ねいたしますが、健保の組合について、今宵疑応答で聞かれたと思いますが、現在短期給付の中に災害見舞金なんかは入っておらないのですか。

○山本伊三郎君　その場合、保健施設としてそういうものを実情として認めなくちゃならぬと思うのですが、そういう意思はあるかないか。

○説明員（河角泰助君）　保健施設として

○山本伊三郎君　現在例がない、やれないことになっておりますと言いが、やれないんだから、例のあるはずがないと思うんです。そういうものが、いろいろな法律ができて非常に困っておる

地方団体があるので、そういうものを認められないかどうか、保健施設でやるんだから、そういうものが認められないかどうか、今後どう考えるかといふことを聞いておるんです。

○説明員(河角泰助君) 御承知のよう
に、健康保険法は、要するに物の損事
は保険事故として認めておりませんの
で、将来考えるといえますれば、法
律の改正につながる問題だと思ひま

○山本伊三郎君　これは一疋をういう法の盲点というか、こういうものが出てきたんです。したがって、健康保険の精神から言われれば、物に対するその

ういふ補償というものは、これは健康保
の精神じゃないことはわかるんです
が、しかし保健施設ということになれ
ば、相当広範囲に考えられるんじゃない
か。保険給付でないから、したがって

れは法の改正が絶対に必要ですか。

○説明員(河角泰助君) 現実には詰めてはおけませんけれども、保健施設で考へられておるものとしては、健康の保持増進に關係のあるものがございます。

いかと一応考えております。

○山本伊三郎君 実は今自治省と質壁しているんですが、一応そういうものは別の団体でやればこれはでき得るんじゃないかと一応考えております。

いうことは言われておるんですが、御存じの地方公共団体の除外団体というのは非常に範囲の狭いものですね。これだけそういう団体を作ってやるといふことになる、いろいろな問題が

あるのです。したがって、今健康保険があるんだから、そういう保健施設で暫定的にこういうものをやっていつて、いずれかこの問題は根本的に改正しなければいけませんから、そういうもの

○影明員(河津兼財老) 今にわがに際定はいたしかねますけれども、いろいろ種々方途を研究いたしてみたいと思います。

○山本伊三郎君 せっかく厚生省の保険課の方が来られましたので、お話を

職員は、まず地方公務員の共済組合法の資格から除外されておる。話に聞きますと、厚生省が相当それに対して否定的な態度であるということも聞いて

○説明員（河角泰助氏） おっしゃる通りだと思ひます。実はこの問題につきましては、要するに、長期給付の問題になつて参りますので、厚生省といひましては、現在認められてゐる範

けれども、新たな籍因まで、従来厚生年金で見えおられました分が別のところへ移るといふことは、長期給付の一元化という趣旨に照らしまして、あまり好ましいことではないと考えております。

すので、そういう意味から、御挨拶の
ようなお話が出ておるのだと思います
す。お断り申し上げておきますけれど
も、これは主として年金関係の分に關
連いたすわけでございます。

○山本伊三郎君　そう、いまあの方針で、困ったところが相当ある、實際問題として。御存じのように市町村で健康保険事務を扱っておる人は、従来は、法律ができるまでは同じ市町村の

のところはそれは厚生年金にだけ、この
いうことになる。そういうことで自
治省のほうはやや好意的に、厚生省が
認めるのは、筋が通る通らぬは別として、
従来はいきさつからいへば一緒に包含
してやつてやつてこい、いやないか。

これは健康保険や何かの問題も一緒にできる。こういつているのですが、あな
たのほうがかたいものですから、せつ
かく長年一緒の世帯で、同じ希望を
持つておつてきた者が、この去妻がで

て、そういう路頭に迷える者をつくる
ということは、やはり法の精神でなし
に、あるいは盲点であつたかも知から
ない。厚生省としては何とかこれに對
し、政策的な措置を考へざるを得ない。

になるわけでございますけれども、事は年金局の所管に属しますので、私にこれについて申し上げるといふのは、ちよつと今のところ申し上げられない、即ち承領します。

い。御上承願いたす。

○山本伊三郎君 それならまあ一問がけ。大臣呼ばなくちゃならないんです。まあそれは、あなたの立場でそこまで言えというのは無理ですが、自治

は、厚生省がある程度まあ認めれば、そういうものを考えてもいいということとをちよつと聞いておるのです。正式に聞いたことはないのですが。その点

が、そういうようなことでございます。その中で、もう法案が提出になりました。からは、かりに成立いたします過程におきまして、これは十分関係団体で御検討いただける状態であつたわけでございます。これは統一的な、しかも強制的な一つの年金制度を作る必要からいたしまして、この一定の時期を押えましてこのような措置をいたしますことも、いろいろ御意見はあろうかと思いますが、これはやむを得ない措置であるというふうに考えておるわけでございます。

○山本伊三郎君 これは委員長にお願ひするのですが、主管大臣は両者ともおられないのです。これは、私は今まで便宜上事務当局——政府委員、政務次官はおられるけれども、やはり大臣に私は確認といひますが、言つておかなくちやならぬ問題が今後に残してある。それがおくれればその分がだんだん延びていくので、文部大臣は二時半ごろに来るというのを言つておられたのですが、私は先ほどから見ています。それが来ないんです。それで私はなるべく時間を節約するために政府委員にやつてゐるのです。どうも、自治大臣は腹が痛いということですが、病氣になつた人を無理にというわけじゃないんです。が、この段階になつて、私はやはり大臣に出席してもらふねと、当委員会の權威にもかかわると思ひますので、適当に委員長においてはかつていただきたいと思ひます。

○委員長(石谷憲男君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(石谷憲男君) 速記を始め

○山本伊三郎君 それじゃ大臣は何かからだが悪いようでは非常にお氣の毒ですが、文部大臣もおられ、いよいよこの法律案も最後の段階に来ておるといふことを知らされておりますので、大臣はお答えいだだかなくてもけっこうです。それから聞いていただきたい。將來運用上の大事な問題なので特にござんば願ひしたい。重要な問題について

それは過去ずっとやつてきました。しかしそれを繰り返していると長くなりますから、あなたのほうの係りの政府委員に聞いてもらつて、ひとつ善処してもらいたいと思ひます。ただ一項——朝から問題になりました第二第三項の問題は、相当これはわれわれとしては立法論から言つても許せないという氣持でおるわけですが、ただこれは、私は率直に言つて自治省の内部でもその点を考へておる人もあるのじゃないかと思ひますが、これは無理な立法です。善悪であるか悪意であるかというようなことともわからず、それがすべて便乗的なものかという解釈でやつておるようです。しかもこれは私が聞いた話ですが、こういう問題がこの委員会が出たというところで、自治省の係官がその当該市に電話をして、こちらへ呼びつけたかどうか知りませんが、関係のそういう人を呼びつけて、非常に高圧的な、誘導的な調査をやつたといふことを聞いておるのです。大臣はつきり聞いて下さい。われわれはこういう問題は、そういう所屬の団体がどう言おうとも、国会が判断をしてやるべき問題だと思つておるのです。そういう問題を国会で起したからといって、その問題で何とかといふことは考へるべきでないといわれれば考へておるの

です。ところが、あなたの部下にはそういう方法でやられる人も現実にあつたといふことを昨日私は聞いたのです。それほども、そういうやつた者に対して自治省が反感を持つという理由がどこにあるかといふことなんです。御存じのように、こういう条例を改正すれば、すべて追加費用でこれをまかなうのだといふことは明らかにされておるのです。そうすると、追加費用になるとその当該自治団体が財政上どうするのだといふことまで干渉をして尋ねたといふことを私は聞いたのです。国会で問題にしておるのは、事実どういふことになりましますかといふことを鈴木委員が調べてもらいたいといふことで要求をされたやつが、現実にそれが問題になつてきたときには、自治省の権限といひますか権力によつて、弱い地方自治団体に對してそういう措置をとるといふのが、これが実態なんです。この一事をもつて見ても、どれほど国会で政府委員の方、また大臣なり政務次官が言われても、現実に運営する者の頭がそういう頭なんです。おそらく今後

はそういう方法でこれが運用されると思ふのです。しかも現在までの地方自治法あるいは憲法から見ても、自治省は決して地方自治団体に對する監督権はないのです。ところがこの法律がでると、この法律の範圍内において地方自治団体の首長といふことでないけれども、それが理事長とか何とかいふ意味においての監督権を持つといふことなんです。この範圍内においては認許可権もこれに与えられる、なるほどそれは理事長といふ名前であるけれども人は同じなんです。したがつて、この法律の運用によつては、地方自治に對する侵害といふことも出てくるを得ないといふ問題を含んでおると思ふのです。それがこの法律が問題になつておるときに、そういう私は調べ方をしたといふことの事実があつたかどうか、こういうことを行政局長は知つておられるかどうか。

○政府委員(佐久間重君) 一昨日の委員会、五市につきまして事情を取り調べるようにといふお話でございまして、私どもの係官をして五市の人事当局にそれぞれ照会をさせたわけでございます。その際に照会の仕方におきまして、あるいは言葉づかい等におきまして、ただいま先生の御指摘になつたような点があるいはあつたかとも存じますが、そのような点につきましては、以後十分氣をつけるように指導をいたして参りたいと思ひます。このような節があつたといひますならば、その点はおわびを申し上げます。

○山本伊三郎君 私、そういう事だことをどろどろと、そういう一事にこだわつてゐるのじゃないのですが、この法律が今後実施される場合には、相対主務大臣である大臣に對して権限が存じのうちに、この新法あるいは施行法は地方公務員の補正法です、行政を指導するといふ一般行政問題じゃないのです。この法律によつて地方公務員が、新法第一条に掲げたように、そういう趣旨によつて運用されようとするのが本法の精神だと思ふ。立法精神だと思ふのです。それが、その運用が、まだ法律ができていない、国会で問題になつたそういうことを、まあ腹いせといふわけではないけれども、そういう措置自体が、私は今後のこの運

用に非常に危惧する点があるのです。まあそういう意味において言つたことであつて、行政局長がそういう答弁をされれば、私は、もう済んだことよりも、今後やはりこの法律によつて自治省に對してあらゆる陳情といふか交渉が持たれてくると思ふのです。その際に私は懇切丁寧にやつぱり指導するといふ立場で、この法律によつてただ監督とかそういうことでなくして、指導するといふ方向でやつていただきたいと思ふのですが、この点、これこそが大臣に、一言でもいいですが、ひとつ御答弁願ひします。

○國務大臣(藤田弘作君) 大体この法律を作る趣旨は、元來いろいろ不統一であつたものをまとめて組合員の利益をはかるということが根本的目的であります。したがつて、組合員の不利益をはかるやうな考へ方はひとつありません。あらゆる意味において將來組合員の利益になる——また交渉の途中において係官と組合員との間に多少感情のあつてゐたといふようなことも聞きました。そういうことはできるだけ避けまして、今後もういふことがないように、またこの法律の施行によつて、これは一歩前進であるといふことから皆賛成しておるわけでありま。すべての法律が、改善が、何らのそれじゃ障害を伴はずして將來までもそれが完全にあるかどうかといふことは、これは問題でございませ。したがつて、その施行の過程におきまして何らかのそこにマイナスが起つた場合には、率直に皆様方と協議しましてそのマイナスの除去に努めたい、こういうふうに考へております。

○山本伊三郎君 まあその点はひとつぜひ、これは大臣にそういう答弁を求めたというのは、本法審議の過程でそういうことで大臣が言っておられたという事は、将来運営上で、係、担当官の私は反省を促したいという意味でもって言ったんですが、どうかひとつその点が、忌憚なくそういう点はやっていただきたいと思います。私がこゝでこういうことを言ったから、また逆にそれをたてに、弱い地方自治団体をいじめるというようなことがあったときには、そのときにこそもう大臣に対して私は責任を追及したいと思えますから。

○国務大臣(篠田弘作君) そういうときには私が承知しませんから御安心下さい。

○山本伊三郎君 なかなか今度の大臣はいいこと言ってもらって……まあしかし大臣もそう長く同じ人がやらないうでしよう。あなたがおられるときは安心するのだが、あなたがやめられるとまた困ると思うのだが、これはひとつこの精神をぜひ行政局長受け継いでやって下さいね。

それでは次に移りますが、一つ大きい問題があるのです。これは本法附則第四十一条の、こういへばすぐわかるのですが、この法律が施行されると同時に国家公務員に準じて退職手当に關する制度、これを整備するよう努めなければならぬ、こういう法律の文言になつておる。これも實際は、国家公務員の場合には、国家公務員共済組合法ができるときに、国家公務員退職手当法というものを同時に出してこれが成立したからこれは問題なかった。今度の場合は、この本法がまずできて、その

後にこういう附則四十一条によつて各地方団体で退職手当に關する制度を国家公務員の退職手当に關する制度改正の趣旨にならつて整備するように努めなければならぬ。増額ということに入つておらない。したがつて、ここに私は運用上相当問題がもし出せば、こゝではつきり言つておきたい。この趣旨は、国家公務員の場合は二〇%から三〇%退職手当を上げました。平均二五%いっておるのですが、そういう現在のある退職手当条令にそのまま平均して二五%程度の引き上げをすべきであるという精神がこゝに注文になつておるのかどうか。これをひとつまず聞いておきたい。

○政府委員(佐久間彌君) この条文は国家公務員の退職手当に關する制度がただいま先生のおっしゃいましたように、国家公務員共済組合法の改正に關連をいたしまして改正されました。その趣旨にならつて整備せよ、といううことでございますので、その退職手当の支給の率、給付の内容につきまして国家公務員の内容どおりに地方公務員の退職手当の内容を整備すると、こういう趣旨でございます。現在の地方公務員の退職手当をその上に一率に二五%プラスをすると、そういう趣旨ではございません。

○山本伊三郎君 それは全く過去の本案を審議した過程からいって、それは成り立たぬ。日はいつか私はまあ記憶いたしません、議事録を見れば出ておると思うのですが、今度の場合、掛金が地方公務員の場合には標準二%となつておりませんが、それ以下がありまされども、いわゆる倍以上に上がったので、その掛金に見合うものは退職手当で上げるのだという、そういう

説明のもとでわれわれは了解をしてきた。今言われるのを私非常に心配しておつて、ぜひこれはのがしてはいけなと思つて持つておつたのですが、今言われる説明を聞いて、前の説明されたものとは異なつてきておる。私はこの法文を見たときにあつたんですが、「整備する」というような文言はきわめて私は問題があると思つておつたんですが、それでは掛金は上がったけれども、退職手当でそれをカバーするのだという資料もあつたとき出したのですよ。出したこと覚えておるでしょうか。それはうそですか。現在のあるものが国家公務員の率よりも高いから、そういうところは駄目なんだというところ、そういうところでも掛金を上げてくるでしよう。そういうことは、私はこの段階になつてこれをくつがえすことになれば二条三項の問題ではありませんよ。そんな問題ではないですよ。

○政府委員(佐久間彌君) この退職手当制度を国家公務員の制度に準じて整備をするという趣旨は、先生の御指摘になりましたように、掛金が今度上がることにすると、その分について地方公共団体の負担がそれだけ減ることになると、それを公務員のほうに還元をするのだと、まあそういう趣旨も含まれておることはそのとおりでございます。ただこの制度の内容につきましては国家公務員の退職手当の内容に準じた内容に整備をいたしたい。地方公共団体の大多数の者が改正前の国家公務員の退職手当のベースに現在なつておりますので、それを改正後の国家公務員のベースまで引き上げていきたい、こういう考え方でおるわけでございます。

○山本伊三郎君 ここをあいまいにしておくことは今後の問題として重要な問題です。先ほど何回も言いましたように、国家公務員の場合は退職手当法というものとあわせて国会に出してきて、こちらが上れば掛金は上がるけれども、これだけの退職金がふえますというところで国家公務員は了解した。今度の場合はそうじゃない。一応掛金を上げるという法律案を出して通しておいて、今度は附則四十一条によつて、退職手当条令というものを国家公務員の改正の趣旨にならつて整備するということ、これは、私としてはそのまゝ――掛金の上がつたというこの見合いとしてこの退職手当を上げるというこゝでなけりやこの法律の立法の趣旨が一貫しない。そういうことに解釈していいですね。

○政府委員(佐久間彌君) 趣旨は先生のおっしゃいますとおりでございます。それで時期も、退職年金制度が実施になります時期から整備するように指導をいたしたいと思つております。

○山本伊三郎君 その点、これはもう大事な問題ですから、問題が必ず起つてくると思ひますが、国家公務員の趣旨にならつて整備するということ、は、掛金が上がったということ、いわゆる国家公務員に準ずるんだから、二〇%から三〇%、平均して二五%のあの措置にならつてやることであるという規定であるということをもう一べん確認して下さい。

○政府委員(佐久間彌君) 地方公務員のベースを国家公務員のベースまで引き上げ、内容も国家公務員に準じた内容に改善をすると、そういう趣旨でございます。

○山本伊三郎君 それは違うんだ。こゝで言つておるのは、国家公務員の趣旨にならつてという、趣旨にならつてということは、国家公務員の場合は現実にその時点において、この法律ができる時点において、いわゆる二五%平均上げたんだから、この法律が実施される時点において二五%上げるという措置であるということではけりやいかぬですよ。それでいいんですか。――それでしよ。

○政府委員(佐久間彌君) 地方団体を運じてみまうという二五%引き上げるといふことになるわけでございます、そのような財源措置もいたしておるわけでございます。

○山本伊三郎君 あなたはどうもはつきりしないんですね。――地方公共団体を運じてみまうとして、現実に今、退職手当条令というものがあつた。そのものについて、それを二五%率を上げていくということではしよ。――いや、率じゃなしに、金額においてそういうことではしよ。

○政府委員(佐久間彌君) 個々の団体について現在ある制度を、その上に一律に二五%プラスするということではございませんで、個々の団体の退職手当の内容を国家公務員の内容に改善をする、こういうことでございます。

○山本伊三郎君 それはもう全く違うんですよ。文部大臣はまだ来ないけれども、まあ公立学校の場合は一定しておると思うんだが、そういうことであれば、もう理屈は全然合わないんですよ。あなたのほうが地方へ行つてどういふ宣伝しておるかという、みんなこれにひつかつたんですよ。この

法律ができたならば、退職手当金は上るけれども、今度やめたら二五％程度上がります。それで掛金は上がったとしても、めるときに退職手当が二五％も上がればそれでいいじゃないかというふうなことで、一般の地方の人はこれに大いに期待しておるんですよ。それが、国家公務員の額以上に達したものはそれまでやらないのだ、こういうことで、それはもう問題にはならぬのです。問題は、第四十回通常国会で説明されたことは全部くつがえされるということになるのです。

○政府委員(佐久間彌君) この退職手当は、先生も御承知のように、退職年金とは制度を別いたしましたして、地方自治法でも給付の一種として扱ってあるわけでございます。したがって、この手当制度につきましては、条例で定める建前になっておりますので、若干のことでございまして、これは当然のことと考えるわけでございまして、その基準はこの四十一条の趣旨にしたがって整備するように指導をして参りたいと思っております。

○山本伊三郎君 退職手当条例、各市町村あるいは都道府県が持つておる――都道府県は大体一定しておる、中には違ふところもありませんが、これは長い歴史で持つてきておるんですね。あなたのいわれることは、具体的にいうと国家公務員の今度二五％上がった率以上には上げないということなんですか。かりにこの要項でやると、二五％上ったところの要項でやると、これ以上は上げないという、もう現在に

おいて国家公務員の退職手当法によってやっていると、この基準までいって、おつたら、もうこの法律があつても一文も退職手当は上がらぬということになるのですか。

○政府委員(佐久間彌君) 先ほど申し上げましたように、条例で退職手当の具体的な制度はきめることになるわけでございまして、そこで地方公共団体の若干自主的な判断によりまして、でこぼこがございまして、これは当然のこととございまして、ただ基準は、国家公務員の制度に準じて整備をしてもらいたい、このような指導をいたすわけでございまして。

○山本伊三郎君 自治省がそういう希望的に言つておるものは、この法律では何も出てこないのですよ。こういうものを附則でうたつたというものは、本法施行によつて組合員の支出が多くなつてくるその裏づけとして退職手当を上げていくというものが現実のこの趣旨ですよ。それならば極端にいうと、この法律があつたつて掛金は上がらぬけれども、退職手当はひとつも上がらぬというところが出てくるのじゃないですか、あなたの説でいけば、そういうものが許せませんか。

○政府委員(佐久間彌君) この点は、給付につきましても、さうでございまして、若千の凹凸があるわけでございまして、これを基準にいたしまして、それぞれの地方公共団体に自主的に条例で制定していただければいいわけでございまして、高いものを下げるとか、さらに上げてはいかぬとかいうことを申しておるわけではございません。

○山本伊三郎君 あなたの言うことは

一貫しないのです。この法律の趣旨は、むしろ、あなたのほうがこの法律によつてまた規制しようというふうな考えがあるように私受け取れる。地方公共団体が退職手当条例を作つて自主的にやるのは当然ですよ、地方自治法によつて。ただ、こういう法律があるから法律によつてどうしてもこれは上げざるを得ないという、これで規定しておるのだというの、私の解釈なんです。ところが、あなたの言うことになると、どうも自治省はこの四十一条をたてに、今度相対的に高くなるのは、それはいいかんだ、今度上げるときには、さういふことではいけない。極端にいうと、さういふところには地方交付税もやらない、さういふことになるのですか。

○政府委員(佐久間彌君) 地方交付税で財政上の措置をいたしますのは、これは国家公務員なみの基準で措置をいたすわけでございまして。各地方公共団体でそれにつきまして若干の幅をもつて条例を制定いたしますことは、これは地方公共団体の決定するところにゆだねるつもりでございまして。

○山本伊三郎君 もう、わかりやすくあなた言いなさいよ。これによつて、この附則第四十一条によつて、国家公務員に準じてやるといふことは、具体的に言つて、国家公務員の場合は平均二五％退職手当を上げておるのだから、この法律ができる、それと同じような措置をとることができるといふこと、さういふことに解釈するといふことではないのですか。

○政府委員(佐久間彌君) この規定の趣旨はさういふふうな考え方でございしますが、地方公共団体の制度につきま

しては、先ほど申しましたように、条例でこの趣旨をくんで御決定を願いたいと思つております。

○山本伊三郎君 私は、さつき言つたように、国家公務員に準じて平均二五％上げるようにしようというの、この法律の趣旨であるといふことではないのです。そのあとで、あなたが条例を作つてやるのだ、これはもう条例制定の権限は現在のところ地方公共団体にあるのだから、そこまではあなたに任せたい。それから第四十一条の解釈は、今言つたように国家公務員に準じて平均二五％上げる、これがこの法律の趣旨であるといふことではないのですか。

○政府委員(佐久間彌君) この規定の趣旨は、先生のおっしゃるとおりであります。

○山本伊三郎君 今の佐久間行政局長の答弁は、附則第四十一条の法律制定の趣旨は、かつて国家公務員共済組合法を作つたときに国家公務員の退職手当を平均二五％上げた、さういふ措置をとるべき趣旨である、さういふことを言われたといふことに私は了解をいたします、いいですね。

○政府委員(佐久間彌君) その趣旨は、そのとおりであります。

○山本伊三郎君 次に伺いますが、もうさうたくさんありませんから、重要な問題は大体済みしましたから……。健保が存続十年というふうに言われておるのですが、この法律上から見るとさういふことはないのですが、何か法律の規定はありますか。

○山本伊三郎君 そうですね。この法の施行の際に健康保険組合で短期給付をやつておるところについて、いつまで

という制限の規定はございません。

○山本伊三郎君 さういふ所屬団体ではなかなかさういふ心配をされておるのですが、それは法の何条ですか、あれの誤解だったと私は見ておつたんですが、それで明らかになりました。除外された健保の存続期間、これは期限はない、さういふことではないですか。

○説明員(松浦功君) よろしうございします。

○山本伊三郎君 それからもう一つ、これはきわめて政治的な問題になりますが、大蔵大臣がさういふかぬ問題ですが、今度の退職年金の積立金の預託について労働金庫もその中に一枚加えてもらいたいと思つていますが、これはいいですね。これは政令事項です。

○説明員(松浦功君) 預託をできますが、これは臨時金利調整法第一条に定めておる金融機関というふうに国家公務員に符節を合せておられます。その中には当然労働金庫も含まれております。

○山本伊三郎君 含まれておるといふことになしに、これは大蔵省の積立金運用規定が何かで処理をする、あるいは組合のほうでどうするかは別であると思つていますが、その中には労働金庫も入ることになっておりますね。

○説明員(松浦功君) 預託をできますが、先金の金融機関というものを臨時金利調整法にいう金融機関に限定をいたしまして、臨時金利調整法第一条にいう金融機関として労働金庫が入つておりますので、当然預託ができる金融機関といふことになりまして。

○山本伊三郎君 それではちよつと問題になると思つていますが、これで大体終わ

りになるのですが、退職手当じやなしに、この法律案ができる関連性の問題について、あなたの管轄でないと言いかもしませんが、現在公務員なり三公社公務員という中に入るものは、抜かされるものはただひとり駐留軍における人の問題が残ってくるのです。通算措置の問題、それはどういふことかという、これは中で問題もありませんが、旧令の共済組合において、資格はないけれども駐留軍に勤めた経験のある人、国家公務員法あるいは地方公務員法によると、そういう人は国家公務員、地方公務員になった場合には通算措置がせられるようになっておりますね。恩給もそういうふうになっておる。ところが現在の厚生年金に該当しておる旧令共済組合の人だけはそういう法がない。これは厚生年金保険法によって規定されておるからどうもできないというのですが、厚生省としてはそういう旧令の共済組合の経験のある人を厚生年金の中で通算措置ができればどうか、またできないとすればそういう措置が将来とれぬのかどうか。こういう点について……

○委員長(石谷憲男君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(石谷憲男君) 速記をつけ

○山本伊三郎君 自治省に伺います。通算の問題でいろいろ問題があるのですが、この条文を採しておるのですが、国家公務員とかその他のやつがあるのですが、今言いました旧令の共済組合、具体的にいうと昔の海軍工廠、陸軍造兵廠ですか、あるいはその他あるのですが、そういう人の通算の措置

は長期組合とか、そういう中に一緒に入っておるのですか、ちよつと知らして下さい。

○説明員(松浦功君) 国の長期組合員というところに書いてございまして。具体的に条文で申し上げますと施行法の五十九条でございまして、国の旧長期組合員期間を有する者に關する経過措置、これで全部同じようにこちらに引き継ぐことにいたしております。

○山本伊三郎君 その場合問題になるのですが、これはこれだけではありますせんから明らかにしてほしいんです。この通算措置の場合には、完全な率期間通算になっていると思うのですが、一般の更新組合員と新法組合員間の期間を、新法期間のやつを、おのの条件を計算して、そして二つ出したものが年金になるようにしている。この場合は率期間の通算が一つにしてしまつて、そして増加率は最初の二十年までは百分の二になるのか、そして二十年以降は百分の一・五ということですが、これはどういふことになつておるのか、国の長期組合員の場合とちよつと異なる——なかなか法律を見て

○説明員(松浦功君) これは国家公務員の場合におきます経過措置と全く同じ考え方規定をいたしております。地方公務員の場合でございまして、市町村共済組合に属する組合員の取り扱いと同じ取り扱ひになっております。

○山本伊三郎君 これはもつと専門家の人に言つてもらつたらいいのですが、現実の問題が国家公務員の場合はあるのですが、今言つたように過去の旧共済令の期間がかりに二十年であるとする。二十年という極端ですが、十

九年で年金がついておらないという場合、ところが、それから一年すると二十年で、年金がつくのですが、あとまた地方公務員になって、あと十年おると、その場合の増加率の基礎がどうなるかという増加率の基礎ですね。

○説明員(松浦功君) たとえば、ただいま御指摘ございましたように、旧令年金の適用期間が十五年あつて、その後市町村の吏員として十年勤続期間があつたという場合には、条例のほうからさきに基礎期間をとつて参るようになつております。恩給に相当するものを、すなわち条例でございまして、これを優先順位に考へて、それから逆にとつていきまして、残つたものは加算率という格好の計算になっております。

○山本伊三郎君 そこにちよつと問題が出てくるのじやないかと思ひます。二十年までと二十年以降との増加率は違ひますね、一年について。そうすると旧令の共済組合の増加率がよければそれでいいんですが、新法の二十年までの増加率が多い場合、結局新法の増加率の少ないところだけが伸びてくるという結果になる。そういうことでは、一般の更新組合員のように、おのの年限における計算をおのの勤続年数に見合つて、その合算ということにはできないのですか、それはどうですか。

○説明員(松浦功君) これは一年々々の計算の場合に、基礎期間をいづゆる基礎率とそれから加算率をどつちにとるかという問題であらうかと思ひますが、具体的な申し上げますと、いわゆる旧長期組合員系統の場合よりは、年金条例あるいは恩給系統

のほうが内容がよいという前提に立つております。そういういたしませんと、技術的に制度がしげないものでございまして、基礎期間が年金条例期間、それから旧長期組合員期間、旧長期組合員の適用を受けておらない職員期間、順にとるようになっておりますが、それはいづれにいたしましても基礎率と基本率だけの問題でございまして、基礎率あるいは加算率ということが当該部分についてございまして、それぞれそのときに適用を受けておりました条件によりまして、計算をして積み上げていくことは御指摘のとおりでござい

○山本伊三郎君 今、僕が言つたような方法で、おののその所屬しておつた年金の条例とか法律、規則によつて計算したものを合算して出すということにこの規定はなつておるんですか。間違ひないですね。

○説明員(松浦功君) そのとおりでございます。

○山本伊三郎君 もう一ぺん尋ねておきますが、旧令の共済組合の場合もそういうことになつておりますか。

○説明員(松浦功君) そのとおりでございます。

○山本伊三郎君 もう一ぺん、これは内部で調べてもらいたいんですが、国鉄のいわゆる公共企業体職員等共済組合法の運用ではそういうふうにしておらない。したがつて、そう言われれば私はこれでけつこりなんです、これは問題であるので、改正を次の国会でやつてもらいたいということがありますが、本法においてそういうことになつております。私はそれで了解いたします、この問題については、そ

れじや質問を続けます。衆議院の附帯決議に具体的に出ておるんですが、この掛金が標準以下の場合の措置ですが、これについてはいろいろ話があるのですが、いよいよこの段階になれば、これに対してある程度自治省としても、それに対する方針といひますか、方針というよりも指導する考えといふものがあると思うのですが、これは一つの大い問題ですが、これについてどうですか。

○政府委員(佐久間源君) これは一昨日、占部先生の御質問に対してお答え申し上げましたが、大体掛金がふえまして分は職員の福祉のためにそれを使うようにするといふ趣旨からいたしまして、たとえば互助会に補助をいたしますなり、そのほかの福祉施設にそれを使ひますなり、そうしたことによりまして経過的に、まあこれは衆議院の段階でお話の出たおりましたのは三年くらいというお話が出ておりました。が、そういうような措置で、それらの地方公共団体職員の福祉のために適当と思はれることにこれを措置されるというふうに考へております。

○山本伊三郎君 いろいろこれは具体的に問題があるから、現実に本人にとつてみれば、普通であれば二%から四・四%ですから、これは倍ちよつとですが、全然出しておらないところでは、四・四%という、もうそれだけ掛金がふえる。それによつて給料が高くなればそれでいいというわけですが、そういうわけでは現実はない。当該団体に所屬するいわゆる職員は非常に生活上困る。こういう点について何らかの配慮——そういうものは何か福

利厚生施設に金を出すんだ、そういう施設をするんだということを言われるのでありますが、何か現実にはそういう措置は考えておられないのですか。全然掛金を出しておらなかったという団体。

○政府委員(佐久間) それにつきましては、その百分の二の率であつたと仮定いたしまして、それに相当する額の範囲内におきまして、経過的に先ほど申しましたような措置を考えられることが適当であらうと思ひます。

○山本伊三郎君 荒木大臣も見えられたのですが、自治大臣はそれかわりまた、どこかに出かけられたのですが、あなたはひとつ政府を代表して聞いてもらいたいと思ひますが、本法成立後なかなか問題が残ることは、第四十回通常国会並びにこの臨時国会を通じての衆参両院における審議の中で大臣は体得されたと思ひます。大臣は大まかなところしか関係しておられないけれども、非常に問題点がたくさん残っております。文部大臣としては公立学校共済組合の管轄だけですが、自治大臣は病気でおられないから、政府を代表して聞いてもらいたいのですが、いろいろわれわれとしては問題のあるところがあるのですが、いよいよ終末の段階にきておられますので、最後に政府に聞いておきたいのですが、この前の通常国会の二月二十日の日ですか、いよいよこれを衆議院に回すということ、参議院を打ち切るということになつたときに、安井自治大臣も、あなたと一緒にいられたと思いますが、答弁をされた。私が一番危惧するのは、法律上暫定的な措置をとりませんが、自治省並びに文部当局、警察当局の出した

あの資料からいくと、今の掛金率だけでは、あのデータであの計算式をとるといけないうものが結果に出てくる。ただ、われわれは曲げて——あれはたよりない資料だ、非常に十分な資料でないといふことでわれわれは考えておられるけれども、正式に計算をしたものを百分の四・四ではないかといふものが出て参ります。しかし、それについて自治大臣は、それはもう絶対に百分の四・四から上げないといふことを言っておられるのですが、国会で審議をしておられる間はいいけれども、この法律案が通つてしまつて、負担割合の決定は法律改正にかかりまゝから国会では関係できるけれども、掛金率の変更については、これはすべて連合会なり運営審議会でもやられることになつておる。現実には指導されるのは自治大臣とあなたです。そうなるべくと、どうしても経済がこうだからといふことで、五年ごとにするということになっておられますから、百分の四・四でいかなうのだからといふ上げてくる、大きい問題が起る。そこで私は、もうこれ以上がらばりませんけれども、できれば正確な統計数字に基づいた保険数理によつたといふ試算表といふものを求めたのですが、これが出されないうです。そういうことも勘案して政府は十分考えなくちゃいかないと

思ふ。もう一つ言つておきますが、朝あなたはおられませんが、追加費用は、ほんとうに要する費用の約三分の一しか——四分の一しか出さない。それでも私は言つておきますけれども、今の百分の四・四を出され、地方公共団体が百分の五・五を負担して出しておる以上は、

経済上の赤字は——十年あるいは十五年、私は二十年と見ておられますが、十年は絶対に——予定利率を五分五厘として政府が押えておる以上は、絶対に金がなくなるという事はありませ

ん。しかし四十年か五十年という長期にわたつたときには必ず赤字がそのときに出てくるのです。そういうことになつておることは、これはもう皆さん方聞いておつても、何だ四十年、五十年、われわれはおらぬといふことですが、そういうことははっきり政府は見えておかなければならない。私は長期給付の年金制度については、やがてはそのときに問題が出て来ます。厚生年金の場合は、昭和十七年にできて、ちょうど本年から——二十年の最短期間で本年からようやく長期給付の事故が発生になります。しかし厚生年金は施行法による更新組合員とか、そういうものは全然ないのですから、保険数理から出た数字でやつていけば厚生年金の金は余ることになります。最初予定利率五分五厘でやつておる。最初は四・三くらいか、四・五くらいの予定利率でやつていたやつをだんだん上げてきた。あれは金がたまつていくことは事実です。地方公務員だの、国家公務員の場合は更新組合員といふ、そういう追加費用といふ部分で、もし政府が八千三百億といふものを出さない以上は、やがてこれは破産する。政府のほうは追加費用についてはやれるところまでやつていくといふ考え、大蔵省でもそういう考え方です。それが将来必ず大きなひびになるといふことを政府は十分考へて、追加費用などについて特段の政府部内においても配慮を願ひたいと思ひますが、この点大

臣として詳しいことは御存じないかも知れませんが、私の言つたことがほんとうだといふことを言われれば、それくらいのことはいふと思ひますが、その場合に政府として追加費用を十分考へられる用意があるかどうか、その点ひとつ御答弁願ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 前国会のときから山本さんの数理的なお話には無条件降服以外にないわけでありまして、正直なところよくわかりません。わかりませんけれども、いやくもこの制度が充足いたします以上、この制度が健全に長きにわたつて維持されるように政府としても、関係当局としても考へることが私は当然だと考へます。今のお尋ねに具体的にお答えいたしかねますが、今申し上げたこの案件の本来の趣旨を没却しないようにといふ心がまえで、あらゆる措置を將來にわたつても講ずることは当然のことと心得ます。

○山本伊三郎君 政府の大臣としてはその程度でいいと思ひますが、そういう点はひとつ十分考へてやつていただきたいと思ひます。それから特に公立学校の共済組合の運営については、これは相当膨大なものになります。おそらく組合では一番大きなものになるのじゃないか。その場合に公立学校は残念ながら組合方式をとらずに運営審議会方式をとられております。その審議会の委員は半数は組合の代表といふことになつておられるけれども、やはり主務大臣であるあなたが——文部大臣がこれを任命することになつておる。あなたは日教組とはいふ仲間が悪いといふことを聞いておられるが、この運営は個々の先生方の福利を目的にしたものであるから、そういう点は十分配慮をされて、個人的な感情であるとはいひませんけれども、何も労働運動というところまでなくて、これは厳格な保険数理に基づいた運営でありますから、この委員の選定に当たつては日教組の存在といふものも十分認めなければならぬと思ひますが、この点いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私の日教組を批判しておりますことと、職員団体である——地方公務員法で適法に認められておる教職員団体たる日教組といふものとは、別個の問題であると心得ております。したがつて、現に今でも日教組の推薦にかかる組合員を制度上の委員等にいたしておることも、一つも矛盾を感じません。当然のことだと思ひます。ただ、目的、性格等についていかがであらうといふ点を指摘して反省を求めるといふ態度以上に、何らの他意もないわけでごさいます。山本さんが今御心配なさいますけれども、その御心配は御無用にしたいだけだといふことを存じております。

○山本伊三郎君 今まで予算委員会とか、ほろぼろで聞いた答弁のうちでは、非常に私としてはいい答弁でありました。そういう意味において、私はこの共済組合ができた場合には、その運営を民主的に運営されるように、特に特段の配慮というよりも、その精神に従つてやつていただきたいと思ひます。

なお幾らでもあるのですが……。

○委員長(石谷憲男君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（石谷憲男君）速記を始め

○山本伊三郎君　それでは質問も、本日午前から午後に引き続いて大体言うべきことは言ったんですが、どうしても修正をしていただきたいという点もあるのですが、国会運営上から見てそ

うもいかなという事で、最後に、大臣も揃われたので、参議院ではさきにも附帯決議をつけて——これは自民党独自でつけられましたが、われわれもその当時敬意を表するほいもの

が出されております。したがって、衆参両院において附帯決議がついております。一々ここで言うと時間もおかかりますが、これについては、もちろんそれは尊重してやると言われますが、単

に通り一ぺんのことではなくして、重要な問題を含んでおりますので、たとえば掛金の問題、資金の運営、それから組合運営の問題、そういう点がずいぶんありまするが、これについて両大臣

は誠意をもってやるべきは当然だが、
いわゆる責任を持つてやるということ
まで言えませんか。

○国務大臣(篠田弘作君) 参衆両院に
おいてつけられた附帯決議であります

から、もちろんわれわれ行政府としては当然責任も持ち、良心も持つてやるべきだと私は考えます。

○山本伊三郎君　それからもう一つ重要なことは質疑の中で明らかにしました。

たが、これによって地方財政が相当私
は圧迫されると見ております。自治省
は、事務当局はそうはさせないよう
に努力すると言われますが、現実の数字
から見ても圧迫されることは当然で

が大きく出て参ると思いますが、この点について自治大臣としてどう具体的に

に、という問題があります。善処されるけれども、何か自治大臣においてそういう問題についてやるという考え方があるかどうか、その点ひとつ特にお聞きしておきたい。

○国務大臣(篠田弘作君) この法律の施行によりまして、今おっしゃったような欠点が出た場合には、これはまた自治省としてそれに対する対策は万全を期するつもりでおりますが、今おつ

しゃいました公営企業というよりな特
別会計の問題につきましても、いろい
ろな公営企業の問題につきましても
ケースが違いますけれども、これにつ
いても各方面から研究しまして万全の

策を講じたい。内容についてはいろいろ複雑多岐にわたると思いますから、今ここで申し上げません。

○山本伊三郎君 重ねて申し上げますが、今三十七年度の地方財政計画の見

込みの数字をもらったのですが、この数字から見てもおそらく来年度はこれは問題になること私は必至だと思っております。特に地方公営企業で困るといふのは、いわゆる追加費用の問題が大きい

くウエートが重なってくると思うのです。この点については特にそういうこととの地方財政を圧迫しない、しかもその他の地方公共団体のやる仕事にこれが支障にならないような措置が、具体

たい。

○国務大臣(篠田弘作君) おっしゃる御心配は、将来の問題でありますし、

そういう問題が出てきましたときには、一々ここでどういふ問題について

どうかといふことは私は申し上げませんが、いろいろな問題を含めて御心配の

ないようになりたいと、こう思っております。

○山本伊三郎君　もう一回申します。地方公営企業ですが、具体的な話は出ないのですが、何かそれに対する独自の

の起債というもので——そういう困ったことができた場合に——なければいけないのですが、そういう場合には、そういうものを考え、あるいはそれに對する利子補給とかというような点を

考慮できないかどうか、今の法律上でできないかどうか、もしそれでできないければ、そういう法律を改正でもして何とかそういう地方公営企業で困るところについては措置ができないかどうか

か、もう一回念を押して聞いておきたい。

○国務大臣(篠田弘作君) 地方公営の企業は本来が独立採算を建前としておりますから、そういうものに対しまして

れぞれ持つておるわけなんでございませうけれども、今言つたようなことは、事、地方財政に關係する問題でございませうし、私、何も当委員会の委員であるから自治省びいきというふうなけちくさい考え方でなしに、しかも地方財政の問題が、今のは何といひますか、いろいろな面でもめんどろを見ていこう、こういう建前に立つておる限り、そういう作業の最終的なものは自治省で担当してしまふべきだと、こういうふうに私思ひますが、自治大臣、それに対して、これはまだ政府としての意思決定でなしに、担当の大臣として、自治大臣としてどういふふうにかゝる問題をお考えになりますか、ひとつ。

○国務大臣(篠田弘作君) こういう問題は、結局において、まあ水の流れるような自然の結論に待つことがいいと思ひます。ということは、各省におきましていろいろ作業はしておりますけれども、そのうちにおきまして、やはり最も地方に深い關係を持つておるといふようなところに結論的には私は参ると思ひますけれども、目下まだ政府部内におきまして意見の統一もしておりませんし、ただいま事務長官が申しましたように事務長官の手元において現在取りまとめております。私があまりここでいろいろなことをしやべりますと、何か役所のセクシヨナリズムでも強調しておるようになりまして、かえつて問題の解決にもよくありませんので、結局私は当然来るべきところにくると、こういうことだけ申し上げておきたいと思ひます。

○鈴木壽君 まあ大臣としては、今の段階ではそろそろおつしやるしかないと思ひますが、長官どうでしょう。私、先ほど申し上げましたように、非常にすなおな気持ちでこの問題の性質上、そういうふうであつたほうがいいのじゃないか、こう思ふのですが、これについてあなた、いわゆる政府部内の、あるいはこれに關係するあつちこつちの話し合いがまだつかない段階でありますから、あなた自身のお考え方としてどういふふうにお考えになるか。

○政府委員(徳安實藏君) この問題につきましても、ちよいちい話題にも上つておるようでありまして、正式に政府間の、各省大臣等の間でお話し合ひしていただいておりますので、個人の立場というよりなわけにも、私のような立場からは発言するわけに参りませんが、ただいま自治大臣がお話になりまして、おおよそ皆さんのお話もそう常識はそれのほうにいくはずがないと思ひますから、いずれこの法案が通りましたら、先ほど申しましたように防災會議もすみやかに開会するように今準備しておりますので、それにはこれに關係する各省大臣も全部御参加でございますから、よくお話し合ひ願ひまして、そして調整をとつてあやまちのないような措置を講じたい。こういう考え方でおりますことを御了承願ひたいと思ひます。

○小林武治君 今に關連して、今鈴木委員の希望の質問は、これは単に野党的質問ばかりでなく、私もさういふ考え方を持つてゐるということをおし上げておきますから、ひとつ今後この扱いにおいて御注意を願ひたいと思ひます。

では、あるいはあまりはつきりしたことを私お尋ねしようとしてもおつしやられないところもあると思ひますから、まあ小林委員の今の御発言もございませうし、私、これで一応取りやめませう。

それと、もう一つの問題ですね。私は一昨日いろいろお尋ねをしたり、自分の考えも申し上げましたが、この法案のねらいは、各地方団体に對するいはば財政的な、激甚災害をこうむつて、その復旧のために必要な金という観点に立つての、大きな団体に對する財政的圧迫を避ける。あくまで地方団体の財政の面で、できるだけ国がめんどろを見ていこう。こういう建前に立つてゐる法律でございまして、その際に強調されましたように、あなたがたがそういう建前であり、そしてその運営を實際やつていく場合に、われわれに對して説明されましたことは各自自治団体の財政力に應じたものと考えて、合理的なものにしていきたい。こういうことであつた。そこで、しかし實際のやり方は私は必ずしも財政力というものではない、把握の仕方というものは、これではできないのではないかと、この点を繰り返して申し上げましたが、この点について私はもつと謙虚に検討されまして、各地方自治団体の財政力というものの把握の仕方、それに應ずる財政的な措置、国のめんどろの仕方、こういうものをこの法でねらうようになり、より効果的であり、より合理的であり、そして恒久的なものにして、地方団体も安心してやれる、こういう形に私はぜひしてもらなければならぬと思ふ。私、実は時間が許せば、あなたの方にもう少しこれは申し上げてお聞

きたいたこともございませうけれども、まあ、私これでやめますから、その点はひとつ私の要望として、しかも、これは単に私個人の、野党的鈴木だけの意見でないと思ふ。ですから、これは十分御検討の上、できるだけ早い機会に私はしかるべき改正をするなり、あるいは手続上の修正をするなり、そういうことで私やつていただきたいということが要望的に申し上げたいのでございませうが、この点ひとつ長官から……。

○政府委員(徳安實藏君) ただいまのお話まことにございませう。この法律は非常に各省にまたがりまして、しかも画期的な構想の織り込まれた法律でございまして、生み出されたために相当に苦勞してできたものでございませうが、しかし内容必ずしもこれで完全だとは私どもも考えておりません。これは災害に關する考え方は与党の各位も、野党の各位も同じ考えでございまして、これに万全を期する心がまえにつきましては、私どももほんとうに同じ気分でございます。ただ、こゝまでまとめ上げますためにいろいろの、欠陥は多少ございまして、こういうもので現在の段階ではやむを得なかつたという事情もございまして、ただいまお話のような点もよく胸にとめておきまして、いずれこの実施にあたりましては、いろいろ長短も出ましようし、あるいは思ひ及ばなかつた点も出ると思ひます。こういう点を次の機会に直していただきますことは、決して政府のほうでもやぶさかではございせん。謙虚な気分でもども再検討いたす考えでございませうから、どうぞ与野党一本の姿で、足りないところは教えていた

だいて、罹災される諸君に喜んでいただけるような法の運用をし、また法の實際もそうあらしめなければならぬ、さういふことを考えておりますので、どうぞ今後ともこの点につきましては御指導いただきたいと思ひます。

○鈴木一弘君 第二条のことなんです。被災者に對する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる一点として、被災者といふことが大きく取り上げられておるわけですね。きのうの連合審査の場合にも、個人災害のことについて出ておりましたが、この法律で天災融資といふことになつてゐるようですが、今の事務長官のお話でも、國民に喜んでいただけるような、被災者に喜んでいただけるというように言われると、非常に個人災害といふことの考え方はなくなつてくるわけですね。こゝでいつてゐる被災者といふ、「被災者に對する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる」というケースは、個人災害といふものは今申し上げた範囲以外には考えられないということなんです。被災者といふことについてどう考えているか、まずこれをひとつ。

○政府委員(徳安實藏君) 「被災者」の解釈の点につきましては、事務当局から説明させていただくことをお許し願ひたいと思ひますが、私どもは先ほど申し上げましたように、その運用の面につきましても、また解釈の面におきましても、できるだけ國民に喜んでいただけるような解釈をしたいといふふうに考えておりますが、しかし、私自身がこの法律の当時の立案者でなかつたのでありますから、個々の解釈

につきましては、私ではあるいは不十分でありました、あるいは間違ひがあったりしてはいけませんので、事務局に説明させることにいたしますから御了承願ひしたいと思います。

○説明員(高柳忠夫君) 第二条に申します被災者に対しては、国が直接被災者に特別の助成を行なう場合と、地方団体が被災者に種々の助成を行なう場合と、国が当該団体に補助をするというふうな場合とがあらうかと思ひます。それらの規定につきましては、主として、一般的には第二章以下でございしますが、さらに具体的な個々の規定については、第三章、第四章に農業関係、中小企業者関係、さらに個人の特定な者に対する住宅の建設等の規定があるわけでございます。ただ御質問の趣旨かと思ひますが、被災者に直接弔慰金なり見舞金なりというふうな形で、国が、または公共団体が出した場合に、国がある程度の措置を講ずるということについては、この二条の趣旨はそこまでいいないわけではございません。この点につきましては、現行制度では災害救助法、または更生資金の災害立ち上がり資金の貸付というふうな個人に対する融資の道もございします。現在のところは弔慰金、見舞金等の形の助成措置は考えておらないわけでございます。

○鈴木一弘君 まあ、この法律のねらっているところの主体というのは公共事業にあるわけですから、公共災害——無理もないことだと思うのですが、このことに関連してですが、結局個人の住宅が流失したような場合とか、破壊したような場合、災害を受けたような、そういうときの、具体的にすぐ補償がほしいわけですね、今のよう

な状態で、きのうの答弁でも国でやれないわけですから、そこで保険制度が現在あるわけですね。その保険の問題にしまして、関連して聞いていきたいのですが、現在の保険では風水害の場合等について、災害全般について、どういふような状態になっておりますか。

○説明員(高柳忠夫君) 私どもの保険第一課のほうで生命保険の担当でございます。第二課のほうで損害保険のほうの担当になっております。私のほうで生命保険のほうの担当でございます。その中で、まずその関係を申し上げま

す。風水害等の災害が発生いたしました場合に、生命保険の保険金の支払いはどういふふうになっておるかということでございます。民間の保険会社が営んでおります養老保険を初めとして、死亡保険でございます。一般の生命保険契約の場合におきましては、被保険者が病気で普通死に死亡した場合のほかは風水害といったような災害によって死亡いたしました場合には、死亡保険金に死亡保険金が支払われることになっておるのでござい

ます。それから死亡の場合のほかに、被保険者が両眼を失明したとか、両手あるいは両足を失ったというふうな場合——これらの場合におきましても死亡に準じて死亡保険金と同額の廃疾給付金を支払うというふうなことになっております。

以上が一般的な契約でございます。生命保険契約を締結いたします場合に、その主たる契約と一緒に災害特約というのを締結いたしております。と、この場合には若干の特約保険料が別に要するわけでございますけれども、それによりまして水におぼれたとか、そういうふうな不慮の災害などによって死亡し、または廃疾になったという場合に、本来の、もとの保険契約による保険金のほかに、それと同額の保険金が支払われる。すなわち、もとの保険金の場合に対して二倍の補償が得られる。かような制度がござい

ます。それからもう一つは、現在、住宅総合保険あるいは店舗総合保険と申しまして、これは火災保険のほかに、いろいろ飛行機の落下によるとか、車両の衝突によるような保険を一包みにいたしまして保険いたしておる制度がござい

ますが、この中に風水害——今回、雪を入れましたが、風水害に伴います損害額を填補する、かような制度もございします。この後者のほうについて申し上げますと、現在、支払いの限度がございまして、保険契約高の二〇%、それで最高限度は、一回の事故につきまして十五万円というふうな限度を設けておるわけでございます。

それから第三に、従来、保険をつけておりました物件が、流失等によりましてなくなりましたような場合には、つまり、保険契約が失効するわけですね。このときは、直ちに日割計算によりまして全部保険料をお返しするといふような迅速な措置を、これは財務局で適宜に措置をとるようになっています。

○鈴木一弘君 ちょっと様子を伺いたいのですが、今の住宅総合保険ですか、店舗総合保険、これの契約高、加入数、どのくらいになっておりますか。

○説明員(安川七郎君) 本年の六月末現在で、件数といたしまして十六万八千二百二件、それから契約金額は千四百三十六億二千七百六十五万一千円でございます。

○鈴木一弘君 件数は日本の人口から見ればそう大したものではないかもしれませんが、わずかに十六万ですから、それから風水害の場合の額というのは保険金の二割である、最高限度が十五万円であるという、これは引き上げていくような意思というか、そういうふうな指導というか、それはどんなふうに考えていらつしやいますか。

○説明員(安川七郎君) 現在一〇%、最高限度が十五万円の制度になっておりますが、これは本年の五月までの住宅総合保険におきましては、このパーセンテージが三%でございまして、それを漸次契約高が伸びましたので、一〇%に引き上げまして、現在は十五万円の限度というふうな考え方をいたしました。それで私どものほうの考え方として、同時に一年ぐら

期間を経過いたしましたして損害率の実績が出て参りますと、これだけの契約によりまして風水災に對してどの程度の保険金の支払いがあったか、それと現在と對しております料率とを比較いたしまして、相当余裕があるということになりますと、この一〇〇分なりあるいは十五万円の限度を漸次引き上げる方向で参りたい、かように考えております。

○鈴木一弘君 いずれにしても、現在のところは個人補償はない。しかもこれから引き上げられる見込みはあるけれども、現在のところ限度額は保険の場合十五万円、死亡の場合は別問題、そういうようなことであるわけですが、これはできるだけ早く二〇〇分にする、三〇〇分にする、あるいは保険金額全額にする。三百万円契約していても十五万円しか落ちないというわけですから、そうなるかと現在でいへば五〇分になってしまふわけですね。できるだけその限度を上げていって、すみやかに一〇〇分とはいかないけれども、風水害のような場合、高額に出せるようにしていかなければならないわけですね。その点について政府側として積極的に働いていくというふうにしてほしいのですが、その点の考えはどうですか。今のは見通しを聞いたわけですから。

○説明員(安川七郎君) ただいま申し上げましたような方向で進んでおりますが、この一〇〇分ないし十五万円の限度につきまして現在料率面におきましては、保険価額一千万に對して十銭というふうな比較的安い料率をとっております。この風水災につきましては、実は非常にむずかしい保険上の問題がございまして、これは非常に片寄りやすい。それから季節的にも非常に集中しやすいということもございまして、この限度を相当大幅に引き上げるというのを考えるといはしますと、この現在と對しております保険価額千円に對して十銭という料率を相当引き上げなければいけない、こういうふうな計算になって参ります。さういふにいたしますと、ただいまの総合保険のような仕組みにおきまして、風水災の危険が非常に少ないところの契約につきましては同様な料率をとれないということになりまして、あまり極端に料率を上げてしまふと、さういふ面の契約が減つて参る。したがって、全体の担保範囲が減るといふような矛盾した関係がございまして、この風水災危険につきましては、漸次契約額全体の伸びに應じて、損害保険の原理によりましてこの範囲をできる限り一ぱい引き上げていきたい、かような方針を従来からとっております。したがって、今後におきまして、さういふ方針をとっていくことがいかに思ひます。

○政府委員(徳安實藏君) ただいまのお説、私もよくつかつてございまして、あまり深く研究せんでしたがお話を聞きますと、ごもつともな点もあるようですから、ただいま説明いたしましたように、逐次引き上げの方針で進んでおるといふこととございまして、けれども、よく関係主管大臣らとも御相談いたしまして、御趣旨に沿うようにひとつ検討させていただきたいと思ひます。

○西田信一君 ただいまの個人災害に

關連してお聞きしたいのですが、農地の災害復旧事業に對してはどう考えられるか、あるいは農業施設に對して災害復旧の補助金の道が開かれましたが、この農地の減失ですね、減失については、ほとんど救済の道がないように私は思ひます。つまり川が大荒れして、川に接続しておる農地が滅失する。流れてしまふ。さういふううなことに對してはほとんど保険の道もなければ、保険の制度もない。それからまた、これは農地が流れてしまつたから復旧するといふ道もない。全く泣き寝入りであるといふような状態にあると思ひます。それで実例を、私北海道で、去年も流れる、ことしも流れる、合計何町歩かの農地が滅失してしまつたといふようなことに對して、何らその救済の道が現在では考えられておらないといふふうに私は承知しておるんですが、さういふことに對して何かお考えがございになるかどうか。

○政府委員(庄野五一郎君) 農地の災害でございまして、農地のたゞいま復旧の対象にいたしております分は、農地が流失あるいは埋没した、さういふ場合、一定の限度額でそれがその現場において復旧可能かどうか、技術的に見て復旧可能かどうか、さういふ点とそれから今御指摘のように従来農地のところが川になつてしまつた、さういふたような場合があるかと思ひます。それで現場において、川にはなつておりませんが、非常に大きな土砂が来た、岩石が来たといふた、さういふたような場合、あるいは相当大きく耕土あるいは農地を構成します土壌が流れた、さういふた場合におきましては、その現場において復旧が著しく困難だといふ場合には、そのかわるべきところにおいて、その農地の復旧限度の範囲において復旧する、さういふ道は開かれております。ただし従来農地が河川になつてしまつた、さういふたような場合におきましては、河川工事と並行いたしまして、従来河川だったところがあるいは陸地化した、さういふた場合においてはさういふところも復旧する、さういふ道は開かれております。いろいろの事案がございまして、昨年の伊那谷の非常な大災害の場合も、さういふた場合は農地復旧の限度において、そこで復旧することができないといふことで、復旧することとができないといふことで、復旧の限度において集約的に移住するといふたような場合の措置を講じたわけでございますが、具体的にさういふ点はよく調査して処理したいと思つております。

○西田信一君 その集約移住とかいふような問題まで、大きな措置ができるところはよろしいのですが、たとえば十町歩持つておる土地が、ことしは一町歩、来年は一町歩と貴重な生産手段が失われていく。さういふような場合に、現行では私は救済の道がないために泣き寝入りをしていくといふ実例を聞いていますので、それは何か救済の道がございまして、それは何か救済の地所有者が泣き寝入りをするを得ないといふことなんではないか。

○政府委員(庄野五一郎君) 現地において復旧ができないといふことで、復旧工事をやらないといふ場合がある。○西田信一君 さういふのは、結局土地の所有者が泣き寝入りをするを得ないといふことなんではないか。○政府委員(庄野五一郎君) さういふ場合もありまして、また、さういふところで工事を復旧しても再災害を受ける、さういふたことで、さういふところの農地の復旧を放棄するといふような場合もございまして、さういふ災害復旧ですね、たとへば復旧することと對して間がこれだけのあんどろを見る、さういふううな国が当然農工事とかやつておけばさういふううな悲運に會わなくても済むわけですね。それが結局、毎年々々、私が知つておる実例などは、二年間続いて相當の耕地が流失しておる。それが放棄せざるを得ないといふ状態であつては、これは国としては何か及ばないところがあるように思ひます。ですから、さういふ点について、さらに何らか具体的に積極的に検討されるお氣持があるかという意味でお聞きしたわけですね。

○政府委員(庄野五一郎君) 従来の例を申し上げますと、放棄したところもございまして、それから、さういふところからある程度距離の離れたところにおいて耕地となし得るような隣地あるいは原野がございました場合に、そこに代替復旧、さういふことをいたしまして、代替の農地を造成して、そこで営農する、さういふたような事例もあります。

そこで、現地の事情は私よく存じませんが、そういう近傍に農地を造成し得る可能地がございますれば、そういうところにおいて流失いたしました農地の復旧限度において農地を造成していく、そういう道を講じたい、こういうふうに考えております。

○西田信一君 大体わかりましたが、そういうことで、どういう法律かわかりませんが、現行法においてそういう道が開かれておるといふことですね。

○政府委員(庄野五郎君) ただいま農地及び農業施設の災害復旧をやっております国庫補助の暫定措置法において、現地における復旧困難な場合は、代替地のところにおいて復旧額の限度において農地の造成といふものも考えられるといふ道が開かれております。

○委員長(石谷憲男君) 他に御質疑はございませんか。——他に御質疑はないようでございますから、本案についての質疑は終了したものと認めます。

これより本案について討論を行ないます。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○西田信一君 私は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案について、自由民主党を代表いたしまして賛成の意見を述べ、あわせて各派共同の附帯決議案を提出いたしたいと思ひます。

本法案は、災害対策基本法の趣旨に基づき、激甚災害が発生した場合における国の財政援助等について規定し、従来、激甚災害のつど個別的に立法されてきた各種の特例立法にかわり、合理的かつ恒久的な制度を作ることを目的としたものであります。

わが国における災害の現状は、まことに憂慮すべきものがあり、災害の傷

とに憂慮すべきものがあり、災害の傷あがいがまだ回復せざるうちに、さらに重ねて災害の惨をこうむるといふ実情にあります。さきに国民期待のうちに災害対策基本法が制定せられたわけでありましたが、災害復旧に一番肝要と思われける国の財政援助については、具体的に規定するところがなく、当委員会におきましても問題の重要性にかんがみまして、基本法の審議にあたり、財政援助に関する恒久立法をすみやかに制定する必要があることを、これが早期制定を決議いたしましたことは、御承知のとおりであります。災害について公共土木、あるいは農林漁業関係その他に財政援助を国がどのような方法で、どの程度にするかは、被災団体、被災者にとつて死活の問題であるばかりでなく、実は国民経済の安定には決定的重要性を有するものと申して過言ではありませぬ。このようなことからいたしまして、本法案の制定はきわめて時宜を得たものであります。この法案では公共土木施設関係には新たにいわゆる総合負担方式を取り入れ、かつ、地方団体の財政力に應じ、超過累進的に地方負担を減少することとしているのであります。これは、従来の方式を合理化するとともに、地方負担の軽減の程度は従来の特例措置に比し、まさるとも劣らないのであります。

その他、農林水産業、中小企業、あるいは文教施設関係、さらには被災者の援護等につきましても、従来の特例措置のつとより、あるいは準じて、ほとんど網羅しておるのであります。いわゆる公共土木、農林関係の小災害についても同様であります。しかしながら

ら何分にも、対象の性質上、本法の運用そのようしきを得ることが先決であり、また、今後さらに検討を要すると思われける点も多いといふことも事実であります。かかる理由から附帯決議案を提出するものであります。附帯決議案を朗読いたします。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案に対する付帯決議(案)

政府は本法の施行に当り、次の諸点に留意し、地方財政負担の緩和と被災者の助成に遺憾なきを期すべきである。

一、激甚災害の指定および適用すべき特例措置の指定の範囲は本法制定の経緯を考慮し実情に適合するものとする。

一、特定地方公共団体の指定および特別の財政援助は従来の特例措置を下まわることのないようにし、援助額の算定についてはその責任の所在を明らかにし、他の地方財政に関する諸制度と有機的に運用しうるよう配慮すること。

一、公共土木施設等に関する総合超過累進方式の基準は標準税率収入に求めるに止まらず、その団体の財政力を充分に反映し得るよう、さらに検討を加えること。

一、その他、本法の規定に基づく各種の政令の制定に当つては従来の特例措置の内容を下まわることのないよう留意すること。

一、公共土木施設の災害復旧は努めて改良復旧によることとし、その事業費の査定は急速かつ適正に処理すること。

一、災害対策基金に関する法制を整備し、特別の財政援助等の徹底に資すること。

一、被災者の生活援護については適切な方途を検討すること。

一、地方公営企業等についても特例措置を検討すること。

以上であります。

各位の御賛同をお願いいたします。私の討論を終わります。

○委員長(石谷憲男君) 他に御意見もありませんか。——他に御意見もありませんから、討論は終了したものと認め、これより本案について採決を行ないます。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案全部を問題に供します。

本案を衆議院送付案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石谷憲男君) 全会一致であります。よつて本案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました西田君提出の附帯決議案を問題に供します。

西田君提出の附帯決議案を、本案についての本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石谷憲男君) 全会一致であります。よつて西田君提出の附帯決議案は、全会一致をもって、本案についての本委員会の決議とすることに決定いたしました。

それでは、ただいまの附帯決議につきまして、総理府総務長官の所信をお聞かせ願います。

○政府委員(徳安實藏君) ただいま御決定になりました附帯決議に対しましては、政府といたしまして、その決議の御趣旨に沿ひましてこれを尊重し、極力善処することにしたと存じます。

○委員長(石谷憲男君) 続いて篠田自治大臣の所信をお聞かせ願います。

○国務大臣(篠田弘作君) ただいま徳安総務長官から申したとおりでございます。

○委員長(石谷憲男君) なお、本案の審査報告書につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石谷憲男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(石谷憲男君) 次に、請願十五件の審査を行ないます。

お手元の一覧表によりまして、専門員に簡単に説明いたさせます。

○専門員(鈴木武君) お手元にお配りしましたプリントの順序に従ひまして簡単に御説明申し上げます。

今国会において、当委員会に付託されました請願は全部で十五件であります。

一番最初の一九七号は、地方公務員共済組合法早期成立に関する請願で、件名のとおりで特に御説明申し上げるまでもないと思ひます。

次の第三〇三号、地方公務員共済組合法案等の修正に関する請願外八件であります。これは、同法案の内容について、給付内容を拡充し、既得権を完全に保障すること、組合の運営管理は労使対等の原則により民主的に行なうこと、掛金、負担金の軽減をはかること

等、数項目の実現を期せられたいとの趣旨の請願であります。

次の請願第三〇二号は、旧津太市町村吏員は退職料等について放置されたままとなっているが、軍人恩給の戦時加算、満蒙国等外国勤務の官吏に対する恩給年限の通算実施等の諸事情を考慮し、同等の恩典に浴するよう配慮されたいというもので、数項目について要望しております。

次の第二四四号は、件名にありますように、法案の成立促進を要望したほか、農業関係について内容の改善を望むというものであります。

次の第六号であります。これは、たとえ人口三万人以上の市町村において大規模償却資産に対する固定資産税の課税定額は六億五千万円と規定されているが、これを大幅に引き上げられたいというものであります。

次の七号は、昨年の税法の改正で、住民税所得割の算出方法について、いわゆる五分五厘方式を採用したため、山林所得に依存する割合の強い一部市町村の税収が大幅に減収となるので、その財源補てんについて善処されたいというものであります。

最後の第八号の請願でございますが、現在の消防施設強化促進法により政令で定める助成基準は現在その実情に沿わないので、その基準の引上げを要望するものであります。

以上で御説明を終わりますが、なお前国会では、請願第三〇三号外八件、及び第三〇二号の内容に類似もしくは同じものが採択送付という取扱いになつておりますことを申し添えておきます。

御説明を終わります。

○委員長(石谷憲男君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(石谷憲男君) 速記を起こして。

ただいま協議いたしました結果を、専門員に報告させます。

○専門員(鈴木武君) それでは一九七号と二四四号を除きまして、他を全部採択いたします。

○委員長(石谷憲男君) ただいまの報告のとおり、第三〇三号ほか十二件の請願は、いずれも議院の会議に付し、内閣に送付することを要するものと、他は保留とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石谷憲男君) 御異議ないと認めます。

それでは審査報告書につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

○委員長(石谷憲男君) 次に、継続調査要求についてお諮りいたします。

地方行政の改革に関する調査につきまして、閉会中、継続調査を行なうことを要求することにいたしたいと存じますが、さよう決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石谷憲男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

要求書につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

○委員長(石谷憲男君) 次に、委員派遣についてお諮りいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、取り扱いを委員長に御一任願いたいと

存じますが、さよう決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石谷憲男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(石谷憲男君) 閉会中、第一回目の委員会は、九月三日(月曜日)午前十時に開会することがよろしいかと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石谷憲男君) さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時二分散会